

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会

日 時：平成25年7月17日（水）
10時～12時
場 所：男女共同参画センター
5階 研修室AB

諮問1 市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画の策定について

諮問2 第2次市川市DV防止実施計画の策定について

報告1 市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画の年次報告について

報告2 市川市DV防止基本計画の年次報告について

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会 委員出欠名簿

平成25年7月17日(水) 10時～正午
市川市男女共同参画センター 5階 研修室AB

	委員氏名	出欠状況	職業等
1	あきよし まつ 秋吉 マツ	出席	市川人権擁護委員協議会
2	あべ りさ 阿部 理佐	出席	市民公募
3	いのうえ たくや 井上 卓也	出席	国府台女子学院
4	いwasawa ひであき 岩澤 秀明		市川市医師会
5	おおさこ じゅんこ 大迫 淳子	出席	市川公共職業安定所
6	おがわ たかひろ 小川 隆啓	出席	市川市社会福祉協議会
7	おぼかた としこ 小保方 稔子	出席	帝京平成大学教授
8	たぐち くみこ 田口 久美子	出席	和洋女子大学教授
9	たけなか としはる 竹中 寿晴	出席	市民公募
10	とさか こうじ 戸坂 幸二	出席	市川商工会議所
11	なかむら としみつ 中村 敏弥	出席	市立中学校長
12	はせがわ なおみ 長谷川 直美	出席	介護相談員
13	ふじい たけし 藤井 文	出席	市川青年会議所
14	まつなが のぶこ 松永 信子	出席	市川市保健推進協議会
15	みやこし なおこ 宮腰 直子	出席	弁護士

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第4次実施計画（平成23～25年度）

平成24年度 年次報告書

平成24年7月

男女共同参画課

目 次

1. 年次報告に関する説明	2
2. 体系図	3
3. 主要課題ごとのまとめ	4 ~ 5
4. 高達成度の事業一覧	5 ~ 7
5. 達成度の低かった事業一覧	7
6. 事業別一覧	8 ~ 20
7. 事業ごとの実績報告書	21 ~ 61

∞ 年次報告に関する説明 ∞

本報告は、「市川市男女共同参画基本計画 第4次実施計画」に記載されている計画事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成24年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 所管課自己評価について

目標数値が設定されている事業について、目標数値とその実績から評価しています。

- 0 : 目標の10%未満
- 10 : 目標の10%以上達成
- 20 : 目標の20%以上達成
- 30 : 目標の30%以上達成
- 40 : 目標の40%以上達成
- 50 : 目標の50%以上達成
- 60 : 目標の60%以上達成
- 70 : 目標の70%以上達成
- 80 : 目標の80%以上達成
- 90 : 目標の90%以上達成
- 100 : 目標の100%以上達成

○ 主要課題ごとのまとめ(4～5頁)は、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとに事業数を掲載しました。
また、主要課題ごとの平均達成度をグラフ化しました。

○ 高達成度の事業一覧(5～6頁)は、目標を大幅に超えて達成した事業をまとめたものです。

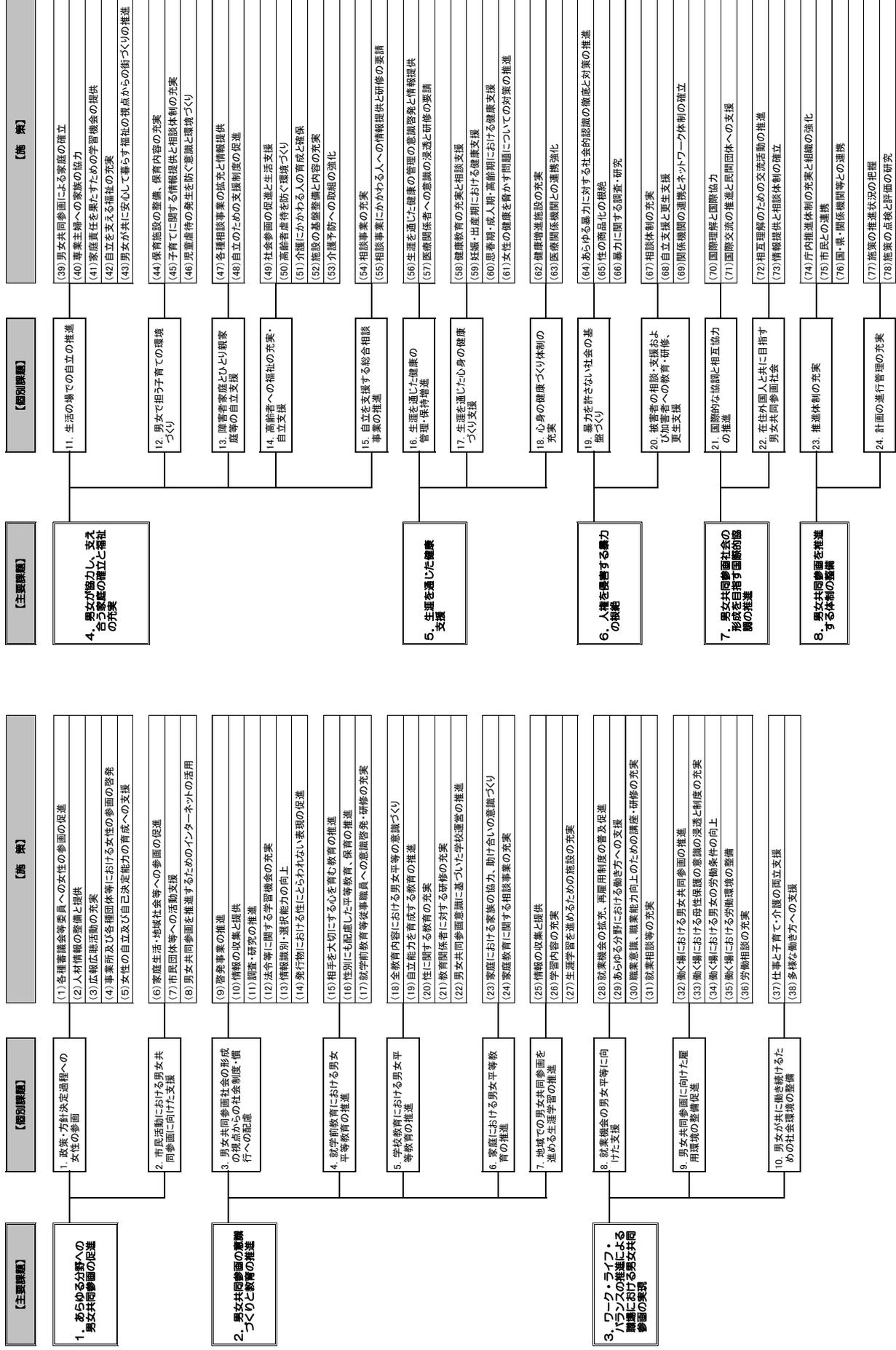
○ 達成度の低かった事業一覧(6頁)は、評価0～30の事業をまとめたものです。

○ 事業別一覧(7～19頁)は、各事業の自己評価等をまとめたものです。

○ 進捗状況(20～60頁)は、所管課による事業ごとの実績報告書の個票です。

○ 「市川市DV防止基本計画(平成23年8月)」の策定により、同計画で進捗管理することとなった事業(No.71・72・73・74・75・76)については、第4次実施計画から進捗管理を移行しています。

体系図



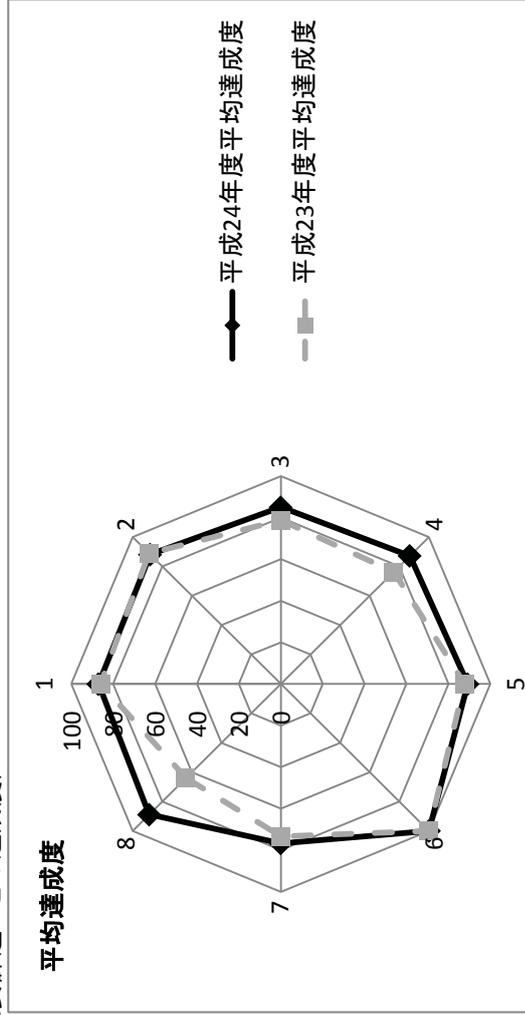
■ 主要課題ごとのまとめ
(主要課題ごとの実施計画事業評価結果)

主要課題	評価別事業数					平成24年度の評価
	100	90-70	60-40	30-0	評価なし	
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	7	1	2	0	0	・達成度50の事業が2事業あったものの、主要課題全体に対する平均達成度は87.0であり、概ね目標を達成できている。 ・「保育付講座の実施」の目標に対する達成度が30であったが、それ以外の事業は達成度70以上であったことから、平均達成度が88.1となり、概ね目標を達成できている。
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	9	6	0	1	1	・達成度60の事業が2事業あったことから、主要課題ごとの平均達成度は85.0であった。
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	4	2	2	0	0	・達成度20の事業が1事業あったが、目標数値の21事業中、達成度100の事業が13事業あったことから、平均達成度は87.1であり、概ね目標を達成できている。
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	13	5	2	1	0	・達成度60の事業が2事業あったが、主要課題の平均達成度は89.2であり、概ね目標を達成できている。
5 生涯を通じた健康支援	6	5	2	0	0	・DV防止基本計画策定事業」については、平成23年度に計画を策定し事業を達成したことから、引き続き平均達成度を100としている。
6 人権を侵害する暴力の根絶	※ 1	0	0	0	※ 6	・平均達成度は76.7であり、計画全体の主要課題中、最も平均達成度が低かった。 ・「通訳・翻訳ボランティアによる活動」が達成度30であったが、目標数値のある他の2事業は、目標を大幅に超えて達成できている。
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	2	0	0	1	2	・「男女共同参画推進審議会の運営事業」は、審議会開催数を目標としていたことから達成度60となったが、他の事業は達成度90以上であり、平均達成度は88.0となり、概ね目標を達成できている。
8 男女共同参画を推進する体制の整備	2	2	1	0	1	

※ 主要課題6「100」の欄の※については、「DV防止基本計画の策定」に関する評価であり、平成23年度に同計画を策定し事業を達成したことから、100の欄に記載しているものである。

※ 主要課題6「評価なし」の欄の※については、市川市DV防止基本計画にて進捗管理を行うこととなった事業数を記載している。

(主要課題ごとの達成度)



■ 高達成度の事業一覧
 目標を大幅に超えて達成した事業

No.	事業名 《所管課》	目標	24年度目標	24年度実績	評価	高達成度の理由
7	自治会活動活性化事業 《地域振興課》	女性会長との意見交換会開催回数	1回/年	2回/年	100	女性の意見を自治会運営により反映させるため、平成24年5月25日の定期総会において市川市自治会連合協議会会則を変更し、常任理事に女性理事の代表が加わることになった。平成24年度は、代表者を決定するために毎年開催している意見交換会の他に女性会長会を開催した。
9	男女共同参画課ホームページの充実 《男女共同参画課》	ホームページの更新回数	30回/年	46回/年	100	男女共同参画センターの講座や講演会に関するWebサイトの情報をこまめに行なったため、更新回数が多くなった。
32	一般事業主行動計画策定支援事業 《子育て支援課》	サンプル等の配布	50社/年	1,534社/年	100	次世代育成支援行動計画の見直しにより計画策定支援の対象を市内に本社のある企業に拡大したこと、市内従業員101人以上の企業で計画未策定企業が1社のみになったことから、計画策定支援の対象を拡げ、雇用労政課の配布機会に併せ、市内に本社のある従業員20人未満の企業にサンプルを郵送したため。

No.	事業名 《所管課》	目標	24年度目標	24年度実績	評価	高達成度の理由
40	家庭児童相談事業 《子育て支援課》	相談件数	3,000件／年	4,520件／年	100	児童虐待防止周知活動により、児童虐待への関心が高くなったことにより、虐待、子育て等の相談件数が増加したものの。
41	要保護児童対策地域協議 会 《子育て支援課》	支援世帯 (実)	200世帯／年	424世帯／年	100	児童虐待、養育困難な世帯の増加による。
43	雇用促進奨励金 《雇用労政課》	交付金支 給数	高齢者86件・母 子家庭の母10 件・重度障害者 19件・合計128 件(764月分)／ 年	高齢者133 件・障害者19 件・母子家庭の 母20件・重度障 害者21件・合計 193件(1,136月 分)／年	100	少子高齢化社会の進展に伴い、高齢者雇用安定法の施行や国による高齢者雇用対策の推進など、高齢者の雇用環境が大きく変わり、高齢者の雇用が進んだことが主な要因として考えられる。また、雇用労政課において、市内事業所にチラシを郵送し、制度のPRに努めた。
44	障害者職場実習奨励金 《雇用労政課》	障害者職 場実習奨 励金件数	75件／年	133件／年	100	特別支援学校が生徒の雇用促進を図るため、実習を積極的に取り入れている。また、雇用労政課において、市内事業所にチラシを郵送し、制度のPRに努めた。
50	施設整備事業 《高齢者支援課》	施設整備 数(定員)	0カ所／年	2カ所／年	100	震災等の影響や建設予定地の境界確定に時間を要したことに伴い、平成23年度内での完成が困難な状況となったことから、24年度へ繰越をしていく。24年度の整備目標量ではないが、当初の整備計画の目標が達成されたことや当該事業は待機者解消のためには必要不可欠であり、2カ所の施設が開設したことで、150人の待機者が解消されたため、100の評価をした。
55	DV専門相談員スキルアッ プ 《男女共同参画課》	研修および 会議回数	12回／年	23回／年	100	県主催のDV対応中級者研修、スーパービジョン研修、婦人相談員研修等に参加した。また、配偶者暴力相談支援センター開設からは月1回ケース検討会議及び市主催でスーパービジョンを実施して相談員のスキルアップに努めた。
57	健康相談 《保健センター健康支援課 》	相談対応 可能件数	電話相談 450 ／年 面接相談 75 回／年 栄養相談 490 回／年 歯科相談 180回 ／年 (合計1,195回／ 年)	電話相談 380 ／年 面接相談 61 回／年 栄養相談 1,243 回／年 歯科相談 258回 ／年 (合計1,942回／ 年)	100	集団指導後の個別相談の対応に努めたことや、検診の個別発送により相談件数が増え目標値を上回った。

No.	事業名 《所管課》	目標	24年度目標	24年度実績	評価	高達成度の理由
69	多目的ルームの貸出 《保健センター健康支援課 健康増進センター》	利用件数	180件/年	305件/年	100	健康増進センター研修室の有料使用団体が増えたために目標を大きく上 回った。
77	異文化交流事業 《国際交流課》	参加者数	3,000人/年	いちかわドイツ デー 延べ13,150人 /2日	100	平成23年度と連続で開催したこともあり本事業が市民に浸透してきたこと や、市川市民納涼花火大会と同日に開催したこと、また、ビールの輸入数 量を増やし、ドイツ食材店が好評を博すなど、事業の内容が充実したこと により目標を大きく上回った。
79	外国人相談窓口 《国際交流課》	外国人相 談窓口相 談者数	1,500人/年	延べ3,125人/ 年	100	平成24年5月に発行された仮住民票と、平成24年7月9日に施行された 「住民基本台帳法改正(外国人登録法の廃止)」に関して問い合わせが多 数あったため、達成度が高くなったもの。
85	男女共同参画に関する情報 収集 《男女共同参画課》	国・県・近 隣市等の 会議参加 数	10回/年	15回/年	100	千葉県から委嘱され地域で男女共同参画推進を担っている地域推進員と 連携をはかるため、定期的に地域推進員会議に参画したことから、目標 数値を上回った。

■達成度の低かった事業一覧
評価0-30の事業

No.	事業名 《所管課》	目標	24年度目標	24年度実績	評価	未達成の理由	今後の課題等
26	保育付講座の実施 《社会教育課》	講座数	13講座/年	4講座/年	30	・保育助手の確保が難しい ・保育を必要としない、親子で参加で きる講座の実施(23年度は16講座実 施) ・謝礼金予算の範囲内で保育助手 (保育担当者)を依頼するため、一講 座にかかる予算が増加することから 実施が難しい	・保育助手の確保のため、保育課の 短時間保育士等に講座の保育助手 を依頼するなど、市他部署と連携す ること ・講座内容等から保育付とすること が必須な場合は、講座に関する費 用を確保すること
47	母子自立支援プログラム作 成事業 《子育て支援課》	利用者数	5件/年	1件/年	20	ほとんどが、1回の相談で目的を達 成することで、終了となってしま い、プログラムの策定まで至らな かった。	相談の間隔を短く設定して、2回以 上の相談とプログラム策定の迅速化 をすることにより実績増加を図る。
81	通訳・翻訳ボランティアによ る活動 《国際交流課》	市川市国 際交流協 会への通 訳・翻訳依 頼件数	70件/年	23件/年	30	各課において、通訳・翻訳を利用し ないで済むように、対応策を講じた ため。(例)保育課では、説明会等を 開催する際、日本語のわかる友人・ 親戚等を帯同するよう、保護者に指 導を行っている。	より多くの課がこのサービスを利用 できるよう、庁内での周知を進める。 また、目標値についても、ニーズに 合わせて再評価することを視野に入 れていく。

■事業別一覧

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
<p>主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進 個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画</p>								
1	人材登録台帳の再構築、活用	男女共同参画課	様々な分野において知識・能力のある女性を多数台帳登録し、活用を図ることにより、女性の登用促進に努める。	登録済人数	95人	50人	50	市川市女性人材登録台帳設置に関する内容を見直し、新たに要領を平成25年1月23日に施行した。登録者全員に再登録の通知を出し、又、新規の登録者を増やした。平成25年3月末日時点で、登録人数は50人であった。
2	各種審議会等への女性委員の参画推進	男女共同参画課	各種審議会委員等において女性の登用の促進を図るため「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」を見直し、女性委員の登用に向け担当部署に対し要請する。	各種審議会等女性委員割合	28%	28.2% (平成25年4月1日現在)	100	平成24年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合27.4%)に基づき、目標数値に達しない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成25年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等52のうち、女性委員のいない審議会等は4であった。
3	審議会等委員の市民公募促進	男女共同参画課	意欲と能力のある男女が参画できるように、市民公募枠の設定を担当部署に対し要請する。	公募枠委員のいる審議会総数	12	9 (平成25年4月1日現在)	70	平成24年4月1日現在の調査で、女性委員割合が目標に達していない部署へ改善計画書の中で、市民公募枠の設定を選択肢の一つとして設けた。今後も、公募や市民団体からの推薦など、市民等の参加を促進し、附属機関の活性化を進める。
4	市女性職員の管理職昇任選考試験の受験促進	男女共同参画課	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、市女性職員が管理職昇任選考試験を積極的に受験するよう啓発を行う。	女性の受験者数(主幹職)	平成23年度より増	24名 (平成23年度は42名)	50	主幹職の女性受験割合は、58%であり、前年を大きく下回った。また、課長職の女性受験者は5名であり、前年度の7名を下回った。受験対象者への意識啓発のための研修等の取り組みを行うと同時に、受験しやすい職場づくりを関係部署と共同に行う必要がある。
5	女性管理職登用にに向けた参画機会の環境整備	義務教育課	学校運営の各分野において一方の性別に偏らない登用のため、意欲と能力のある女性に機会を提供する。	女性管理職(校長・教頭)の割合	14%	17%	100	校長会や学校訪問時に女性管理職の登用促進についてより一層積極的に呼びかける。
<p>個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援</p>								
6	ボランティア活動等の普及・啓発事業	ボランティア・NPO課	男女が進んで自治会や市民活動等への参画やボランティア活動に参加できるように啓発活動を行うとともに、女性の地域社会の参画を広げるための取り組みを推進する。	「ボランティア・NPOWeb」登録件数	290件	314件	100	ボランティア・NPOWeb登録件数は14件増の314団体。今後も市民活動情報を充実させるため、ボランティア・NPOWebや情報誌を積極的に周知していく。
7	自治会活動活性化事業	地域振興課	市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材育成を図るため、総務企画部員と女性会長との意見交換会を年1回開催するように努める。	開催回数	1回/年	2回/年	100	平成24年6月27日に第1回女性会長会を開催。平成24年9月26日に女性会長との意見交換会を開催し、6名の女性会長と自治会連合協議会役員3名との出席が得られ、有意義なので今後も是非継続して欲しいとの意見が出された。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
8	男女共同参画センター貸館事業の推進	男女共同参画課	男女共同参画を推進する市民団体等の活動場所および情報の提供。	利用率	49%/年	50.8%/年	100	センターの利用団体数は、延べ5,061団体。なお、平成24年4月に1団体、平成25年1月に2団体を新たに登録団体として認定し、合計15の登録団体数となった。登録団体の延べ利用回数は、158件であり、前年度を大きく上回った。
9	男女共同参画課ホームページの充実	男女共同参画課	男女共同参画に関する最新の情報を提供する。	ホームページの更新回数	30回/年	46回/年	100	男女共同参画センターで開催する講座や講演会の周知をWebサイトで行ったり、男女共同参画推進審議会の資料等をWebサイトで公表するなど、新しい情報を適切に掲載した。
10	婦人消防クラブ活動事業	警防課市民防災担当室	一般家庭からの火災を防止するため、各会員が火災予防知識、火災時の適切な処置方法等を習得するとともに、地域における女性防災リーダーの育成を図る事を目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、知識や技術を習得させ地域の女性防災リーダーとして活躍できるように支援する。	救命講習、訓練回数	16回/年	19回/年	100	各種講習や訓練、研修を通じ、火災予防の知識や火災、大災害が発生したときの対処方法を習得させ、地域の女性防災リーダーとなるよう支援する。
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進 個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮								
11	男女共同参画センター講演会事業	男女共同参画課	男女共同参画を推進するための講演会を開催する。	参加者数	350人/年	266人/年	70	幅広い年代の市民が参加しやすい土・日に主催講演会「ワーク・ライフ・バランスセミナー」、「地域防災セミナー」、「共催講演会」を1回、合計3回開催した。参加率は70.0%（定員380人）。
12	広報等による男女共同参画情報の発信	男女共同参画課	男女共同参画に関する情報を広報・ホームページ等を利用して積極的に発信する。	広報紙への情報提供回数	15回/年	17回/年	100	講座等開催に関する記事を掲載した。また、地域情報誌に、主催事業「男性の料理教室」、「ワーク・ライフ・バランスセミナー」に関する記事が掲載された。市公式フェイスブックの運用が始まったことから、積極的に活用していく。
13	男女共同参画センターロービーの充実・活用	男女共同参画課	男女共同参画センターを利用する団体相互の情報交換の場として充実させる。また、講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行う。	—	—	—	—	昨年度に引き続き、利用団体が情報発信できる情報ボックスの整備を行った。また、関係資料は分野別に配置した。
14	講演会・イベント等での人権啓発	男女共同参画課	人権に関する情報の広報・啓発を行う。	講演会参加者数	450人/年	350人/年	70	人権週間の啓発イベントとして、12/15にヒューマンフェスタいわかわ2012を開催。参加者アンケートでは、99%の方が「良かった」という結果であった。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
15	青少年有害図書 の自肅要請	青少年育成課 (少年センター)	性的商品化、暴力表現等を有する図書の取扱自肅要請及び立ち入り調査を実施する。	研修会の実施	3回/年	3回/年	100	コンビニ等において、少年にとって有害図書等の区分陳列の指導及び県条例等の情報提供、研修会を実施した。さらに、関係諸機関との連携を図る。
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進								
16	男女平等保育の推進	保育課	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等保育を推進する。	公設公営の実施園数	21園/21園	21園/21園	100	21園全園で実施。今後も継続的に実施する。
17	男女平等教育の推進	各幼稚園(就学支援課)	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等教育を推進する。	公立の取組園数	8園/8園	8園/8園	100	運動会など種目によって体力差等を考慮している。今後も継続的に実施する。
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進								
18	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育	指導課	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をする。	全小・中学校で人権教育に取り組む。(全小・中・特別支援学校数56)	56校	56校	100	全小・中・特別支援学校で人権教育の推進体制を整え、人権週間等に取り組む。教職員の関心を高める。児童生徒の人権への興味関心を深める。
19	進路指導ノート「輝かしい未来に向かって」の活用	指導課	個性と能力に応じ、自立できるような進路指導を行うため、男女平等の視点に立った進路指導計画の見直しを行うなど指導の推進、充実に努める。	全小・中学校・特別支援学校へ各学年分2部、全中学校へ各学年分10部ずつの資料を配付する。	全校へ配付	全校へ配付	100	各小・特別支援学校各学年分2部、各中学校に各学年分10部とデータCDを配付した。今後も配付予定である。
20	エイズ教育に関する教育講演会	保健体育課	思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催する。	エイズ講演会実施回数	延べ8回/年	延べ9回/年	100	校内組織の学校保健委員会やヘルシースクール推進委員会等を中心に計画を立て、男女ともに参加できるように講演会等を実施している。
21	生徒指導・教科領域指導に関する研究・研修	指導課	発達段階や性別にも配慮しつつ、男女共同参画意識を持った学校運営がなされるよう関係者の研修会を実施する。	各研修会の実施回数	6回/年	6回/年	100	市内小・中学校の生徒指導主任56名が集まり、生徒指導の状況・把握と指導主事より指導・助言を行った。今後も研修会を実施していく。
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進								
22	教育相談事業	教育センター	子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みの解消を図り幼児・児童・生徒の健全育成を図る。	相談延件数	前年度より増加	5,778件/年(平成23年度は5,551件)	100	相談内容に応じて、父親の来所をお願いする。家庭内で、保護者の一人として、母親を支える父親の役割を父親に伝えていく必要がある。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
23	家庭教育学級運営事業	生涯学習振興課	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかわり等について学ぶ機会を提供する。	①学級開催数 ②参加延べ人数	①430回／年 ②14,500人／年	①429回／年 ②13,405人／年	90	家庭教育学級の開催は平日に行われることが多く、男性の参加数が少ない。
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進								
24	男女共同参画センター講座開催	男女共同参画課	男女共同参画社会の実現に向けた各種の講座を開催する。男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施していく。	参加者数	500人／年	478人／年	90	主催講座を8本、26回、共催の講座を1回開催した。定員に対する参加率は63.1%。また、参加者アンケートによる満足度は、88.0%であった。庁内外の関係団体と連携するなどし、若年層やセンターを利用したことがない方にも講座等に参加してもらえような日程、内容で行う。
25	情報資料室の充実	男女共同参画課	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民に提供する。	資料閲覧者数	800人／年	702人／年	80	閲覧室には他県や他市の古い資料が多いため、中央図書館と連携し、適宜新しい資料の収集を行う。
26	保育付講座の実施	社会教育課	子育て世代が学習活動に参加しやすいように、保育(託児)付き講座を開催する。	講座数	13講座／年	4講座／年	30	子育ての不安や課題の解決・健康づくり等をねらいとして講座を開催し、幼児をもつ親たちの学習機会の提供に努めた。託児の際の保育士の安定確保のため、保育課等の他部署との連携を積極的に進めよう必要がある。
27	公民館での各種講座の実施	社会教育課	男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図る。	講座数	95講座／年	82講座／年	80	土日・夜間に講座を開催し、様々な層が学習する機会の提供に努めた。働く世代など、公民館に参加する機会が少ない層が公民館活動に興味を持てるよう、様々な分野の講座を行なう必要がある。
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現								
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援								
28	若年者等就労支援事業	雇用労政課	若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポーターいちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午後に就労にかかる個別相談、適職診断を実施する。	①利用人数 ②就職者数	①利用者数 105人／年 ②うち就職者数 19人／年	①利用者数 98人／年 ②うち就職者数 7人／年	60	厳しい雇用情勢から就職に結びつかないが、個別相談により仕事や就職活動で悩んでいる方のさまざまな支援になっている。さらにジョブサポーターいちかわのPRに努める。
29	家族経営協定締結の推進	農政課	家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかける。	協定締結数	15件	9件	60	農業従事者の5割は女性であるが、経営方針や決定は男性が行っているのが現状である。農家の意識改革が必要である。
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進								
30	労働相談事業	雇用労政課	賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じる。	相談対応可能数	139人／年	137人／年	90	勤労者や事業主が抱える労働問題の解決に向けて支援ができた。平成25年度から実施回数が増えることから、さらなる事業のPRに努める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
31	企業への男女共同参画啓発	男女共同参画課	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の推進に関する啓発を行う。	啓発活動の回数	1回以上/年	1回/年	100	子育て支援課・雇用労政課と連携し、事業主へワーク・ライフ・バランスに関する資料を配布した。また、子育て支援課と共同開催した、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催に関する記事を商工会議所の会報に掲載していただいた。
32	一般事業主行動計画策定支援事業	子育て支援課	次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画について、市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援する。	サンプル等の配布	50社/年	1,534社/年	100	次世代育成支援行動計画の見直しにより、計画策定支援の対象を市内に本社のある企業に拡大したことから、市内に本社のある従業員20人未満の企業に厚生労働省が作成した一般事業主行動計画の策定に関するパンフレットを雇用労政課の配布物とともに郵送した。(100人以下企業の計画策定は努力義務) 101人以上の企業で一般事業主行動計画未策定は1社。
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備								
33	保育園整備計画事業	保育計画推進課	仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備する。	①施設整備予定数 ②増加定員数	①4園/年 ②160名/年	①3園/年 ②130名/年	70	新設保育園2園の整備に加え、増改築1園により130名の定員増を図った。小規模保育園の整備などより細やかに待機児童の状況に対応できるように多様な施策も推進していく必要がある。
34	保育クラブ整備事業	青少年育成課	保育クラブの入所待機児童の解消に向け、整備・拡充を図る。保護者が仕事などで、放課後子ども面倒がみられない場合、小学校1～3年生までを対象に放課後保育クラブを開所している。(4年生は一部入所)	待機児童解消率(4月末日現在)	100%	100% (入所者数3,099人、待機80人)	100	施設整備を行い、平成24年度は待機児童が0であった。今後も待機児童を出さないよう、施設や人材の確保に努める。
35	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」に対し、支援内容の充実や会員確保のサポートに努め、仕事と子育ての両立支援をバックアップする。	活動件数	10,000件/年	11,257件/年	100	依頼会員:4,188人 協力会員:301人 両方会員:511人 悩みを抱える子育て家庭の支援を行っている協力者側のサポートが必要。
主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実 個別課題11 生活の場での自立の推進								
36	両親学級	保健センター健康支援課	妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助する。	実施回数	24回/年	24回/年	100	初産婦数(2189人)に対し両親学級・両親学級参加率が52.8%。参加率が減少している。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
37	防犯対策事業	防犯課	誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施する。	ボランティア アパルトロー ル登録者 数	3,250名	2,802名	80	キャンペーンやイベント、広報等で参加を呼びかけている。しかし、登録者の平均年齢も高いことから、脱退する方も多く、平成24年度は脱退者数が加入者数を上回ってしまった。登録者の増加を目指すとともに、若年層の参加に向けた取り組みを強化していきたい。
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり								
38	家庭保育事業	保育課	認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進する。	①家庭保 育員数② 保育児童 数(延べ)	①23人 ②390人/年	①18人 ②381人/年	80	家庭的な雰囲気の中、少人数保育の良さの認知度も上がり、継続しての利用希望もある。今後、家庭保育の安全、安心な保育を重視し実施していく。
39	病後児保育事業	保育課	子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進する。(病後児保育施設の拡充)	実施施設 数	4箇所	4箇所	100	市内4箇所(診療所2箇所、保育所2箇所)で実施しており、概ね市内全域をカバーできている。より利用しやすいよう、実施箇所数の増などについて検討していく。
40	家庭児童相談事業	子育て支援 課	児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行う。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。	相談件数	3,000件/年	4,520件/年	100	電話、訪問、片内面接等に対応。必要に応じ、支援計画を作成し、効果的に支援を実施する。引き続き、必要に応じた父親への指導、支援を行っていく。
41	要保護児童対策地域協議会	子育て支援 課	要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関と協力・連携し、要保護児童等に係る情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行う協議会を設置する。	支援世帯 (実)	200世帯/年	424世帯/年	100	代表者会議を年2回、実務者会議を年12回、個別ケース会議を年42回実施。
42	養育支援訪問事業	子育て支援 課	児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。	利用件数 (延訪問日 数)	200日/年	177日/年	80	7世帯262時間利用。 児童虐待の相談件数の増加に合わせるように利用を必要とする世帯も増加している。このサービス又はサービス終了後に適切な養育環境を継続できるようにしていくことが必要と考える。
個別課題13 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援								
43	雇用促進奨励金	雇用労政課	市内居住の高齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付する。	交付金支 給数	高年齢者86 件・障害者13 件・母子家庭 の母10件・重 度障害者19 件・合計128 件(764月分) /年	高年齢者133 件・障害者19 件・母子家庭 の母20件・重 度障害者21 件・合計193 件(1,136月 分) /年	100	年間で合計193件、1,136月分の交付金を支給した。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
44	障害者職場実習奨励金	雇用労政課	市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付する。	障害者職場実習奨励金	75件／年	133件／年	100	障害者の社会参加に向けた支援ができた。制度のPRに努め、障害者の就労につなげていく。
45	障害者相談支援事業	障害者支援課	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う。(三障害を包括した基幹的な拠点とともに、市直営の相談支援拠点(3か所)による体制整備を推進し、相談支援サービスを提供する)	箇所数	4か所	4か所	100	前年度に引き続き、直営3箇所に委託の「基幹型支援センター」を加えた4箇所による障害者相談支援を実施した。「基幹型支援センターえくる」の3年間の成果を踏まえて、法改正等との整合をはかりつつ、新たな相談支援体制の構築が求められている。
46	ひとり親相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行う。	相談件数	1,000件／年	546件／年	50	必要に応じ、ひとり親へ支援サービスの提案や、子育ての助言等を実施。相談内容の改善や就労等につながっているが、利用者の拡大のため、周知を強化する。
47	母子自立支援プログラム作成事業	子育て支援課	児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援する。	利用者数	5件／年	1件／年	20	利用者の拡大のために、貸付や母子相談にきた人たちに積極的な周知をおこなっていく。
48	母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置	市営住宅課	経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合は、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行う。	母子世帯新規入居者数	10世帯／年	7世帯／年	70	住宅に困窮しているひとり親世帯が市営住宅に応募した場合、加点措置を行い、平成24年度に入居を申し込んだ7世帯が新たに入居した。
個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援								
49	年金相談の実施	国民年金課	高齢者の安定した老後生活に向け年金、福祉サービスに関する情報提供及び相談を行う。	相談回数	24回／年	24回／年	100	年間の目標である相談回数を達成した。広報いかかわりや市のホームページで継続的に周知しているが、年々相談件数が減少しているため、財政的な問題と併せて継続が懸念される。
50	施設整備事業	高齢者支援課	介護者や要介護高齢者が安心して生活できるように在宅介護支援施設を充実させると共に、施設整備の促進を図るため整備費用の一部を補助金として交付する。	施設整備数(定員)	0か所／年	2か所(定員150人)／年	100	平成23年度内に完成予定であった2か所、定員150人の施設が開設となった。市北部に施設が集中しており、市が必要としている地域に整備が進まない。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
51	地域ケアシステム推進事業	地域福祉支援課	地域ケアシステムが多くの住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるよう支援を行う。また、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大していきけるよう支援を行う。なお、平成21年度末の現状では、各種会議等開催頻度や、サロンの実施回数に地区ごとのバラつきがあることから、全体の底上げを意識して支援を行う。	①地域ケア推進連絡会等開催数 ②サロン開設数	①168回／年 ②100ヶ所／年(内容充実)	①67回／年 ②96ヶ所／年	60	会議開催数、サロン数とも目標を下回ったものの、対前年度増であり、また、拠点来所者、サロン開催回数・参加人数ともに前年を上回った。認知度の向上・事業の周知、会議のプラットフォーム化の推進、人材の発掘・育成等が課題である。
52	権利擁護事業	地域福祉支援課	高齢者の虐待の相談や権利擁護の啓発などを行う。生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、安心して生活が出来るよう、専門的・継続的な視点から権利擁護としての支援を行う。	活動回数 ①虐待防止ネットワーク会議 ②虐待防止研修	①全体会を年2回、実務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、実務者会議を年3回実施 ②専門職向け研修と施設職員向け研修を各1回実施	100	虐待防止研修は、高齢者虐待に接する機会がある専門職と施設職員を対象とした研修各1回実施。研修対象者を市民から施設職員へ変更して実施した。また、実務者会議は年2回予定であったものを年3回実施した。
53	家族介護支援事業	地域福祉支援課	要介護被保険者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスとの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。また、認知症サポーターの養成講座を開催する。	講座開催数	11箇所の在宅介護支援センターが年44回実施	44回実施	100	参加者を増やすために介護予防面も加えての内容にする、講座の開催方法をシリーズ化等工夫して行った。しかし、男性への介護知識や介護技術の普及が必要で時代になってきているが対策が十分でない。
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進								
54	女性のための相談	男女共同参画課	女性のためのさまざまな問題解決に向けた相談を行う。	相談可能体制	相談員1日3名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日は週3日であった	100	平成23年10月から配偶者暴力相談支援センターを開設したことで、相談件数が増加した。相談体制の充実を図るため3人体制を週3回とし対応した。今後も相談体制を強化していく。
55	DV専門相談員スキルアップ	男女共同参画課	相談員は、研修参加、ケース検討会議の実施等、スキルアップを図る。	研修および会議回数	12回／年	23回／年	100	県主催のDV対応中級者研修、スーパービジョン研修、婦人相談員研修等に参加した。また、配偶者暴力相談支援センター開設からは月1回ケース検討会議及び市主催でスーパービジョンを実施して相談員のスキルアップに努めた。
56	民事相談事業	総合市民相談課	市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。	相談対応可能件数	10,000件／年	9,659件／年	90	目標値を下回ったのは、相談者がインターネットの活用等により、相談事例を検索し問題解決の参考としていることなどが考えられる。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
<p>主要課題5 生涯を通じた健康支援 個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持増進</p>								
57	健康相談	保健センター健康支援課	ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。	相談対応可能件数	電話相談 450回/年 面接相談 75回/年 栄養相談 490回/年 歯科相談 180回/年 (合計1,195回/年)	電話相談 380回/年 面接相談 61回/年 栄養相談 1,243回/年 歯科相談 258回/年 (合計1,942回/年)	100	所内面接や電話相談などをはじめ、随時相談は受けている。その他、依頼の健康教育の中でも相談を受けている。相談内容は身体の健康のみでなく、心の健康についても多く、一人の対象者が複数回相談されることも多い。相談にかかる時間も要する。
58	訪問指導	保健センター健康支援課	心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図る。	訪問件数	60件/年	36件/年	60	訪問件数は減少しているが、対象者はいくつかの問題を抱えているケースも多く、他機関との連携をさらに密にしていける必要がある。
59	健康教育事業	保健センター健康支援課	生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をする。	実施回数	食生活講座 20回/年 一般健康教育 260回/年 歯科健康教育 35回/年 (合計 315回/年)	食生活講座 18回/年 一般健康教育 248回/年 歯科健康教育 33回/年 (合計 299回/年)	90	講座においては、高齢の参加者が働く世代に比べ、まだ多い状況である。若い世代への働きかけについては今後も課題として取り組んでいきたい。
<p>個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援</p>								
60	推進員活動事業	保健センター健康支援課	市民が主体となり健康上の課題の解決に向け行動できるよう保健推進員、食生活改善推進員と協力して支援し、地域の健康水準の向上を図る。	地域支援グループ数	9グループ/年 (79回1,200人)	11グループ/年 (92回1,240人)	100	今年度より、11グループとなり、社会福祉協議会や自治会と連携し地域力を生かした活動を行っている。
61	母子健康教育事業	保健センター健康支援課	妊娠初期から乳幼児・学童・思春期の子どもと保護者を対象に、ライフサイクルに応じた知識の普及等を行い、健やかな成長ができるよう支援する。	セミナー開催回数	依頼健康教育 45回/年 母親学級 24回/年 栄養 129回/年 歯科 190回/年 (合計388回/年)	依頼健康教育 37回/年 母親学級 24回/年 栄養 111回/年 歯科 196回/年 (合計368回/年)	90	育児に対する健康教育の依頼は減少しているが参加者数は増加。情報が錯綜する現在で専門職の話が聞ける機会としてこれからも実施していきたい。 母親学級は初妊婦を対象に行っている。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
62	母子健康手帳および父子手帳(お父さん手帳)の交付	保健センター健康支援課	妊娠届けを出した方に、母子の健康管理の状況を記録する母子健康手帳を交付します。併せて父親に対しても子育てへの関心を高めるとともに育児参加が図られるよう父子手帳を交付する。	交付数	5,200冊/年	4,819冊/年	90	医療機関にて妊娠確定後、妊娠届出書にて母子手帳と父子手帳を発行している。母子手帳の内容に夫の育児参加が盛り込まれる予定となっている。その為父子手帳との重複もあり父子手帳の交付は24年度にて終了とする。
63	妊婦健診の公費負担拡大	保健センター健康支援課	安心して出産できる環境整備を推進し、健やかな出産・子育て支援につなげていくために、妊婦健康診査の公費負担をする。	実施回数	14回/年	14回/年	100	母子手帳交付時に受診票を配布し、受診を勧めている。24年度は1件、出産後の妊娠届出があり、今後も妊婦健診の周知徹底が必要である。
64	母子訪問事業	保健センター健康支援課	新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊産婦・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図る。	訪問件数	6,000件/年	5,516件/年	90	3か月未満児に対し全戸訪問、及び随時必要時家庭訪問、電話相談、面接を行っている。妊産婦数の当初目標より減少し実績は減少。産後うつや育児不安の原因の一つとして、家族関係や育児支援の有無について大きく関わってくる。その為夫の育児参加は重要である。
65	地域交流・健康づくり	高齢者支援課	地域の身近な場所できいき健康教室」を実施し、仲間づくりや健康づくりを推進する。	教室数	100教室/年	100教室/年	100	65歳以上の高齢者を対象に介護予防として体操教室を行っている。会場数は年々増加傾向であり85%は女性の参加者である。男性の参加率の向上が課題である。
66	健康診査事業	保健センター疾病予防課	生活習慣病を予防するため特定健康診査等を40～74歳の国民健康保険加入者等に実施。がん検診・肝炎検診については市民対象に実施。	受診率	65%	特定健康診査受診率44.5%	60	平成24年度対象者80,105人全員へ受診券を個別送付した。また、年度途中に未受診者へ受診勧奨通知も実施した。受診率の更なる向上が課題である。
67	社会環境浄化活動・健全育成活動	青少年育成課(少年センター)	補導活動とともに非行を防止するためのポスターやちらしなどの作成と配布。薬物乱用防止のためのキャンペーンを実施する。	意識啓発のための講演会等の実施	2回/年	2回/年	100	市内3箇所を会場として、学生ボランティア等による薬物乱用防止キャンペーンを実施した。参加ボランティアの更なる参加者の拡大を図る。
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実								
68	健康増進指導事業	保健センター健康支援課(健康増進センター)	運動を主体とした健康の保持増進及び生活習慣の改善のため、体力測定や問診調査に基づく保健・栄養・運動指導を実施し、健康増進に努める。また、骨粗鬆症対策として、骨密度測定と予防法を指導することにより、高齢者の骨折をきっかけとしてなりやすい寝たきり予防も実施。	利用者数 ①トレーニング ②骨密度	①18,981人/年 ②2,600人/年	①18,078人/年 ②2,284人/年	80	トレーニング利用者、骨密度測定で件数利用者数において目標値を下回った。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
69	多目的ルームの貸出	保健センター健康支援課(健康増進センター)	女性参加者の多い集団体操を行う他、市民の健康増進のため運動サークルの活動の場として施設を貸し出す。	利用件数	180件/年	305件/年	100	研修室の新規有料団体が増えたため目標値を大きく上回った。
<p>主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶 個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり</p>								
70	DV防止基本計画の策定	男女共同参画課	DV防止に向け、総合的に施策を推進するため基本的な計画を策定する。	DV防止基本計画の策定	平成23年度(策定済)	平成23年度(策定済)	100	市川市DV防止基本計画の進行管理を行い、平成23年度年次報告書として公表した。
71	広報等による人権啓発	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
<p>個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援</p>								
72	女性のためのDV専門相談員相談	男女共同参画課	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引き継ぎをする。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
73	女性弁護士による女性のための法律相談	男女共同参画課	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
74	加害者への更生支援の調査・研究	男女共同参画課	加害者に対しての再発防止更生プログラムの研究をする。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
75	子ども家庭総合支援センター事業	子育て支援課	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
76	DV被害者支援ネットワーク会議の実施	男女共同参画課・子育て支援課	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加してもらい、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について協議し、連携を深める。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
<p>主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進 個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進</p>								
77	異文化交流事業	国際交流課	姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供する。	参加者数	3,000人/年	いちかわドイッティ 延べ13,150人/2日	100	異文化を紹介するイベントを通じ、音楽・映像・食を知ることで異文化の理解を深め、多文化共生の推進を図ることが出来た。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
78	市川市国際交流協会補助事業	国際交流課	外国人が地域の中に溶け込み、相互理解を深める機会を提供するため、国際交流を積極的に進めている民間の団体に対し、資金援助及び活動場所を提供することにより、国際的な視野を持った人材の育成や地域における国際理解・国際交流の促進を図る。	—	—	—	—	日本語教室をはじめとした在住外国人支援や、青少年交流など、市民主体の国際交流事業を支援することで、国際交流の推進を図るとともに、在住外国人にとって生活しやすい環境作り等に与ることができた。会員数の増加と自主財源の確保、若年層の会員の取り込みが課題である。
個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会								
79	外国人相談窓口	国際交流課	外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。	外国人相談窓口相談者数	1,500人／年	延べ3,125人／年	100	本庁・支所に窓口を開設し、日常生活に関する情報提供や、行政手続きのサポートなどを行なった。
80	外国人向けの各種情報提供の充実	国際交流課	言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実に努める。	—	—	—	—	毎月2回(年間24回)、登録しているメールアドレスに対し英語にて行政に関する情報配信を行った。登録者数の増加、英語以外の言語の導入、在住外国人のニーズの把握が課題である。
81	通訳・翻訳ボランティアによる活動	国際交流課	在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実に努める。	市川市国際交流協会への通訳・翻訳依頼件数	70件／年	23件／年	30	翻訳や通訳の依頼内容を精査したうえで、国際交流課へ対応、または市川市国際交流協会のボランティアへ業務の依頼を行い、依頼を受けた案件の全てに対応した。通訳翻訳ボランティアの周知と利用の増加が課題。
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備								
個別課題23 推進体制の充実								
82	男女共同参画推進審議会の運営事業	男女共同参画面課	男女共同参画の推進状況を把握し、報告すること等により、今後の推進に向けて意見をいただく。	審議会開催数	3回／年	2回／年	60	「市川市男女共同参画基本計画」に基づく第4次実施計画」及び「DV防止基本計画」の掲載事業について年次報告を行ったほか、事業の目標等見直しについて審議し、ご意見をいただいた。
83	男女共同参画セナー登録団体等との共同事業の実施	男女共同参画面課	男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を進めている登録団体等と共同事業を実施する。	共催・後援事業への参加者数	180人／年	165人／年	90	市内の女性団体を統括している「市川女性の集い連絡会」と神田香織さんによる講演を共催で行った。また、DV被害者支援団体「ウィル市川」との共催により、「あなたも私もたいせつだから～誰もが尊重される、いじめ・DVのない社会を目指して～」を開催。又、登録団体等との意見交換会を開いた。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
84	市民参加の推進	企画・広域行政課	市民の市政参加に関する要綱の運用状況を検証しながら、その制度の充実を図り、市民と行政の協働による自治を推進します。	パブリックコメントの実施件数(年間)	20件/年	19件/年	90	市民の市政参加に関する要綱を改正し、対象となる案件を拡大した。また要綱に基づき担当課が実施するパブリックコメントによる意見聴取の運用について、助言等の支援を行った。今後も市民の方により行政の取り組みに関心を持っていただくよう、周知・啓発に努める必要がある。
85	男女共同参画に関する情報収集	男女共同参画課	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行う。	国・県・近隣市等の会議参加数	10回/年	15回/年	100	千葉県内の男女共同参画行政担当者の連絡会議や、男女共同参画センター等連絡会議に出席した。また、24年度は、千葉県から委嘱され地域での男女共同参画推進を担っている地域推進員会議に積極的に参画し、第2回目の地域推進員事業を当センターで開催するなど、連携をはかることができた。
個別課題24 計画の進行管理の充実								
86	男女共同参画に関する意識調査および公表	男女共同参画課	男女共同参画に関する市民意識の変化を定期的に把握することにより、男女共同参画社会の実現を推進していく。	社会全体において、「男女の地位が平等」と考える人の割合	前年度実績より増加	13% (eモニターアンケート)	100	eモニターアンケートを平成25年3月6日～3月20日に実施し、1,564件の回答があり、そのうち、「男女の地位は平等である」との回答は、男性144人、女性52人、合計196人で12.5%であった。
87	計画掲載事業の実施状況把握・公表	男女共同参画課	年度毎、進捗管理事業の事業達成度を把握し、審議会に報告する。	—	—	—	—	第4次実施計画初年度となる平成23年度の実績や評価を年次報告書として公表した。着実に男女共同参画を推進するために、達成度の低い主要課題を把握し、次期計画に活かす。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	各種審議会等への女性の委員の参画推進	No.	2
		所管課	男女共同参画課

各種審議会委員等において女性の登用の促進を図るため「市川市審議会等委員への女性の登用促進要綱」を見直し、女性委員の登用に向け担当部署に対し要請する。

年度	各種審議会等の女性委員割合	
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度
項目	100	100
所管課 自己評価	—	100
目標数値	—	26%
実績	24.3%	27.4% (平成24年4月1日現在)

女性委員のいる(いない)審議会数
 審議会等委員
 男性548人(71.8%)
 女性214人(28.2%)

他の評価指標
 男女別人数の把握
 外部評価

取組状況
 男女共同参画の視点
 男女共同参画の視点から見た効果
 今後の課題等

①	②	③	④
---	---	---	---

「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」を改正し、平成23年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合26.4%)に基づき、目標数値に達しない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。
 平成24年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会数は5。

政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、視点が多様になる。
 審議会等委員を揃え、女性人材台帳を整備する。
 市川市女性人材登録台帳を庁内へ周知し、活用につなげる。

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

■ 進捗状況
 主要課題1
 個別課題1

あらゆる分野への男女共同参画の促進
 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	人材登録台帳の再構築、活用	No.	1
		所管課	男女共同参画課

様々な分野において知識・能力のある女性を多数台帳登録し、活用を図ることにより、女性の登用促進に努める。

年度	登録済人数	
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度
項目	—	90
所管課 自己評価	—	90
目標数値	—	95人
実績	84人	84人

他の評価指標
 男女別人数の把握
 外部評価

取組状況
 男女共同参画の視点
 男女共同参画の視点から見た効果
 今後の課題等

①	②	③	④
---	---	---	---

市川市女性人材登録台帳設置に関する内容を再直し、新たに要領を平成25年1月23日に施行した。登録者全員に再登録の通知を出し、又、新規の登録者を知り、平成25年3月末日時点、登録人数は50人であった。

様々な分野の知識や能力がある女性を活用することにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。
 登録者さらに増やすとともに、市役所内の各課に台帳を周知し、積極的に活用してもらえよう、働きかける。

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	審議会等委員の市民公募促進		No.	3
	所管課		男女共同参画課	
事業概要	意欲と能力のある男女が参画できるよう、市民公募枠の設定を担当部署に対し要請する。			
年度	目標 公募枠委員のいる審議会総数			
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	50	70	
目標数値	—	11	12	13
実績	10 (平成24年4月1日現在)	6 (平成24年4月1日現在)	9 (平成25年4月1日現在)	
他の評価指標	公募枠委員数、公募枠割合			
男女別人数の把握	公募市民委員 男性9人、女性9人			
外部評価	—			
取組状況	平成23年4月1日現在の調査で、女性委員割合が目標に達していない部票へ改善計画書の中で、市民公募枠の設定を選択肢の一つとして設けた。平成24年4月1日現在、条例や要綱等により設置されている附属機関の総数993人(未委員は除く)のうち、委嘱されている公募枠委員は16人、公募枠の割合は1.0%であった。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	意欲のある男女が参画できる機会となる。			
今後の課題等	公募や市民団体からの推薦など、市民等の参加を促進し、附属機関の活性化を進める。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	市女性職員の管理職昇任選考試験の受験促進		No.	4
	所管課		男女共同参画課	
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、市女性職員が管理職昇任選考試験を積極的に受験するよう啓発を行う。			
年度	目標 女性の受験者数(主幹職)			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	70	50	
目標数値	—	平成22年度より増	平成23年度より増	平成24年度より増
実績	25名	42名 (平成22年度は54名)	24名	
他の評価指標	女性の受験割合、課長職試験受験者数			
男女別人数の把握	主幹職受験者/対象者 男性 107名/382名 女性 42名/414名			
外部評価	—			
取組状況	女性職員の受験促進について庁内へ通知したが、主幹職の女性受験割合は、10.1%であり、前年度の12.7%より減少した。課長職の女性受験者は、7名であり、前年度の5名より増となった。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	より多様な視点が生まれる。			
今後の課題等	受験対象者への意識啓発のための研修等の取り組みを行うと同時に、受験しやすい職場づくりを関係部署と共に行う必要がある。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	No. 5			
	義務教育課			
事業概要	女性管理職登用にに向けた参画機会の環境整備			
事業概要	学校運営の各分野において一方の性別に偏らない、登用のため、意欲と能力のある女性に機会を提供する。			
年度	目標			
	女性管理職(校長・副校長・教頭)の割合			
項目	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	90	100	
目標数値	—	14%	14%	14%
実績	12%	13%	17%	
他の評価指標	環境整備			
男女別人数の把握	男性管理職(102名) 女性管理職(15名)			
外部評価	—			
取組状況	市川市における審査試験(2回)及び面接試験、また東における一次選考(審査)及び二次選考(面接)を実施し、最終合格者(名簿登載者)の中から管理職として経歴実績を勘案して登用。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	女性管理職を登用することにより、学校運営に多様な視点が盛り込まれる。			
今後の課題等	校長会や学校訪問時に女性管理職の推進について積極的に呼びかける。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	No. 6			
	ボランティア・NPO課			
事業概要	ボランティア活動等の普及・啓発事業			
事業概要	男女が進んで自治会や市民活動等への参画やボランティア活動に参加できるよう啓発活動を行うとともに、女性の地域社会の参画を広げるための取り組みを推進する。			
年度	目標			
	「ボランティア・NPOWeb」登録件数			
項目	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	280件	290件	300件
実績	265件	300件	314件	
他の評価指標	夏休みボランティア体験事業、情報誌の発行部数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	ボランティア・NPOWeb登録件数は35件増の300団体。夏休みボランティア体験事業の実績は、79メニューで延べ1,747人の参加。情報誌の実績は、計3回(5冊)7,500部発行。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	様々な活動分野の団体が新たに登録したこと、Webサイトや情報誌へ掲載する市民活動情報が充実し、女性の地域社会への参画を広げる取り組みが推進できた。			
今後の課題等	今後市民活動情報を充実させるため、ボランティア・NPOWebや情報誌を積極的に周知していく。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	自治会活動活性化事業		No.	7	地域振興課
事業概要	市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材育成を図るため、総務企画部員と女性会長との意見交換会を年1回開催するよう努める。				
年度	目標	開催回数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	100	100		
目標数値	—	1回/年	1回/年	1回/年	
実績	1回/年	1回/年	2回/年		
他の評価指標	会議内容				
男女別人数の把握	男性・・・209人、女性15人				
外部評価	—				
取組状況	平成23年9月29日に女性会長と女性交換会を開催し、9名の女性会長と自治会連合協議会役員5名との出席が得られ、有意義なので今後も是非継続して欲しいとの意見が出された。				
男女共同参画の視点	①	②	③	④	① ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	様々な分野の知識や能力がある女性を活用することにより、女性自治会長の意見を自治会連合協議会の運営に反映することが出来る。				
今後の課題等	女性の意見を自治会連合協議会の運営に反映させるために、平成24年度より女性会長の会費を減額し、その代表者を常任理事会に出席していただくことになった。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	男女共同参画センター貸館事業の推進		No.	8	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画を推進する市民団体等の活動場所および情報の提供。				
年度	目標	利用率			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	90	100		
目標数値	—	48%/年	49%/年	50%/年	
実績	46.2%/年	47.7%/年	50.8%/年		
他の評価指標	登録団体の利用回数、利用者数				
男女別人数の把握	利用者数 男性13,603人、女性41,973人				
外部評価	—				
取組状況	男女共同参画センターの予約システムを市の公共施設予約システムに移したことにより、同時に他の施設の空き状況を確認できるように became 曜日や時間帯を限定した空き状況の確認も可能となった。 センターの利用団体数は、延べ4,917団体。 センターの設置目的を理解し、男女共同参画センターに向けて活動を積極的に行っている登録団体(12団体)の利用回数は、84件。				
男女共同参画の視点	①	②	③	④	① ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	市民に男女共同参画センターの意識啓蒙を行い、活動場所を提供する。				
今後の課題等	更なる市民への男女共同参画センターの周知。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	男女共同参画ホームページの充実		No.	9
	男女共同参画課			
事業概要	男女共同参画に関する最新の情報を提供する。			
年度	目標		ホームページの更新回数	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	30回/年	30回/年	30回/年
実績	23回/年	63回/年	46回/年	
他の評価指標	情報の量や質の適正化、見やすさや分かりやすさ			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	男女共同参画センターで開催する講座等の案内ページや貸館業務に関するページを更新したり、男女共同参画推進審議会の資料等をWebサイトで公表するなど、新しい情報を適切に掲載した。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
	男女共同参画に関する情報を提供し、男女共同参画の推進を図る。			
男女共同参画の視点から見た効果	講座等のお知らせは、Webサイトのトップ画面のイベント情報欄に掲載するなど、分かりやすいように、見やすいようなページ作りを行う。			
今後の課題等				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	婦人消防クラブ活動事業		No.	10
	婦人消防課市民防災担当室			
事業概要	一般家庭からの火災を防止するため、各会員が火災予防知識、火災時の適切な処置方法等を習得するとともに、地域における女性防災リーダーの育成を図る事を目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、知識や技術を習得させ地域の女性防災リーダーとして活躍できるように支援する。			
年度	目標		救命講習、訓練回数	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	70	100	
目標数値	—	16回/年	16回/年	16回/年
実績	16回/年	12回/年	19回/年	
他の評価指標	事業内容や成果・効果			
男女別人数の把握	婦人消防クラブ会員数 女性 396人			
外部評価	—			
取組状況	各種講習や訓練、研修を通じ、火災予防の知識や火災、大災害が発生したときの対処方法を習得させ、地域の女性防災リーダーとなるよう支援する。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
	婦人消防クラブ員が知識・技術に対する防火啓発を行い、火災予防及び災害時の被害の軽減が図られる。			
男女共同参画の視点から見た効果	入会者も数多いものの退会者の方が圧倒的に多く、また、平均年齢も高くなってきているため、若い女性に入っていくだけのような魅力あるボランティア活動ができる組織づくりを目指す。			
今後の課題等				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	広報等による男女共同参画情報の発信	No.	12
		所管課	男女共同参画課

事業概要
男女共同参画に関する情報を広報・ホームページ等を利用して積極的に発信する。

年度	目標		実績
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	
項目	広報紙への情報提供回数		
所管課 自己評価	—	100	平成24年度 100
目標数値	—	15回/年	15回/年
実績	14回/年	18回/年	17回/年
他の評価指標	広報紙へのホームページを利用した特集の紹介、ホームページの見やすさ、情報量		
男女別人数の把握	—		
外部評価	—		
取組状況	講座開催やDV相談に関する記事掲載した。また、地域情報誌に、主催事業「男性の料理教室」や「ワークライフバランスセミナー」に関する記事が掲載された。		
男女共同参画の視点	1	② ③ ④	1 ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	広く男女共同参画を啓発できる。		
今後の課題等	市広報紙は紙面が限られているため、市広報紙以外の情報発信の手段を確保する。		

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画センター講演会事業		No.	11
			所管課	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画を推進するための講演会を開催する。			
年度	目標		実績	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度		
項目	参加者数			
所管課 自己評価	—	40	平成24年度 70	
目標数値	—	350人/年	350人/年	
実績	326人/年	166人/年	266人/年	
他の評価指標	参加者の満足度、参加率、男女比			
男女別人数の把握	参加者数 男性24人、女性142人			
外部評価	参加者アンケート			
取組状況	主催講演会「子どもの発達プロセスを知れば子育てはこわくない」(西本まき子氏)を1回、共催講演会を1回開催した。参加率は75.5%(定員220人)。			
男女共同参画の視点	①	② ③ ④	① ② ③ ④	
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画に関心がない人にも男女共同参画センターを広く周知できる。			
今後の課題等	女性の参加が増えるような講演会を実施していく。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	男女共同参画センターロビーの充実・活用		No.	13	男女共同参画課
	講演会・イベント等での人権啓発		No.		
事業概要	男女共同参画センターロビーの充実・活用 男女共同参画センターを利用する団体相互の情報交換の場として充実させる。また、講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行う。				
年度	目標 一(※利用者の出入りが自由であり、利用者数の把握は難しい)				
	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標数値	—	—	—	—	
実績	—	—	—	—	
他の評価指標	利用者数 ※、情報提供量の種類・量、鮮度	利用者数 ※、情報提供量の種類・量、鮮度	利用者数 ※、情報提供量の種類・量、鮮度	利用者数 ※、情報提供量の種類・量、鮮度	
男女別人数の把握	—	—	—	—	
外部評価	—	—	—	—	
取組状況	男女共同参画センターを利用しての団体用情報発信できるホッパの整備を行った。また、関係資料の配置や整備を行った。	男女共同参画センターを引き継ぎ、利用団体が情報発信できる情報ホッパの整備を行った。また、関係資料は分野別に配置した。	昨年年度に引き継ぎ、利用団体が情報発信できる情報ホッパの整備を行った。また、関係資料は分野別に配置した。	昨年年度に引き継ぎ、利用団体が情報発信できる情報ホッパの整備を行った。また、関係資料は分野別に配置した。	
男女共同参画の視点	1 ② ③ ④	1 ② ③ ④	1 ② ③ ④	1 ② ③ ④	
男女共同参画の視点から見た効果	市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。	市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。	市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。	市民による男女共同参画社会に向けた活動を支援できる。	
今後の課題等	男女共同参画センターを利用して市民へセンターの周知を行う。	男女共同参画センターのロビーが交流の場となるよう、さらに広報を行う。	男女共同参画センターのロビーが交流の場となるよう、さらに広報を行う。	男女共同参画センターのロビーが交流の場となるよう、さらに広報を行う。	

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	講演会・イベント等での人権啓発		No.	14	男女共同参画課
	講演会・イベント等での人権啓発		No.		
事業概要	人権に関する情報の広報・啓発を行う。				
年度	目標 講演会参加者数				
	項目	平成21年度 (第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	80	70	70	
目標数値	—	430人/年	450人/年	500人/年	
実績	418人/年	350人/年	350人/年	350人/年	
他の評価指標	講演会の内容、講演会以外のイベント開催数	講演会の内容、講演会以外のイベント開催数	講演会の内容、講演会以外のイベント開催数	講演会の内容、講演会以外のイベント開催数	
男女別人数の把握	講演会参加者数 男性 140人、女性 210人	講演会参加者数 男性 122人、女性 228人	講演会参加者数 男性 122人、女性 228人	講演会参加者数 男性 122人、女性 228人	
外部評価	参加者アンケート	参加者アンケート	参加者アンケート	参加者アンケート	
取組状況	人権週間の啓発イベントとして、11/19(土)にヒューマンフエスタいちかわを行い、松井久子監督講演と最新作「オニ」を上映。参加者のアンケートでは、98%の方が「良かった」という結果であった。	人権週間の啓発イベントとして、12/15(土)にヒューマンフエスタいちかわ2012 大野情之ライブを開催。参加者アンケートでは、99%の方が「良かった」という結果であった。	人権週間の啓発イベントとして、12/15(土)にヒューマンフエスタいちかわ2012 大野情之ライブを開催。参加者アンケートでは、99%の方が「良かった」という結果であった。	人権週間の啓発イベントとして、12/15(土)にヒューマンフエスタいちかわ2012 大野情之ライブを開催。参加者アンケートでは、99%の方が「良かった」という結果であった。	
男女共同参画の視点	① ② ③ ④	① ② ③ ④	① ② ③ ④	① ② ③ ④	
男女共同参画の視点から見た効果	男女とも参加しやすい土曜日に開催。実在の女性の生き方を通じて各個人が考える機会となった。	男女とも参加しやすい土曜日に開催。実在の女性の生き方を通じて各個人が考える機会となった。	男女とも参加しやすい土曜日に開催。実在の女性の生き方を通じて各個人が考える機会となった。	男女とも参加しやすい土曜日に開催。実在の女性の生き方を通じて各個人が考える機会となった。	
今後の課題等	人権を考える機会となるよう、さらにPRを積極的に行い集客を図る。	人権を考える機会となるよう、さらにPRを積極的に行い集客を図る。	人権を考える機会となるよう、さらにPRを積極的に行い集客を図る。	人権を考える機会となるよう、さらにPRを積極的に行い集客を図る。	

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	青少年有書図書自粛要請		No.	15
			所管課	青少年育成課 (少年センター)
事業概要	性の商品化、暴力表現等を有する図書の取扱自粛要請及び立ち入り調査を実施する。			
年度	目標 研修会の実施			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	—	100	100	
所管課 自己評価	—	2回/年	3回/年	3回/年
目標数値	—	2回/年	3回/年	3回/年
実績	0回/年	2回/年	3回/年	
他の評価指標		有書図書については、少年補導員、警察等との連携を図る。	有書図書については、少年補導員、警察等との連携を図る。	
男女別人数の把握		少年補導員 男性28名、女性132名	少年補導員 男性27名、女性138名	
外部評価		—	—	
取組状況		コンビニ等において、少年にとつて有書図書等の区分陳列の指導及び目録条列等の情報提供、研修会の実施。	コンビニ等において、少年にとつて有書図書等の区分陳列の指導及び目録条列等の情報提供、研修会の実施。	
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	少年にとつて有書図書等に関する環境浄化活動は、女性の視点、意見の方が多様である。	少年にとつて有書図書等に関する環境浄化活動は、女性の視点、意見の方が多様である。	少年にとつて有書図書等に関する環境浄化活動は、女性の視点、意見の方が多様である。	少年にとつて有書図書等に関する環境浄化活動は、女性の視点、意見の方が多様である。
今後の課題等	警察をはじめ関係諸機関との連携を図る。	警察をはじめ関係諸機関との連携を図る。	警察をはじめ関係諸機関との連携を図る。	警察をはじめ関係諸機関との連携を図る。

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	男女平等保育の推進		No.	16
			所管課	保育課
事業概要	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等保育を推進する。			
年度	目標 公設公営の実施園数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	—	100	100	
所管課 自己評価	—	21園/21園	21園/21園	21園/21園
目標数値	—	21園/21園	21園/21園	21園/21園
実績	21園/21園	21園/21園	21園/21園	
他の評価指標		—	—	
男女別人数の把握		—	—	
外部評価		福祉サービス第三者評価 (受審の評価項目にあり)	福祉サービス第三者評価 (受審の評価項目にあり)	
取組状況		21園全園で実施	21園全園で実施	
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。
今後の課題等	今後も継続的に実施する。	今後も継続的に実施する。	今後も継続的に実施する。	今後も継続的に実施する。

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	男女平等教育の推進		No.	17
事業概要	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等教育を推進する。			
年度	目標 公立の取組園数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	8園/8園	8園/8園	8園/8園
実績	8園/8園	8園/8園	8園/8園	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	園児 男性:588人、女性:580人			
外部評価	—			
取組状況	運動会など種目によって体力差等を考慮している。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。	一人一人の発達に応じ、伸びやかな成長を育むことができた。
今後の課題等	—			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間 における人権教育		No.	18
事業概要	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をする。			
年度	目標 全小・中学校で人権教育に取り組む。(全小・中・特別支援学校数 56)			
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	全小・中・特別支援学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	全小・中・特別支援学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	全小・中・特別支援学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。
実績	全小・中学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	56校	56校	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	全小・中・特別支援学校で人権教育の推進体制を整え、人権週間等に取り組んだ。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
	男女とも同等に人権の意識を高めることができた。	男女とも同等に人権の意識を高めることができた。	男女とも同等に人権の意識を高めることができた。	男女とも同等に人権の意識を高めることができた。
今後の課題等	教職員の人権意識を高め、児童生徒の人権への興味関心を深める。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	進路指導ノート「輝かしい未来に向かって」の活用		No.	19
			所管課	指導課
事業概要	個性と能力に応じ、自立できるような進路指導を行うため、男女平等の視点に立った進路指導計画の見直しを行うなど指導の推進、充実を図る。			
年度	全小・小学校・特別支援学校へ各学年分2部、全中学校へ各学年分10部ずつの資料を配付する。			
	目標	全小・小学校・特別支援学校へ各学年分2部、全中学校へ各学年分10部ずつの資料を配付する。		
項目	平成22年4月(第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度(第4次実施計画最終年度)
	所管課自己評価	100	100	
目標数値	—	全校へ配付	全校へ配付	全校へ配付
実績	全校へ配付	全校へ配付	全校へ配付	
他の評価指標		活用の状況、効果など	活用の状況、効果など	
男女別人数の把握		—	—	
外部評価		—	—	
取組状況	各小、特別支援学校各学年分2部、各中学校に各学年分10部とデータCDを配付した。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	児童、生徒の個性や能力発揮につながる。			
今後の課題等	—			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	エイズ教育に関する教育講演会		No.	20
			所管課	保健体育課
事業概要	思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催する。			
年度	エイズ講演会実施回数			
	目標	エイズ講演会実施回数		
項目	平成21年度(第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度(第4次実施計画最終年度)
	所管課自己評価	80	100	
目標数値	—	延べ8回/年	延べ8回/年	延べ8回/年
実績	延べ4回/年	7回/年	延べ9回/年	
他の評価指標		—	—	
男女別人数の把握		男子 930人、女子 901人	男子 1090人、女子 1048人	
外部評価		—	—	
取組状況	学校内の組織である学校保健委員会、ヘルプデスクール推進委員会等を中心に計画を立て、男女ともに男女双方とも参画しやすいように配慮している。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	主に、助産師の先生に講演していただき、性感染症やエイズについて等、男子生徒、女子生徒ともに大変有益となるお話を聞いていただいた。			
今後の課題等	年々実施する学校も増えてきており、大切な事業であるので、次年度に向け更に活性化するように働きかけたい。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	教育相談事業		No.	22
	教育相談事業		所管課	教育センター
事業概要	子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みの解消を図り幼児・児童・生徒の健全育成を図る。			
年度	目標 相談延件数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加
実績	5,027件/年	5,551件/年	5,778件/年	
他の評価指標	相談者の満足度、相談環境の整備			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	相談に父親の来所をお願いする。 相談内容に応じて、父親の来所をお願いする。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	男性相談員を雇用することで、保護者に対して思春期の男子の気持ちと理解したうえで、より的確に相談に乗れるようになる。 男性相談員を雇用することで、保護者に対して思春期の男子の気持ちと理解したうえで、より的確に相談に乗れるようになる。			
今後の課題等	母親を支える父親の視点を父親に伝える必要がある。 家庭内で、保護者の一人として、母親を支える父親の役割を父親に伝えていく必要がある。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	生徒指導・教科領域指導に関する研究・研修		No.	21
	生徒指導・教科領域指導に関する研究・研修		所管課	指導課
事業概要	発達段階や性別にも配慮しつつ、男女共同参画意識を持った学校運営がなされるよう関係者の研修会を実施する。			
年度	目標 各研修会の実施回数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	6回/年	6回/年	6回/年
実績	6回/年	6回/年	6回/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	男34名 女22名			
外部評価	—			
取組状況	市内小・中学校の生徒指導主任56名が集まり、生徒指導の状況、把握と指導主事より指導・助言を行った。 市内小・中学校の生徒指導主任56名が集まり、生徒指導の状況、把握と指導主事より指導・助言を行った。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	小学校では女性の生徒指導主事も多く多様な意見が出る。 前年度に比べ、女性の生徒指導主任は減少したが、多様な意見が出る。			
今後の課題等	今後も、男女双方の参画がしやすいよう配慮し、研修会を実施する。 今後も、男女双方の参画がしやすいよう配慮し、研修会を実施する。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	男女共同参画センター講座開催		No.	24	
	所管課				
事業概要	男女共同参画センター講座開催 男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施していく。				
年度	目標		参加者数	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度			
所管課 自己評価	—	100	—	90	
目標数値	—	500人/年	—	500人/年	550人/年
実績	428人/年	541人/年	—	478人/年	—
他の評価指標	講座回数・男女比・参加率、講座受講者の満足度				
男女別人数の把握	参加者数 男性166人、女性375人				
外部評価	参加者アンケート				
取組状況	主催講座を9本、28回開催した。参加者の割合は、男性が3割、女性が7割であり、男性の参加が少ない。定員に対する参加率は、74%、参加者アンケートによる満足度は、96.7%であった。				
男女共同参画の視点	①	②	③	④	① ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	講座参加者が男女共同参画の意識を持つことにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながる。				
今後の課題等	若年層や男性など幅広い世代の参加を促すため、男性や就業向けに、夜間や土日の開催を行う。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	家庭教育学級運営事業		No.	23	
	生涯学習振興課				
事業概要	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかわり等について学ぶ機会を提供する。				
年度	目標		参加延べ人数	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度			
所管課 自己評価	—	80	—	90	
目標数値	①450回/年 ②16,750人/年	①430回/年 ②14,500人/年	—	①430回/年 ②14,500人/年	
実績	①438回/年 ②14,291人/年	①438回/年 ②13,668人/年	—	①429回/年 ②13,405人/年	
他の評価指標	各学級の関係講座の中で、子どもや親の関わりが深まる機会を多く提供し、子どもの成長や家族とのかわりに関係する講座数				
男女別人数の把握	登録学級生数 男性42名 女性10,691名				
外部評価	—				
取組状況	①目標数に対し、97.3%の開催があった。 ②目標参加延べ人数に対し、81.6%の参加があった。				
男女共同参画の視点	①	②	③	④	① ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	家庭教育学級はPTA役員等による自主運営により、市内すべての公立幼稚園・小・中・特別支援学校で、年間5回以上開催している。「人権」「親子のコミュニケーション」に関する講座も年々増加傾向にあり、今年度は市内全体で51件の実施が確認された。				
今後の課題等	父親も参加しやすい講座運営をすると共に、父親の参加呼びかけを積極的に行う必要がある。また、報告数が全校の家庭数であるなど、学級生数に関する認識が不統一であり、改善する必要がある。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	情報資料室の充実		No.	25	男女共同参画課
事業概要	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民に提供する。				
年度 項目	目標	資料閲覧者数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	100	80		
目標数値	—	800人/年	800人/年	800人/年	
実績	781人/年	850人/年	702人/年		
他の評価指標	蔵書数、情報の種類・内容				
男女別人数の把握	—	—	—		
外部評価	—				
取組状況	蔵書数は16,281冊。関係機関の男女共同参画関係の情報誌や、冊子等を収集した。資料閲覧者は850人であり、前年度の1,030人を下回った。				
男女共同参画の視点	1	2	3	4	
	男女共同参画センターを利用することにより、家庭や地域での男女共同参画の推進につながっている。				
男女共同参画の視点から見た効果	市川駅南口図書館の開館に伴い、利用者が減少している。利用者の増加に向け、資料室のPRを積極的に行う。				
今後の課題等					

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	保育付講座の実施		No.	26	社会教育課
事業概要	子育て世代が学習活動に参加しやすいように、保育(託児)付き講座を開催する。				
年度 項目	目標	講座数			
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	50	30		
目標数値	—	13講座/年	13講座/年	13講座/年	
実績	12講座/年	7講座/年	4講座/年		
他の評価指標	参加者数				
男女別人数の把握	延参加(受講)者数 男性 80人 女性 372人				
外部評価	—				
取組状況	子育ての不安や課題の解決・健康づくり等をねらいとして講座を開催し、幼児をもつ親たちの学習機会の提供に努めた。				
男女共同参画の視点	①	②	③	④	
	子育ての不安や課題の解決・健康づくり等をねらいとして講座を開催し、幼児をもつ親たちの学習機会の提供に努めた。				
男女共同参画の視点から見た効果	子育て世代の生活課題に関連するテーマの学習を通して、幼児をもつ親たちの情報の共有化や交流が図られた。				
今後の課題等	託児の際の保育士の安定確保のため、他部署との連携や人材の登録等の方法を検討する必要がある。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
 主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女平等の実現
 個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援

事業名	若年者等就労支援事業		No.	28
事業概要	若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポートいちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午後に就労にかかると個別相談、適職診断を実施する。			
項目	年度	目標	①利用人数 ②就職者数	
	所管課自己評価	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
目標数値	—	—	40	60
実績	—	—	①利用者数 105人/年 ②うち就職者数 19人/年	①利用者数 105人/年 ②うち就職者数 19人/年
他の評価指標	—	—	①利用者数 85人/年 ②うち就職者数 2人/年	①利用者数 98人/年 ②うち就職者数 7人/年
男女別人数の把握	—	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	—	—	—	—
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	男女双方への就労支援ができた。			
今後の課題等	ジョブサポートいちかわのPRに努める。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	公民館での各種講座の実施		No.	27
事業概要	男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを始め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図る。			
項目	年度	目標	講座数	
	所管課自己評価	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
目標数値	—	—	90	80
実績	—	—	95講座/年	95講座/年
他の評価指標	—	—	—	—
男女別人数の把握	—	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	—	—	—	—
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	健康増進や家庭生活に役立つ講座を開催し、多くの応募があった。また、父親と祖父を対象とした講座では、男性が家族関係や子育てを再認識する場となった。			
今後の課題等	働く世代など、公民館に参加する機会が少ない層が公民館活動に興味を持つよう、様々な分野の講座を行なう必要がある。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成一五年度第一回市川市男女共同参画推進審議会資料
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業名	労働相談事業		No.	30
			所管課	雇用労政課
事業概要	賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じる。			
年度	目標 相談対応可能数			
項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	90	90	
目標数値	—	139人/年	139人/年	116人/年
実績	139人/年	134人/年	137人/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	相談人数134人 (男77人、女57人)			
外部評価	—			
取組状況	勤労者や事業主が抱える労働問題の解決に向けて支援ができました。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	男女双方への労働問題解決につながった。			
今後の課題等	労働相談事業のPRIに努める。 平成25年度から実施回数が減ることから、さらなる事業のPRIに努める。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	家族経営協定締結の推進		No.	29
			所管課	農政課
事業概要	家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかける。			
年度	目標 協定締結数			
項目	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	60	60	
目標数値	—	13件	15件	17件
実績	9件	9件	9件(27人)	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	協定人数(女性10人)			
外部評価	—			
取組状況	JA等の農業関係団体を通じて、家族経営協定締結に向けて働きかけを行った。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営を確立する。			
今後の課題等	農業従事者の5割は女性であるが、経営方針や決定は男性が行っているのが現状である。農家の意識改革が必要である。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	企業への男女共同参画啓発		No.	31
			所管課	男女共同参画課
事業概要	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の推進に関する啓発を行う。			
年度	目標		啓発活動の回数	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	—	100	100	—
所管課 自己評価	—	100	100	—
目標数値	—	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年
実績	1回(企業向け フレット)/年	1回/年	1回/年	—
他の評価指標	内容			
男女別人数の把握	内容			
外部評価	内容			
取組状況	子育て支援課主催のワーク・ライフ・バランス推進セミナー参加者へ、ワーク・ライフ・バランスのリーフレット(平成22年3月作成)を配布した。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
	1	2	3	4
今後の課題等	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署と連携し、事業を進める。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	一般事業主行動計画策定支援事業		No.	32
			所管課	子育て支援課
事業概要	次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画について、市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援する。			
年度	目標		サンプル等の配布	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	—	70	100	—
所管課 自己評価	—	70	100	—
目標数値	—	80社/年	50社/年	30社/年
実績	—	60社/年	1534社/年	—
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	社会福祉審議会			
取組状況	市内企業(従業員数101人以上見直しにより、計画策定支援の対象を市内に本社のある企業に拡大したことから、市内に本社のある従業員20人未満の企業に厚生労働省が作成した一般事業主行動計画の策定義務・内容・公表周知・届出等について記載したパンフレットを郵送し、計画策定の支援を行った。) サンプル配布後の調査で、101人以上の企業で一般事業主行動計画未策定は2社。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
	1	2	3	4
今後の課題等	計画未策定企業の把握を図り、費用対効果の向上を目指す。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	保育クラブ整備事業		No.	34
	保育クラブ整備事業		所管課	青少年育成課
事業概要	保育クラブの入所待機児童の解消に向け、整備・拡充を図る。			
年度	目標 (待機児童解消率(4月末日現在))			
	項目	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	90	100	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
目標数値	—	100%	100%	100%
実績	100% (入所者数2,953人、待機0人)	99.9% (入所者数3,110人、待機2人)	100% (入所者数3,099人、待機0人)	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	保護者が仕事などで、放課後子ども面倒がみられない場合、小学校1～3年生までを対象に放課後保育クラブを開所している。(4年生は一部入所)23年度は2名の待機者が発生した。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	放課後保育クラブ入所において、特に男女を区分けして入所児童を決定していない。今後も待機児童を減らすよう対応していく。			
今後の課題等	待機児童を減らすよう、施設や人材の確保に努める。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

事業名	保育園整備計画事業		No.	33
	保育園整備計画事業		所管課	保育計画推進課
事業概要	仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備する。			
年度	目標 ①施設整備予定数②増加定員数			
	項目	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	80	70	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
目標数値	—	①3園/年 ②180名/年	①4園/年 ②160名/年	①3園 ②140名/年
実績	①4園/年 ②170名/年	①4園/年 ②143名/年	①3園/年 ②130名/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	市川市保育園設置運営主体選定委員会			
取組状況	新設保育園1園の整備に加え、増設築分園設置等により143名の定員増を図った。			
男女共同参画の視点	1	2	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として、保育施設を整備することで、男女が共に働き続けるための社会環境の整備を行った。			
今後の課題等	保育園を整備することで、新たに保育園に子どもを預けて働きたいという潜在的な需要を掘り起こす面もあり、待機児童の大幅な解消にはつながらなかった。小規模保育園の整備などにより細やかに待機児童の状況に対応できるような多様な施策も推進していく必要がある。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
 主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
 個別課題11 生活の場での目立の推進

事業名	ファミリー・サポート・センター事業		No.	35
			所管課	子育て支援課
事業概要	地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」に対し、支援内容の充実や会員確保のサポートに努め、仕事と子育ての両立支援をバックアップする。			
年度	目標	活動件数		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
		平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	
所管課 自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	10,000件/年	10,000件/年	10,000件/年
実績	10,320件/年	10,079件/年	11,257件/年	—
他の評価指標		会員数(依頼・協力・両方)		
男女別人数の把握		—		
外部評価		—		
取組状況		他の評価指標 ①依頼会員:3,743人 ②協力会員:255人 ③両方会員:498人		
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	ファミリー・サポートの活動により、仕事と子育ての両立を支援する環境を 実現できている。			
今後の課題等	協力量員の高齢化が進んで おり、次につなぐためにも新 規協力量員の確保が必要。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	両親学級		No.	36
			所管課	保健センター健康支援課
事業概要	妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助する。			
年度	目標	実施回数		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
		平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	
所管課 自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	24回/年	24回/年	24回/年
実績	24回/年	24回/年	24回/年	—
他の評価指標		講座終了時にアンケートを実施 して、講座の運営や講義の内容 等について評価している。		
男女別人数の把握		女887 男888		
外部評価		—		
取組状況		赤ちゃんについての知識や沐浴 について講義と実習を交えて行 う。また夫に対しては妊婦体験を してもらった。		
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	夫婦間の理解や協力して育児 をしていくことの大切さを感じ てもらったこと。講義内容に ついては、ほぼ100%理解でき たとアンケートで回答があった。			
今後の課題等	初産婦数(2025人)に対し母親 学級・同級学級参加率が63.9% のため参加率が低い。また、 参加率が減少している。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり

事業名	防犯対策事業		No.	37
事業概要	誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指すし、市民、警察、関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施する。			
年度	目標	ポランティアパトロール登録者数		
項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	80	80	
目標数値	—	3,500名	3,250名	3,500名
実績	2,331名	2,817名	2,802名	
他の評価指標		参加人数の増加による防犯意識の高揚	参加人数の増加による防犯意識の高揚	
男女別人数の把握		—	—	
外部評価		平成〇〇年度 活動調査	活動調査	
取組状況		キャンペーンやイベント等の広報活動で登録を呼びかけている。しかし、登録者の平均年齢も高いことから、脱退する方も多く、平成24年度は脱退者数が増え、参加者を上回ってしまった。	キャンペーンやイベント、広報等で参加を呼びかけている。しかし、登録者の平均年齢も高いことから、脱退する方も多く、平成24年度は脱退者数が増え、参加者を上回ってしまった。	
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	男女問わず参加することにより、一層の防犯意識が高まる。			
今後の課題等	登録者は、60歳代・70歳代(約60%強を占める)が中心となっていることから、今後、若年層への取り組みを強化したい。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	家庭保育事業		No.	38
事業概要	認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進する。			
年度	目標	①家庭保育員数②保育児童数(延べ)		
項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	50	80	
目標数値	—	①32人 ②751人/年	①23人 ②390人/年	①23人 ②390人/年
実績	①18人 ②204人/年	①23人 ②300人/年	①18人 ②381人/年	
他の評価指標		家庭保育員および利用者に対する支援体制の整備状況	家庭保育員および利用者に対する支援体制の整備状況	
男女別人数の把握		—	—	
外部評価		—	—	
取組状況		利用児が保育園に入園できる件数が多かったが、少人数保育の良さを際し利用を希望する方もいる状況である。	家庭的な雰囲気の中、少人数保育の良さを認知度も上がり、継続しての利用希望もある。	
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	家庭保育で保育を実施することで、待機児童解消政策の一つとなることができた。			
今後の課題等	家庭保育の安全面を重視し実施していく。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	病後児保育事業		No.	39
	所管課		保育課	
事業概要	子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進する。(病後児保育施設の拡充)			
年度	目標 実施施設数			平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	4箇所	4箇所	4箇所
実績	3箇所	4箇所	4箇所	
他の評価指標	利用件数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	市内4箇所(診療所2箇所、保育所2箇所)で実施しており、概ね市内全域をカバーできている。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	病氣回復期における児童の保育を行うことで、女性が働きやすい環境づくりに寄与している。			
今後の課題等	より利用しやすい事業となるよう、実施箇所数の増などについて検討していく。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	家庭児童相談事業		No.	40
	所管課		子育て支援課	
事業概要	児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行う。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。			
年度	目標 相談件数			平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	3,000件/年	3,000件/年	3,000件/年
実績	2,924件/年	3,195件/年	4,520件/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	電話、訪問、庁内面接等に対応し、必要に応じて、支援計画を作成し、効果的に支援を実施する。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	必要に応じて、父親との面接や訪問を、父親の仕事の状況に即して実施。父親への指導、支援を行うことで、相談内容の改善につながった。			
今後の課題等	引き続き、必要に応じて父親への指導、支援を行っていく。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	要保護児童対策地域協議会		No.	41	子育て支援課
	No.		所管課		
事業概要	要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関と協力・連携し、要保護児童等に係る情報を共有し、支援内容の検討・評価・進捗管理を行う協議会を設置する。				
年度	目標		支援世帯(実)		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
所管課 自己評価	—	100	100		
目標数値	—	200世帯/年	200世帯/年	200世帯/年	
実績	141世帯/年	293世帯/年	424世帯/年		
他の評価指標	—				
男女別人数の把握	—				
外部評価	—				
取組状況	代表者会議を年2回、実務者会議を年12回、個別ケース会議を年45回実施。 代表者会議を年2回、実務者会議を年12回、個別ケース会議を年42回実施。				
男女共同参画の視点	1	②	③	④	1 ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	代表者会議の委員は男性22人、女性1人で構成。性差に影響されず、関係機関の連携を図ることができた。 代表者会議の委員は男性21人、女性1人で構成。性差に影響されず、関係機関の連携を図ることができた。				
今後の課題等	性差に関係なく、より多くの意見を発信、吸収できる場とする。 性差に関係なく、より多くの意見を発信、吸収できる場とする。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	養育支援訪問事業		No.	42	子育て支援課
	No.		所管課		
事業概要	児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。				
年度	目標		利用件数(延訪問日数)		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
所管課 自己評価	—	10	80		
目標数値	—	360日/年	200日/年	200日/年	
実績	292日/年	61日/年	177日/年		
他の評価指標	利用世帯数(実) 利用世帯数(実)				
男女別人数の把握	—				
外部評価	—				
取組状況	4世帯92時間利用。 7世帯262時間利用				
男女共同参画の視点	1	②	③	④	1 ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	母親、父親双方にとって育児負担の軽減及び適切な養育環境の確保ができています。 母親、父親双方にとって育児負担の軽減及び適切な養育環境の確保ができています。				
今後の課題等	産後家庭訪問ホームヘルプサービスやひとり親家庭支援ホームヘルプサービスなど、他のヘルパー派遣制度が充実し、実績は減少している。利用目的の見直しが必要と考える。 児童虐待の相談件数の増加に伴って利用を必要とする世帯も増加している。このサービスはサービス終了後に適切な養育環境を継続できるようにしていくことが必要と考える。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	障害者職場実習奨励金		No.	44	
			所管課	雇用労政課	
事業概要	市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付する。				
年度	目標 障害者職場実習奨励金				
	項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	100	
目標数値	—	75件/年	75件/年	75件/年	75件/年
実績	75件/年	99件/年	133件/年		
他の評価指標	—				
男女別人数の把握	実習者 74人、女 25人 実習者 97人、女 36人				
外部評価	—				
取組状況	障害者の社会参加に向けた支援ができた。				
男女共同参画の視点	①	2	3	④	① 2 3 ④
男女共同参画の視点から見た効果	障害者の自立支援につながる。				
今後の課題等	制度のPRIに努め、障害者の就業につなげていく。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

個別課題13 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

事業名	雇用促進奨励金		No.	43	
			所管課	雇用労政課	
事業概要	市内居住の高齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用了した事業主に對して奨励金を交付する。				
年度	目標 交付金支給数				
	項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	100	
目標数値	—	高年齢者86件・障害者13件・母子家庭の母7件・重度障害者22件・合計133件(828月分)/年	高年齢者86件・障害者13件・母子家庭の母10件・重度障害者19件・合計128件(764月分)/年	高年齢者86件・障害者13件・母子家庭の母10件・重度障害者19件・合計128件(764月分)/年	
実績	高年齢者86件・障害者13件・母子家庭の母10件・重度障害者19件・合計128件(764月分)/年	高年齢者131件・障害者5件・母子家庭の母22件・重度障害者31件・合計189件(1,134月分)/年	高年齢者133件・障害者19件・母子家庭の母20件・重度障害者21件・合計193件(1,136月分)/年		
他の評価指標	—				
男女別人数の把握	被雇用者 男 134人、女 55人 被雇用者 男 135人、女 58人				
外部評価	—				
取組状況	年間で合計189件、1,134月分の交付金を支給した。				
男女共同参画の視点	①	2	3	④	① 2 3 ④
男女共同参画の視点から見た効果	障害者や母子家庭の母等の雇用促進、自立支援につながる。				
今後の課題等	—				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	ひとり親相談事業		No.	46
	ひとり親相談事業		所管課	子育て支援課
事業概要	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行う。			
年度	目標 相談件数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目				
所管課 自己評価	—	50	50	
目標数値	—	1,000件/年	1,000件/年	1,000件/年
実績	817件/年	511件/年	546件/年	
他の評価指標	母子自立支援員の体制			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	必要に応じ、ひとり親へ支援サービスの提供や、子育ての助言等を実施。相談内容の改善や就労等につなげた。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	特に家事や子育てが困難となりやすい父子家庭に直接的に支援できている。			
今後の課題等	利用者の拡大のため、周知を強化する。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	障害者相談支援事業		No.	45
	障害者相談支援事業		所管課	障害者支援課
事業概要	障害者の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う。(三障害を包括した基幹的な視点とともに、市直営の相談支援拠点(3か所)による体制整備を推進し、相談支援サービスを提供する)			
年度	目標 箇所数			
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目				
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	4か所	4か所	4か所
実績	相談支援拠点4 か所	4か所	4か所	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	市川市地域自立支援協議会 市川市自立支援協議会			
取組状況	前年度に引き続き、直営3箇所 に委託の「基幹型支援センター」 を加えた4箇所による障害者相 談支援を実施した。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	市の相談支援体制等に関する協議の場である「自立支援協議会」において、女性・男性双方の参画を促し、事業評価や取り組みの推進に関し意見の反映がなされた。			
今後の課題等	障害者自立支援法の改正による相談支援の枠組みの見直しを踏まえ、民間の「指定特定相談支援」(指定一般相談支援)を含めた総合的な相談支援体制の構築			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	母子自立支援プログラム作成事業		No.	47
			所管課	子育て支援課
事業概要	児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援する。			
年度	目標		利用者数	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	0	20	
目標数値	—	5件/年	5件/年	5件/年
実績	4件/年	0件/年	1件/年	
他の評価指標	支援修了後の就労等の状況			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	申請者に対し、プログラムを作成し就労につなげる。			
男女共同参画の視点	1	② 3 4	1 ② ③ 4	
男女共同参画の視点から見た効果	母子世帯の自立支援につながっている。			
今後の課題等	ハローワーク市川にマザーズコーナーができたことなどから利用者が減少した。利用者の拡大のため、周知を強化する。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点点措置		No.	48
			所管課	市営住宅課
事業概要	経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行う。			
年度	目標		母子世帯新規入居者数	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	70	
目標数値	—	10世帯/年	10世帯/年	10世帯/年
実績	6世帯/年	12世帯/年	7世帯/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	入居世帯 母子世帯 12、父子世帯 0			
外部評価	—			
取組状況	住宅に困窮しているひとり親世帯が市営住宅に応募した場合、加点点措置を行い、平成23年度に入居を申し込んだ12世帯が新たに入居した。			
男女共同参画の視点	①	② ③ 4	① ② ③ 4	
男女共同参画の視点から見た効果	ひとり親世帯の自立を支援した。			
今後の課題等	各世帯の住環境への理想と市営住宅そのものの現状に乖離があり、入居可能な住宅があったとしても中々入居につながらないことが課題。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	施設整備事業		No.	50
	所管課			
事業概要	介護者や要介護高齢者が安心して生活できるように在宅介護支援施設を充実させると共に、施設整備の促進を図るため整備費用の一部を補助金として交付する。			
年度	目標	施設整備数(定員)		
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	0	100	
目標数値	—	2カ所(定員150人)/年	0カ所/年	1カ所(定員100人)/年
実績	1カ所(定員50人)/年	0カ所/年	2カ所(定員150人)/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に際しては、市川市社会福祉審議会へ諮問をしている。			
取組状況	特別養護老人ホームを建設する社会福祉法人に対して、施設整備補助金を交付することにより、待機者の解消と積極的な誘致を行い、老人福祉建設の促進を図っている。 平成23年度内に完成予定であった2カ所、定員150人の施設が開設となった。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	介護者や要介護高齢者が安心して生活できるよう、在宅介護支援施設を充実させるとともに、施設整備の促進を図るため、整備費用の一部を補助金として交付する。			
今後の課題等	本市は都市部のため、施設建設費用を確保することが困難である。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援

事業名	年金相談の実施		No.	49
	所管課			
事業概要	高齢者の安定した老後生活に向け年金、福祉サービスに関する情報提供及び相談を行う。			
年度	目標	相談回数		
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	24回/年	24回/年	24回/年
実績	24回/年	24回/年	24回/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	相談者(男性18人・女性23人)			
外部評価	—			
取組状況	年間の目標である相談回数を達成した。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	男女共に社会の中で自立した構成員となるような支援につながる。 平成22年度に相談回数を48回から24回に削減しているが、今後財政的な問題で継続出来るかが心配される。			
今後の課題等	広報紙やかわや市のWebサイトで継続的に周知しているが、年々相談件数が減少しているため、財政的な問題と併せて継続が懸念される。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	地域ケアシステム推進事業		No.	所管課
	地域ケアシステム推進事業			
			51	地域福祉支援課
事業概要	地域ケアシステムが多くの住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるよう支援を行う。また、地域住民が主体となる地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大していきけるよう支援を行う。なお、平成21年度末の現状では、各種会議等開催頻度や、サロンの実施回数(地区ごとのバラつきがあることから、全体の底上げを意識して支援を行う。			
年度	目標 ①地域ケア推進連絡会等開催数②サロン開設数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	平成22年4月 (策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	50	60	
目標数値	—	①168回/年 ②100ヶ所/年(内容充 実)	①168回/年 ②100ヶ所/年(内容充 実)	
実績	①72回/年 ②54ヶ所/年	①161回/年 ②84ヶ所/年	①67回/年 ②96ヶ所/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	社会福祉審議会・地域福祉専門分科会における実績報告			
取組状況	市川市社会福祉協議会と共同で、それぞれ各小地域担当職員を配置し、活動を支援する。会議開催数、サロン数とも目標を下回ったものの、対前年度増であり、また、拠点開催回数、参加人数とも前年を上回った。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる			
今後の課題等	・認知度の向上・事業の周知 ・会議のプラットフォーム化の推進 ・人材の発掘、育成等			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	権利擁護事業		No.	所管課
	権利擁護事業			
			52	地域福祉支援課
事業概要	高齢者の虐待や権利擁護の啓発などを行なう。生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、安心して生活が出来るよう、専門的・継続的な視点から権利擁護としての支援を行う。			
年度	目標 活動回数①虐待防止ネットワーク会議②虐待防止研修			
	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	平成22年4月 (策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	①全体会を年2回、専務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、専務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、専務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施
実績	①全体会を年2回、専務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、専務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、専務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	虐待防止研修は、高齢者虐待に接する機会がある専門職と施設職員を対象とした研修各1回実施。研修対象者市民から施設職員へ変更に研修を年2回実施。美務者会議は年2回予定であったものを年3回実施した。			
取組状況	虐待防止研修については参加者を増やすため、周知に努め、開催日時についても考慮する。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	権利擁護の観点から日中の見守りを男女の差無く行う。			
今後の課題等	研修の参加人数を増やす。 高齢者虐待防止の周知を広め、知識と理解を深めていく。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名		女性のための相談		No.	54
事業概要		女性のためのさまざまな問題解決に向けた相談を行う。			
年度	項目	目標 相談可能体制			
		平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価		—	60	100	
目標数値		—	相談員1日3名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日を週4日とする
実績		相談員1日3名以上勤務する日は週2日	相談員1日3名以上勤務する日は週2日であった	相談員1日3名以上勤務する日は週3日であった	
他の評価指標					
男女別人数の把握			女性7人	女性6人	
外部評価					
取組状況			10月から配偶者暴力相談支援センターを開設したことで、相談件数が増加したため、新たに相談員2名を採用し、3人体制で強化したが、4月～12月までは、2人体制で対応した。	平成23年10月から配偶者暴力相談支援センターを開設したことで、相談件数が増加したため、相談体制の充実を図るため、3人体制を週8回とし対応した。なお、一般相談とDV相談は、同一の相談体制で実施している。	
男女共同参画の視点		1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果		女性の様々な相談は、被害者に自ら問題を解決できる力を持たせることが最終目標となるため男女共同参画に密接に関係している。	女性の様々な相談は、被害者に自ら問題を解決できる力を持たせることが最終目標となるため男女共同参画に密接に関係している。	女性の様々な相談は、相談者自ら問題の解決できる力を持つことが最終目標となるため男女共同参画に密接に関係している。	女性の様々な相談は、相談者自ら問題の解決できる力を持つことが最終目標となるため男女共同参画に密接に関係している。
今後の課題等		今後女性の一般相談・DV相談・法律相談に分け、様々な相談に対応できるよう、さめゆぐかな質の高い相談を行っていく。今後相談体制を強化していく。	今後女性の一般相談・DV相談・法律相談に分け、様々な相談に対応できるよう、さめゆぐかな質の高い相談を行っていく。今後相談体制を強化していく。	今後女性の一般相談・DV相談・法律相談に分け、様々な相談に対応できるよう、さめゆぐかな質の高い相談を行っていく。今後相談体制を強化していく。	今後女性の一般相談・DV相談・法律相談に分け、様々な相談に対応できるよう、さめゆぐかな質の高い相談を行っていく。今後相談体制を強化していく。

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名		家族介護支援事業		No.	53
事業概要		要介護被保険者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法を内容とした教室を開催する。また、認知症サポーターの養成講座を開催する。			
年度	項目	目標 講座開催数			
		平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価		—	100	100	
目標数値		—	11箇所の在宅介護支援センターが年44回実施	11箇所の在宅介護支援センターが年44回実施	11箇所の在宅介護支援センターが年44回実施
実績		11箇所の在宅介護支援センターが年46回開催	44回実施	44回実施	
他の評価指標					
男女別人数の把握			—	—	
外部評価					
取組状況			参加者を増やすため、周知に努めている。	参加者を増やすために介護予防面も加える内容にする。講座の開催方法をシリーズ化等工夫して行った。	
男女共同参画の視点		1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果		講座に参加する事で、介護には男性も女性もかわらなければならぬ事が認識される。	講座に参加する事で、介護には男性も女性もかわらなければならぬ事が認識される。	講座に参加する事で、実際に介護に携わるのは男性・女性双方である事が認識される。	講座に参加する事で、実際に介護に携わるのは男性・女性双方である事が認識される。
今後の課題等		男性の参加者を増やす。	男性への介護知識や介護技術の普及が必要時代になってきているが対策が十分でない。		

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名		DV専門相談員スキルアップ		No.	55	男女共同参画課		
事業概要		相談員は、研修参加、ケース検討会議の実施等、スキルアップを図る。						
年度	目標	研修および会議回数						
項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)				
所管課 自己評価	—	100	100					
目標数値	—	11回/年	12回/年	13回/年				
実績	10回/年	22回/年	23回/年					
他の評価指標	会議参加者数、研修や会議の内容 女性7人							
男女別人数の把握	女性6人							
外部評価	—							
取組状況	県主催のDV対応初任者研修、中級者研修、スーパーバイズ研修、スーパーバイズ研修、婦人相談員研修等に参加した。また、配偶者暴力相談支援センター、センター開設からは月1回ケース検討会議及び市主催でスーパーバイズスキルアップを実施して相談員のスキルアップに努めた。							
男女共同参画の視点	1	2	3	4	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻む要因であるため、相談を通して被害者を支援する過程で、相談員には被害者のエンパワーメントを引き出す力が求められるため、スキルの高い相談員が必要となる。							
今後の課題等	配偶者暴力相談支援センター開設に伴いDV相談件数が増加し、重篤なケース、危険度の高いケースも増加しているため、DV相談員のスキルアップのための研修は重要となり、質の高い研修・会議が求められる。							

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名		民事相談事業		No.	56	総合市民相談課		
事業概要		市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。						
年度	目標	相談対応可能件数						
項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)				
所管課 自己評価	—	100	90					
目標数値	—	10,000件/年	10,000件/年	10,000件/年				
実績	10,809件/年	10,713件/年	9,659件/年					
他の評価指標	相談者の満足度							
男女別人数の把握	—							
外部評価	—							
取組状況	各種相談内容を拡充したことにより相談件数が目標数値を上回った。							
男女共同参画の視点	1	2	3	4	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	女性・男性の双方が利用しやすい相談窓口を配置している。							
今後の課題等	時代に即した相談窓口の対応を検討していく。							

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	訪問指導		No.	58
			所管課	保健センター健康支援課

心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図る。

年度	訪問件数		平成24年度 （第4次実施計画策定当初）	平成25年度 （第4次実施計画最終年度）
	平成21年度 （第4次実施計画策定当初）	平成23年度		
所管課 自己評価	—	40	60	
目標数値	—	130件/年	60件/年	60件/年
実績	124件/年	57件/年	36件/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	訪問は件数が減少しているが、精神疾患が疑われる対象者も多く、本人、家族だけでなく他機関から連絡を受けての訪問も多く、連携をとりながら支援している。			
男女共同参画の視点	1	②	3	④
男女共同参画の視点から見た効果	対象となる人は、男女問わず対応し、極力その対象者の状況に合わせた支援に努めている。			
今後の課題等	訪問件数は減少しているものの、精神疾患や、タリ的に不安定な対象者が増加しており、1件に時間を費やすことが多い現状である。対応できるマンパワーの確保が課題である。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

主要課題5 生涯を通じた健康支援
個別課題16 生涯を通じて健康の管理・保持増進

事業名	健康相談		No.	57
			所管課	保健センター健康支援課

ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

年度	相談対応可能件数		平成24年度 （第4次実施計画策定当初）	平成25年度 （第4次実施計画最終年度）
	平成21年度 （第4次実施計画策定当初）	平成23年度		
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	100	電話相談 450回/年 面接相談 75回/年 栄養相談 490回/年 歯科相談 180回/年 （合計1,195回/年）	電話相談 450回/年 面接相談 75回/年 栄養相談 490回/年 歯科相談 180回/年 （合計1,195回/年）
実績	電話相談 423回/年 面接相談 75回/年 栄養相談 493回/年 合計 991回/年	電話相談 455回/年 面接相談 93回/年 栄養相談 1,173回/年 歯科相談 258回/年 （合計1,721回/年）	電話相談 380回/年 面接相談 61回/年 栄養相談 1,243回/年 歯科相談 258回/年 （合計1,942回/年）	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	所内、電話をはじめ、随時相談は受け付けている。その他、依頼の健康教育の中でも相談を受けている。			
男女共同参画の視点	1	②	3	④
男女共同参画の視点から見た効果	依頼の健康教育や主催講座をはじめ、所内、電話でも随時相談しやすい環境となっている。			
今後の課題等	相談内容によっては、当該のみで対応することが難しい場合もあり、他課を紹介することも度々あるため、その後の連携が課題である。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援

事業名	健康教育事業		No.	保健センター健康支援課
	健康教育事業			
事業概要	生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をする。			
年度	目標 実施回数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	90	90	90
目標数値	—	食生活講座20回/年 一般健康教育260回/年 歯科健康教育35回/年 (合計 315回/年)	食生活講座20回/年 一般健康教育260回/年 歯科健康教育35回/年 (合計 315回/年)	食生活講座20回/年 一般健康教育260回/年 歯科健康教育35回/年 (合計 315回/年)
実績	食生活講座19回/年 一般健康教育 253回/年 (合計 272回/年)	食生活講座18回/年 一般健康教育259回/年 (合計 277回/年)	食生活講座18回/年 一般健康教育248回/年 歯科健康教育33回/年 (合計 299回/年)	
他の評価指標	講座終了時にアンケートを実施して、講座後の意識や行動の変化について評価している。			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	市民から健康に関するテーマで依頼は多い状況である。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	更年期や生活習慣病予防の視点で、男女共にそのライフサイクルや健康状態に応じた知識の普及と啓蒙が行えた。			
今後の課題等	高齢者の参加が多い、働く世代やそれ以前の年代への働きかけが課題である。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	推進員活動事業		No.	保健センター健康支援課
	推進員活動事業			
事業概要	市民が主体となり健康上の課題の解決に向け行動できるよう保健推進員、食生活改善推進員と協力して支援し、地域の健康水準の向上を図る。			
年度	目標 地域支援グループ数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	80	100	
目標数値	—	10グループ/年 (91回1,500人)	9グループ/年 (79回1,200人)	9グループ/年 (79回1,200人)
実績	12グループ/年 (112回1,903人)	9グループ/年75回1278人	11グループ/年 (92回1,240人)	
他の評価指標	グループ毎に目標を設定し、個別評価をしている。			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	現在、9グループが継続して、健康づくりに取り組んでいる。高齢者が多い状況だが、中高年にも働きかけていく必要性を感じている。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	対象者は市民としているが、参加者は女性が多く、女性の視点が多く取り入れられている。			
今後の課題等	住民の孤立を防ぎ、地域で住民を支えあえるような事業とし、やがては自立していくことが理想であるため、主催者の支援も必要。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	母子健康教育事業		No.	61	保健センター健康支援課
	母子健康手帳および父子手帳(お父さん手帳)の交付		No.	62	
事業概要	妊娠初期から乳幼児・学童・思春期の子どもと保護者を対象に、ライフサイクルに応じた知識の普及等を行い、健やかな成長ができるよう支援する。				
年度	目標		セミナー開催回数		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成21年度 (第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
所管課 自己評価	—	90	90	90	
目標数値	—	依親健康教育 49回/年 セミナー 2回/年 母親学級 28回/年 栄養 129回/年 産科 190回/年 (合計208回/年)	依親健康教育 45回/年 母親学級 24回/年 栄養 129回/年 産科 190回/年 (合計388回/年)	依親健康教育 45回/年 母親学級 24回/年 栄養 129回/年 産科 190回/年 (合計388回/年)	依親健康教育 45回/年 母親学級 24回/年 栄養 129回/年 産科 190回/年 (合計388回/年)
実績	依親健康教育49回/年 セミナー 2回/年 母親学級 28回/年 栄養 129回/年 産科 190回/年 (合計208回/年)	依親健康教育 36回/年 セミナー 2回/年 母親学級 28回/年 栄養 132回/年 産科 196回/年 (合計198回/年)	依親健康教育 37回/年 母親学級 24回/年 セミナー 2回/年 栄養 111回/年 産科 186回/年 (合計368回/年)		
他の評価指標	—				
男女別人数の把握	依親健康教育1246人 セミナー85人(うち男1人) 母親学級523人(男69人)				
外部評価	—				
取組状況	育児に対する健康教育の依頼は増えている。情報が継続する現在で専門職の話が聞ける機会として、母親学級は初妊婦を対象に行っている。				
男女共同参画の視点	①	2	③	④	① ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	母親学級は妊婦中心で行っているが、育児については夫の参加が必要であり夫も参加できるように配慮している。				
今後の課題等	初産婦(2205人)に対し母親学級・母親学級参加率が63.9%のため参加率が伸びていない。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	母子健康手帳(お父さん手帳)の交付		No.	62	保健センター健康支援課
	母子健康手帳および父子手帳(お父さん手帳)の交付		No.	62	
事業概要	妊娠届けを出した方に、母子の健康管理の状況を記録する母子健康手帳を交付します。併せて父親に対しても子育てへの関心を高めるとともに育児参加が図られるよう父子手帳を交付する。				
年度	目標		交付数		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	平成21年度 (第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
所管課 自己評価	—	90	90	90	
目標数値	—	5,200冊/年	5,200冊/年	5,200冊/年	5,200冊/年
実績	5,312冊/年	4,850冊/年	4,819冊/年		
他の評価指標	—				
男女別人数の把握	—				
外部評価	—				
取組状況	医療機関にて妊婦が確定して妊婦届出書にて母子手帳と父子手帳を発行している。				
男女共同参画の視点	1	2	3	4	1 2 3 4
男女共同参画の視点から見た効果	母子手帳発行と同時に父子手帳を発行。妊婦中の状況や育児について夫が理解してほしい項目を追加した。				
今後の課題等	母子手帳の内容に夫の育児参加が盛り込まれる予定となっている。その為父子手帳との重複もあり父子手帳の交付は24年度にて終了とする。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	妊婦健診の公費負担拡大		No.	63
	保健センター健康支援課		所管課	
事業概要	安心して出産できる環境整備を推進し、健やかな出産・子育て支援につなげていくために、妊婦健康診査の公費負担をする。			
年度	目標 実施回数		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	
項目				
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	14回/年	14回/年	14回/年
実績	14回/年	14回/年	14回/年	
他の評価指標		健診実施件数 54,291件	健診実施件数 53,692件	
男女別人数の把握		—	—	
外部評価		—	—	
取組状況	母子手帳交付時に受診票を配布。受診を勧めている。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	妊婦健診をすることで異常の早期発見ができ、安心して出産に望める。			
今後の課題等	年1～2件飛び込み出産があり、今後も妊婦健診の周知徹底が必要である。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	母子訪問事業		No.	64
	保健センター健康支援課		所管課	
事業概要	新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図る。			
年度	目標 訪問件数		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	
項目				
所管課 自己評価	—	100	90	100
目標数値	—	6,000件/年	6,000件/年	6,000件/年
実績	6,043件/年	6,332件/年	5516件/年	
他の評価指標		—	—	
男女別人数の把握		—	—	
外部評価		—	—	
取組状況	3か月未満児に対し全戸訪問、及び随時必要時家庭訪問、電話相談、面接を行っている。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	育児不安や母親の気持ちを確認することで、安心して育児に望める。			
今後の課題等	産後うつや育児不安の原因の一つとして、家族関係や育児支援の有無について大きく関わってくる。その為夫の参加は重要である。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	健康診査事業		No.	66
	健康診査事業		所管課	保健センター・疾病予防課
事業概要	生活習慣病を予防するため特定健康診査等を40～74歳の国民健康保険加入者等に実施。がん検診・肝炎検診については市民対象に実施。			
年度	目標		受診率	
	項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	70	60	
目標数値	—	62%	65%	65%
実績	特定健康診査 受診率42.3%	特定健康診査 受診率43.6%	特定健康診査 受診率44.5%	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	男 受診14,483人/対象38,841人 女 受診20,783人/対象41,952人	男 受診14,853人/対象38,652人 女 受診20,835人/対象41,453人		
外部評価	—			
取組状況	平成23年度対象者80,793人全 員へ受診券を個別送付した。ま た、年度途中に未受診者へ受 診勧奨通知も実施した。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た 効果	生涯を通じて健康支援という課 題の中では、現在の状況を把握 でき、効果はあるものと考えら れる。			
今後の課題等	受診率の更なる向上			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	地域交流・健康づくり		No.	65
	地域交流・健康づくり		所管課	高齢者支援課
事業概要	地域の身近な場所で「いきいき健康教室」を実施し、仲間づくりや健康づくりを推進する。			
年度	目標		教室数	
	項目	平成22年4月 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	82教室/年	100教室/年	102教室/年
実績	79教室/年	82教室/年	100教室/年	
他の評価指標	終了時アンケート			
男女別人数の把握	延参加人数 9852(男)/69902	延参加人数 10,057(男) /71,424		
外部評価	—			
取組状況	65歳以上の高齢者を対象に介 護予防として体験教室を行って いる。参加者は年々増加傾向で あり85%は女性の参加者であ る。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た 効果	講師、参加者とも女性が多いの で男性の参加により教室のメ ニュー内容に幅が広がる。			
今後の課題等	申込多数のため待機人数の解 消と男性の参加率の向上			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実

事業名	社会環境浄化活動・啓発活動・健全育成活動		No.	67
	青少年育成課 (少年センター)		所管課	
事業概要	補導活動とともに非行を防止するためのポスターやちらしなどの作成と配布。 薬物乱用防止のためのキャンペーンを実施する。			
年度	意識啓発のための講演会等の実施			
項目	目標	(第4次実施計画策定当初)		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	2回/年	2回/年	
実績	0回/年	2回/年	2回/年	
他の評価指標	ポスター、ちらしの配布等の啓発活動回数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	ポランテア参加者アンケート			
取組状況	市内3箇所を会場として、学生ポランテア等による薬物乱用防止キャンペーンを実施した。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	薬物の乱用は、男女区別なく、少年も成人にも乱用防止啓発活動は、必要であるので、男女区別なく効果があつた。			
今後の課題等	参加ポランテアの更なる参加者の拡大を図る。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	健康増進指導事業		No.	68
	保健センター健康支援課 (健康増進センター)		所管課	
事業概要	運動を主体とした健康の保持増進及び生活習慣の改善のため、体力測定や問診調査に基づく保健・栄養・運動指導を実施し、健康増進に努める。また、骨粗鬆症対策として、骨密度測定と予防法を指導することにより、高齢者の骨折をきつかけとなりやすい現状を予防も実施。			
年度	利用者数①トレーニング②骨密度			
項目	目標	(第4次実施計画策定当初)		
	平成21年度	平成23年度	平成24年度	
所管課 自己評価	—	90	80	
目標数値	—	①18,981人/年 ②2,600人/年	①18,981人/年 ②2,600人/年	
実績	①19,274人/年 ②2,864人/年	①18,839人/年 ②2,402人/年	①18,078人/年 ②2,284人/年	
他の評価指標	—			
男女別人数の把握	トレーニング男7960女10879 骨密度測定男312女2090			
外部評価	—			
取組状況	トレーニング利用者については目標値を下回ったが骨密度測定は回数では前年より多く測定しているが利用者数で下回った。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	男女どもの健康状態に応じた健康づくり支援につながる。			
今後の課題等	増進センターの利用者を増やすためのアピールを再度検討する。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	多目的ルームの貸出		No.	69
			所管課	保健センター健康支援課 (健康増進センター)
事業概要	女性参加者の多い集団体操を行う他、市民の健康増進のため運動サークルの活動の場として施設を貸し出す。			
年度	目標	利用件数		
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	所管課 自己評価	100	100	
	目標数値	180件/年	180件/年	180件/年
	実績	173件/年	305件/年	
他の評価指標	-			
男女別人数の把握	-			
外部評価	-			
取組状況	研修室の有料貸出件数は目標値を下回ったが新規団体の利用があった。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	研修室の健康状態に応じた健康づくり支援につながる。			
今後の課題等	研修室の使用に関するアンケートを再検討したい。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	DV防止基本計画の策定		No.	70
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV防止に向け、総合的に施策を推進するため基本的な計画を策定する。			
年度	目標	DV防止基本計画の策定		
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
項目	所管課 自己評価	100	100	
	目標数値	策定	-	-
	実績	作業中	-	-
他の評価指標	-			
男女別人数の把握	-			
外部評価	-			
取組状況	平成23年8月にDV防止基本計画を策定し、同年10月に配偶者暴力相談支援センターの機能を設置した。			
男女共同参画の視点	1	2	3	4
	1	2	3	4
男女共同参画の視点から見た効果	DV防止に向けた施策の着実な推進につながる。			
今後の課題等	計画に基づき、DV対策を着実に進めて行く。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	市川市国際交流協会補助事業		No.	78
			所管課	国際交流課

外国人が地域の中に溶け込み、相互理解を深める機会を提供するため、国際交流を積極的に
行っている民間の団体に対し、資金援助及び活動場所を提供することにより、国際的な視野を
持った人材の育成や地域における国際理解・国際交流の促進を図る。

項目	年度		目標 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度				平成24年度				平成25年度 (第4次実施計画最終年度)								
	所管課	自己評価		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
事業概要																				
所管課																				
目標数値																				
実績																				
他の評価指標																				
男女別人数の把握																				
外部評価																				
取組状況																				
男女共同参画の視点																				
男女共同参画の視点から見た効果																				
今後の課題等																				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

個別課題20 被害者の相談・支援および加害者への教育・研修、更生の支援
事業No.71～76については、「市川市DV防止基本計画(平成23年8月)」の策定により、同計画へ
進捗管理を移行しています。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進

項目	年度		目標 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度				平成24年度				平成25年度 (第4次実施計画最終年度)								
	所管課	自己評価		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
事業概要																				
目標																				
所管課																				
目標数値																				
実績																				
他の評価指標																				
男女別人数の把握																				
外部評価																				
取組状況																				
男女共同参画の視点																				
男女共同参画の視点から見た効果																				
今後の課題等																				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	外国人向けの各種情報提供の充実		No.	80
	外国人相談窓口		所管課	国際交流課
事業概要	言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能を図る。			
年度	目標	—		
項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—	—	—
他の評価指標	事業内容や成果・効果			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	テレホンガイド事業を発展解消し、多言語電子メール配信事業を開始した。平成23年度は、システムを構築し、平成24年1月から3月まで実施した。			
男女共同参画の視点	1	②	③	4
男女共同参画の視点から見た効果	在任外国人の地域社会への参画につながり、多様な視点が生まれる。			
今後の課題等	・登録者の増加 ・英語以外の言語の導入 ・在任外国人のニーズの把握			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

個別課題22 在任外国人と共に目指す男女共同参画社会

事業名	外国人相談窓口		No.	79
	外国人相談窓口		所管課	国際交流課
事業概要	外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。			
年度	目標	外国人相談窓口相談者数		
項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	—
目標数値	—	1,500人/年	1,500人/年	1,500人/年
実績	1,127人/年	2,288人/年	延べ3,125人/年	—
他の評価指標	事業内容や成果・効果			
男女別人数の把握	男:1293人 女:995人			
外部評価	—			
取組状況	本庁、支所に窓口を開設し、日常生活に関する情報提供や、行政手続きのサポートなどを行なった。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	原則、窓口担当者を男女で構成するようシフトを組んでいるため、男女特有の相談内容でも相談者は男女問わず安心して相談できる。			
今後の課題等	・昼休みの対応 ・データ分析			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料
 主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
 個別課題23 推進体制の充実

事業名		男女共同参画推進審議会の運営事業		No.	82
事業概要		男女共同参画の推進状況を把握し、報告すること等により、今後の推進に向けて意見をいただく。			
年度	目標	審議会開催数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	100	60		
目標数値	—	3回/年	3回/年	3回/年	
実績	2回/年	3回/年	2回/年		
他の評価指標	出席率、意見数、内容				
男女別人数の把握	審議会委員 (平成24年4月1日現在) 男性5名、女性10名				
外部評価	—				
取組状況	「市川市男女共同参画基本計画」に基づき「第4次実施計画」及び「DV防止基本計画」の掲載事業について年次報告を行ったほか、事業の目標等見直しについて審議し、ご意見をいただいた。				
男女共同参画の視点	①	②	③	④	① ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	審議会委員は、有識者や専門家、公募市民等で構成されており、地域での男女共同参画推進に向けた連携を図ることができている。				
今後の課題等	地域での男女共同参画推進に向け、連携を強化する。着実に男女共同参画を推進するため、引き続き連携をはかっていく。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名		通訳・翻訳ボランティアによる活動		No.	81
事業概要		在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実に努める。			
年度	目標	市川市国際交流協会への通訳・翻訳依頼件数			
	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (第4次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	20	30		
目標数値	—	70件/年	70件/年	70件/年	
実績	62件/年	19件/年	23件/年		
他の評価指標	事業内容や成果・効果				
男女別人数の把握	—				
外部評価	—				
取組状況	通訳や通訳の依頼内容を精査したうえで、国際交流課で対応。または市川市国際交流協会のボランティアへ業務の依頼を行い、依頼を受けた案件の全てに対応した。				
男女共同参画の視点	1	②	③	4	1 ② ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	在住外国人の地域社会への参画につながり、多様な視点が生まれる。				
今後の課題等	・依頼内容の複雑化・専門化に対応するボランティアの育成				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施		No.	84	
	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施		所管課	企画・広域行政課	
事業概要	市民の市政参加に関する要綱の運用状況を検証しながら、その制度の充実を図り、市民と行政の協働による自治を推進します。				
年度	目標	平成23年度：パブリックコメント1件あたりの意見件数(年間) 平成24年度～：パブリックコメントの実施件数(年間)			平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所管課 自己評価	—	40	90		
目標数値	—	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年
実績	20件/年	9件/年	19件/年		
他の評価指標	「市民と行政のパートナーシップの構築」についての満足度及び重要度(市川市市民意向調査報告書)				
男女別人数の把握	—				
外部評価	—				
取組状況	市民の市政参加に関する要綱に基づき担当課が実施するパブリックコメントの運用について、助言等の支援を行った。				
男女共同参画の視点	1	2	③	4	1 2 ③ 4
男女共同参画の視点から見た効果	政策案の調査場所として男女共同参画センターをはじめとした各施設及び市のWebサイトを設けることで、市民がパブリックコメントに関する情報の収集段階において性別による格差が生じないよう配慮した。また、意見の募集基盤を、提出された意見の募集への反映についても性別による格差が生じないよう配慮した。結果、男女へたたく意見が提出され、市民と行政の協働による自治を推進した。				
今後の課題等	市民の方がより行政の取り組みに胸心をもち、周知・啓発に努める必要がある。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施		No.	83	
	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施		所管課	男女共同参画課	
事業概要	男女共同参画センター登録団体等との共同事業を進めている登録団体等と共同事業を実施する。				
年度	目標	平成23年度 平成24年度			平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	項目	平成21年度 (第4次実施計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所管課 自己評価	—	40	90		
目標数値	—	180人/年	180人/年	180人/年	180人/年
実績	162人/年	77人/年	165人/年		
他の評価指標	共同事業の回数、内容、登録団体数				
男女別人数の把握	参加者数 男性7人、女性70人				
外部評価	参加者アンケート				
取組状況	市内の女性団体を統括している「市川女性の集い連絡会」と共同事業を回実施した。「姉妹山上千重子展覧会」の開催、又、登録団体等との意見交換会を開いた。				
男女共同参画の視点	①	2	③	④	① 2 ③ ④
男女共同参画の視点から見た効果	市民の男女共同参画推進の活動支援を行うことにより、地域の男女共同参画の推進につながっている。				
今後の課題等	共同事業数や男性の参加者の増加。				

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

個別課題24 計画の進行管理の充実

事業名	男女共同参画に関する意識調査および公表		No.	86
	男女共同参画課		男女共同参画課	
事業概要	男女共同参画に関する意識調査を定期的に把握することにより、男女共同参画社会の実現を推進していく。			
年度	目標	平成23年度 平成24年度～社会全体において、「男女の地位が平等」と考える人の割合 (eモニタリングアンケート調査による)		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	項目	(第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	60	100	
目標数値	—	18%	前年度実績より増	前年度実績より増
実績	150%(平成22年度市民意識調査)	11% (eモニタリングアンケート)	13% (eモニタリングアンケート)	
他の評価指標	「主は外で働き暮らす方がよい」と考える人の割合・市川市男女共同参画社会基本条例・市川市男女共同参画推進計画・男女共同参画センターの認知度			
男女別人数の把握	回答者数 eモニ：男性606人、女性757人、不明1人			
外部評価	—			
取組状況	eモニタリングアンケートを平成24年1月30日～2月13日に実施し、1473件の回答があった。そのうち、「男女共同参画センター利用者へアンケートを行った結果、「男女の地位は平等である」との回答は、男性144人、女性52人、合計196人で12.5%であった。割合は、18.3%であった。			
男女共同参画の視点	①	②	③	④
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画に関する市民の意識を把握し、事業への反映につなげる。 男女共同参画に関する市民の意識を把握し、事業への反映につなげる。			
今後の課題等	eモニタリングアンケート利用者へのアンケート、いづれも、平等感に対して男性と女性の意識の違いがあり、その解消が必要である。 eモニタリングアンケートの結果等をふまえ、次期計画を策定する。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	男女共同参画に関する情報収集		No.	85
	男女共同参画課		男女共同参画課	
事業概要	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行う。			
年度	目標	国・県・近隣市等の会議参加数		平成25年度 (第4次実施計画最終年度)
	項目	平成21年度 (第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	80	100	
目標数値	—	10回/年	10回/年	10回/年
実績	9回/年	8回/年	15回/年	
他の評価指標	収集した情報の活用、施策への反映内容			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	千葉県内の男女共同参画行政担当者の連絡会議や、男女共同参画センター等連絡会議に出席した。24年度は、千葉県から委嘱された地域での男女共同参画推進を担っている地域推進員会議に積極的に参画し、第2回目の地域推進員事業を当センターで開催するなど、連携をはかることができた。			
男女共同参画の視点	1	②	3	④
男女共同参画の視点から見た効果	地域における男女共同参画の推進につながる。			
今後の課題等	今後も継続し情報収集に努める。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

事業名	計画掲載事業の実施状況把握・公表		No.	87
			所管課	男女共同参画課
事業概要	年度毎、進捗管理事業の事業達成度を把握し、審議会に報告する。			
年度	目標	—		
	項目	(第4次実施計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—	—	—
他の評価指標	実施状況や効果を的確に把握すること、分かりやすい評価のまとめ方			
男女別人数の把握	—			
外部評価	男女共同参画推進審議会			
取組状況	第3次実施計画最終年の事業実施状況や評価を年次報告書として公表した。			
男女共同参画の視点	1	②	③	④
	計画に沿って男女共同参画を精実に推進する。			
男女共同参画の視点から見た効果	計画に沿って男女共同参画を精実に推進する。			
	市民に分かりやすい年次報告書の作成。			
今後の課題等	着実に男女共同参画を推進するため、達成度の低い主要課題を把握し、次期計画に活かす。			

《男女共同参画の視点》

1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参画したか。
3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。
4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市DV防止基本計画（平成23～25年度）

平成24年度
年度報告書

平成25年7月

男女共同参画課

目 次

1. 年次報告に関する説明	2
2. 体系図	3
3. 基本目標ごとのまとめ	4
4. 高達成度の事業一覧	5
5. 事業別一覧	6 ~ 10
6. 事業ごとの実績報告書	11 ~ 26

∞ 年次報告に関する説明 ∞

本報告は、「市川市DV防止基本計画（平成23～25年度）」が「市川市男女共同参画基本計画（平成23～25年度）」の一部分でもあることから、「市川市DV防止基本計画」に記載されている計画事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成24年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 所管課自己評価について

目標数値が設定されている事業について、目標数値とその実績から評価しています。

- 0 : 目標の10%未満
- 10 : 目標の10%以上達成
- 20 : 目標の20%以上達成
- 30 : 目標の30%以上達成
- 40 : 目標の40%以上達成
- 50 : 目標の50%以上達成
- 60 : 目標の60%以上達成
- 70 : 目標の70%以上達成
- 80 : 目標の80%以上達成
- 90 : 目標の90%以上達成
- 100 : 目標の100%以上達成

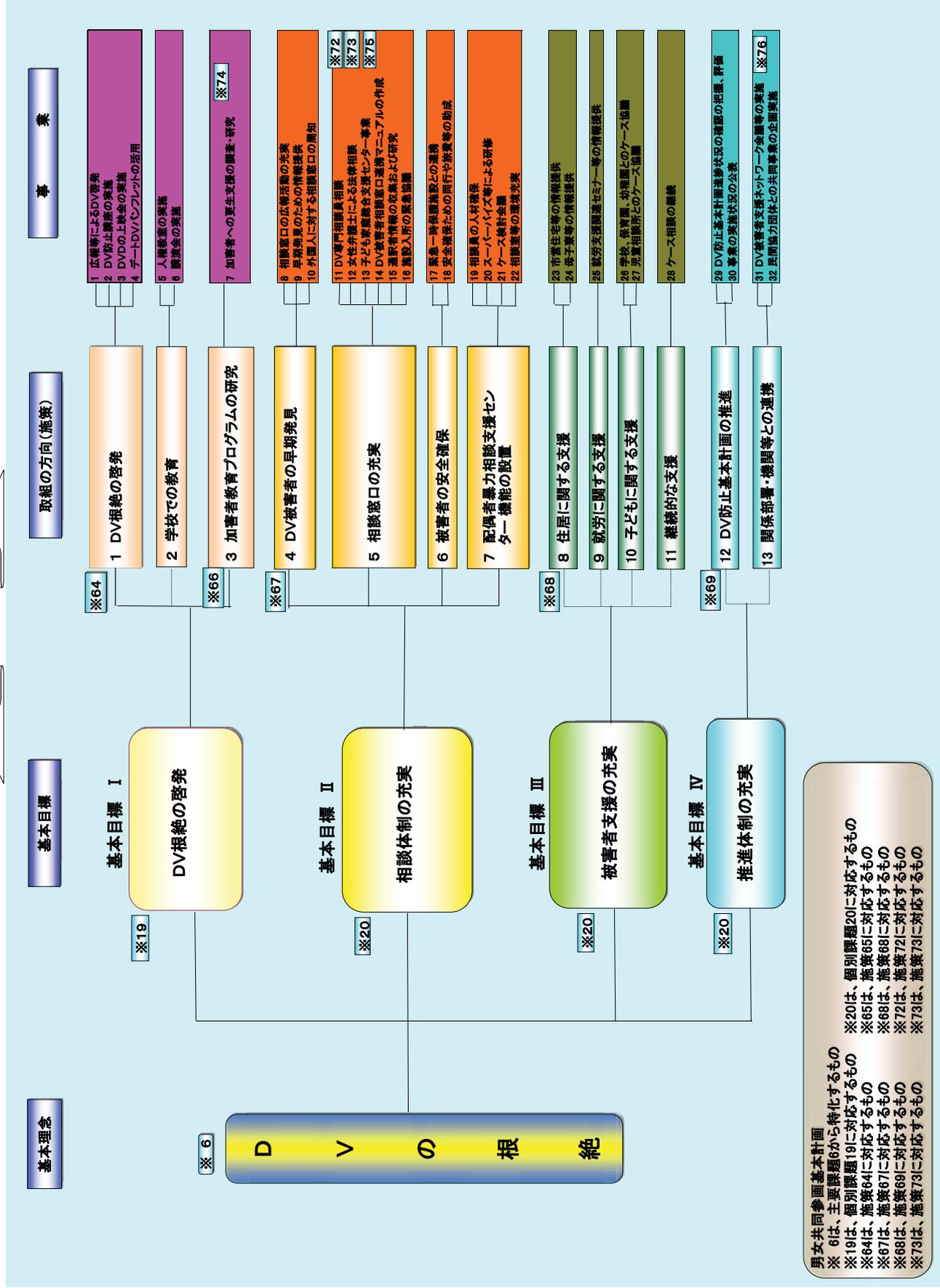
○ 基本目標ごとのまとめ(4頁)は、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとに事業数を掲載しました。
また、基本目標ごとの平均達成度をグラフ化しました。

○ 高達成度の事業一覧(5頁)は、目標を大幅に超えて達成した事業をまとめたものです。

○ 事業別一覧(6～10頁)は、各事業の自己評価等をまとめたものです。

○ 進捗状況(11～27頁)は、所管課による事業ごとの実績報告書の個票です。

体系図



男女共同参画基本計画

※6は、主要課題6から特化するもの

※19は、個別課題19に対応するもの

※64は、施策64に対応するもの

※67は、施策67に対応するもの

※68は、施策68に対応するもの

※72は、施策72に対応するもの

※73は、施策73に対応するもの

※20は、個別課題20に対応するもの

※65は、施策65に対応するもの

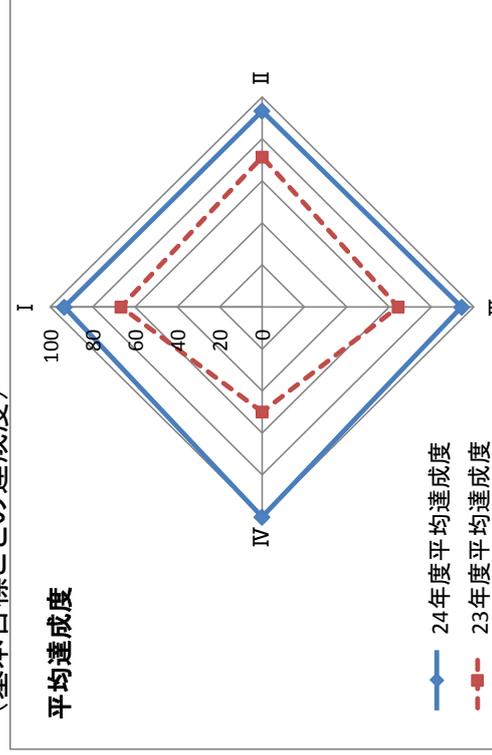
※69は、施策69に対応するもの

※76は、施策76に対応するもの

■基本目標ごとのまとめ
(基本目標ごとの実施計画事業評価結果)

基本目標	評価別事業数					平成24年度の評価
	100	90-70	60-40	30-0	評価なし	
I DVを許さない社会づくり	4	2	0	0	0	・基本目標全体に対する平均達成度は93.3となっており、6事業中4事業は達成度が100であり、70以下の事業はなかった。
II 相談体制の充実	12	1	2	0	0	・基本目標全体に対する平均達成度は93.3となっており、15事業中12事業は達成度が100となった。 ・達成度60の事業の1つ「女性弁護士による女性のための法律相談」については、さらに相談窓口等を啓発していく。
III 被害者支援の充実と加害者教育	4	2	0	0	1	・基本目標全体に対する平均達成度は94.3となっており、7事業中4事業は達成度が100であり、70以下の事業はなかった。
IV 推進体制の充実	2	0	0	0	2	・基本目標全体に対する平均達成度は100となっており、「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」について、設置準備が完了した。

(基本目標ごとの達成度)



■ 高達成度の事業一覧
 目標を大幅に超えて達成した事業

No.	事業名 《所管課》	目標	24年度目標	24年度実績	評価	高達成度の理由
4	デートDVパンフレットの活用 《男女共同参画課》	配付枚数	1,000枚	2,300枚	100	高等学校2校、中学校1校に配布し、効果的なパンフレットの活用に取り組んだ。
10	DV被害者相談窓口連携 マニュアルの作成活用 《男女共同参画課》	窓口職員の 説明会参加 者数	50人	95人	100	マニュアルの課長説明会を実施し、さらに庁内窓口職員の説明会を2回実施した。
17	安全確保のための同行や旅費 等の助成 《男女共同参画課》	同行支援件 数	5件	12件	100	配偶者暴力相談支援センターの開設に伴い、危険度・重篤度の高いケースが増加したため、同行支援を必要とするケースの増加につながった。
20	ケース検討会議 《男女共同参画課》	ケース検討 会議の実施 回数	6回	9回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、概ね月1回のケース検討会議を実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員や職員が対応可能となるようスキルアップした。
23	母子寮等の情報提供 《男女共同参画課》	入居件数	2件	4件	100	24年度の入居は1件を除き、いずれも一時的な滞在であったが、その期間内に、生活の保障や転居先の確保、転校手続き等関係機関や関係部署と連携を図り、被害者とその家族の安全確保及び転居後の生活再建が速やかに出来るよう支援することが出来た。
26	児童相談所とのケース協議 《男女共同参画課》	児童相談所 との連携件 数	5件	10件	100	DV相談の中から、DV被害者の母親が児童虐待の加害者となったケースや父親から虐待を受けていたケースが判明し、児童相談所と連携を図り対応することが出来た。
32	民間協力団体の立ち上げ 《男女共同参画課》	DV防止講 座の実施数	1回	5回	100	「DV被害者サポーター養成講座」を4回の実施。 昨年の講座修了者8名からなる男女共同参画センターの登録団体とDV等の防止や啓発を含む共催事業を実施できた。

■ 高達成度の事業一覧
 目標を大幅に超えて達成した事業

No.	事業名 《所管課》	目標	24年度目標	24年度実績	評価	高達成度の理由
4	デートDVパンフレットの活用 《男女共同参画課》	配付枚数	1,000枚	2,300枚	100	高等学校2校、中学校1校に配布し、効果的なパンフレットの活用に取り組んだ。
10	DV被害者相談窓口連携 マニュアルの作成活用 《男女共同参画課》	窓口職員の 説明会参加 者数	50人	95人	100	マニュアルの課長説明会を実施し、さらに庁内窓口職員の説明会を2回実施した。
17	安全確保のための同行や旅費 等の助成 《男女共同参画課》	同行支援件 数	5件	12件	100	配偶者暴力相談支援センターの開設に伴い、危険度・重篤度の高いケースが増加したため、同行支援を必要とするケースの増加につながった。
20	ケース検討会議 《男女共同参画課》	ケース検討 会議の実施 回数	6回	9回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、概ね月1回のケース検討会議を実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員や職員が対応可能となるようスキルアップした。
23	母子寮等の情報提供 《男女共同参画課》	入居件数	2件	4件	100	24年度の入居は1件を除き、いずれも一時的な滞在であったが、その期間内に、生活の保障や転居先の確保、転校手続き等関係機関や関係部署と連携を図り、被害者とその家族の安全確保及び転居後の生活再建が速やかに出来るよう支援することが出来た。
26	児童相談所とのケース協議 《男女共同参画課》	児童相談所 との連携件 数	5件	10件	100	DV相談の中から、DV被害者の母親が児童虐待の加害者となったケースや父親から虐待を受けていたケースが判明し、児童相談所と連携を図り対応することが出来た。
32	民間協力団体の立ち上げ 《男女共同参画課》	DV防止講 座の実施数	1回	5回	100	「DV被害者サポーター養成講座」を4回の実施。 昨年の講座修了者8名からなる男女共同参画センターの登録団体とDV等の防止や啓発を含む共催事業を実施できた。

■事業別一覧

No.中の※印の数字は、「市川市男女共同参画基本計画」に基づく第4次実施計画「から進行管理を移行した第4次実施計画中の事業番号です。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり 取組の方向(施策)1 DV根絶の啓発								
1	広報等による人権啓発 (※71)	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月2日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。	広報紙掲載回数	2回/年	2回/年	100	6月と12月の特設相談窓口、人権啓発映画会を開催するにあたり、広報いちかわに掲載。Webサイト、ポスターによる広報を実施し、PRIに努めた。さらに啓発に有効な媒体を考えていく。
2	DV防止講座の実施	男女共同参画課	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。	DV防止講座の延参加者数	120人	124人	100	5回、8時間の実施。DV防止の啓発及びDV被害者への理解、支援者としての知識等の啓発に取り組むことが出来た。今後は市民が興味をもって学べる講座を検討し、DV防止等を啓発する。
3	DVD上映会の実施	男女共同参画課	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。	DVD鑑賞者延人数	40人	31人	70	人権週間1日特設相談窓口時に人権啓発映画会を開催し、着実な活動に取り組んだ。参加者を増やすための作品の選定が課題。
4	デートDVパンフレットの活用	男女共同参画課	デートDVのパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。	配布枚数	1,000枚	2,300枚	100	高等学校2校・中学校1校に配布し、校効果的にパンフレットを活用できた。今後は配付する学校等の検討をし、さらに県で実施しているデートDV防止セミナー実施校をふまえ、配付校や部数を検討し、有効な啓発を検討していく。
取組の方向(施策)2 学校での人権教育								
5	人権教室実施	男女共同参画課	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるような人権教室を実施する。	受講児童数	3,500人	4,047人	100	小学校の小・中・高学年それぞれ年齢に合わせ、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内27校の小学校で実施。今後は人権の花運動と同時に実施し、有効な啓発活動を行っていく。
6	人権講演会の実施	男女共同参画課	暴力は絶対に許さないと意識を根づかせるような講演会を実施する。	受講生徒数	1,700人	1,534人	90	人権擁護委員が各中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。さらに人権作文コンテストの応募を働きかけていく。
基本目標Ⅱ 相談体制の充実 取組の方向(施策)3 DV被害者の早期発見								
7	相談窓口の広報活動の充実	男女共同参画課	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。	ちらし等の配付設置箇所数	35箇所	35箇所	100	庁内の関係課や窓口を設置しているか35箇所に配布し広くDV相談窓口を啓発することができた。今後は関係機関への配布を検討し、さらなる啓発をしていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
8	早期発見のための情報提供	男女共同参画課	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に見出し、速やかに、相談窓口に見学するようDV防止についての説明会を実施する。	DV防止についての説明会の実施回数	6回	6回	100	DV防止の啓発及び被害者と被害者に子どもについての対応について6地区で説明会を実施した。今後も市民により近い民生委員にDV防止について啓発し、一人でも多くの女性のDV被害者が相談できるよう、地区別の説明会を随時行っていく。
9	外国人に対する相談窓口の周知	男女共同参画課	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。	ちらし等の配付設置箇所数	35箇所	35箇所	100	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語で、PRカードを作成し関係課や窓口35箇所へ配付した。今後は有効活用できるような適切な配布場所を考えていく。
10	DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用	男女共同参画課	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるように、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。	窓口職員説明会の参加者数	50人	95人	100	マニュアルの説明会を所属長及び窓口職員33課95人へ行った。今後は、説明会の実施要請があった課について随時説明会を実施し窓口職員が有効活用できるようにしていく。
取組の方向(施策)4 相談窓口の充実								
11 (※72)	女性のためのDV専門相談員相談	男女共同参画課	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引き継ぎをする。	相談可能体制	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	週3日	100	配偶者暴力相談支援センター開設後は緊急度・重篤度の高いケースが増え、またそれに伴い処遇困難ケースも増加するなか適切な支援を行った。今後は更に3人体制を増やしていく。
12 (※73)	女性弁護士による女性のための法律相談	男女共同参画課	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。	相談件数	200件/年	136件/年	60	毎週水曜日の午後に実施、1日5人まで、相談可能な体制で取り組んでいる。年々、減少傾向となっており、相談窓口の啓発を行っていく。
13 (※75)	子ども家庭総合支援センター	子育て支援課	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。	活動件数	4,000件/年	5,421件/年	100	電話や庁内面接にて対応。DVについては15人うち1ケースが帰来先がなくNPO法人が運営するアパートへ避難。今後も関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行っていく。
14	通訳者情報の収集及び研究	男女共同参画課	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。	通訳者の協力回数	10回	11回	100	避難を必要とする外国人の被害者に対し、国際交流課の協力を得て通訳ボランティアの派遣要請し相談を行った。今後も必要に応じて緊急時の通訳ボランティアの派遣を国際交流課の協力を得ながら取り組んでいく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
15	施設入所の緊急協議	男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行い、かわしい施設に一時的に避難させる。	関係部署との協議回数	3回	2回	60	障害者支援課と連携をとり相談及び支援等を行った。今後DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法(24年10月1日施行)に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。
取組の方向(施策)5 被害者の安全確保								
16	緊急一時保護施設との連携	男女共同参画課	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者(同伴の子どもを含む)の緊急的な安全確保をする。	民間一時保護施設等の情報収集数	10回箇所	10箇所	100	県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集することが出来た。シェルターという性質上、必要に応じて情報収集に努める。
17	安全確保のための同行や旅費等の助成	男女共同参画課	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。	同行支援件数	5件	12件	100	危険度、重篤度が高い12ケースについて、安全確保のための同行支援を行った。また、旅費等に助成を1ケース行った。今後もケースの実情に合わせて安全確保を第一に考え、必要に応じて同行支援や旅費等の助成を行っていく。
取組の方向(施策)6 支援センター機能の充実								
18	相談員の人材確保	男女共同参画課	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。	女性相談員数(婦人相談員数)	7人	6人	80	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、1名の女性(婦人)相談員の経験者を採用し、人材確保に取り組んだ。今後処遇困難ケースに対応できる人材確保に取り組んでいく。
19	スーパーバイズ等による研修	男女共同参画課	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等(スーパーバイザー)からケースに対する助言や指導を受けける。	実施回数	2回	2回	100	3/8日、22日 計4時間のスーパービジョンを実施し、関係課及び関係機関の職員も参加しスキルアップを図ることができた。今後はさらに困難ケースがふえることからスーパービジョンは非常に重要であるため、定期的実施を検討していく。
20	ケース検討会議	男女共同参画課	処遇困難ケースに対し、その対応や支援方法を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。	ケース検討会議の実施回数	6回	9回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、月1回実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員も対応可能となるようケース会議を実施した。
21	相談環境の充実	男女共同参画課	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。	相談環境改善実施回数	1回	1回	100	相談記録作成用パソコンの台数を相談員の1日3人体制に備えて2台から3台に増設した。今後もプライバシーの厳密な保護に関し、相談環境を整え環境整備を検討していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅲ 被害者支援の充実と加害者教育 取組の方向(施策)7 住居に関する支援								
22	市営住宅等の情報提供	男女共同参画課	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合は、入居に関する情報提供をする。	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数	5件	4件	80	被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、4件であった。今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。
23	母子寮等の情報提供	男女共同参画課	18歳未満の子どものいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合は、子育て支援課と連携し、母子寮入寮に関する情報、および生活保護の情報を提供する。	入居件数	2件	4件	100	24年度の入居は、いずれも一時的な避難であるが、滞在中は生活の保障や転居先の確保、転校等、関係機関と連携を図り、安全確保及び避難先での生活再建が可能となるよう支援を行った。今後は母子寮に適したケースについては子育て支援課や婦人保護施設と連携し行っていく。
取組の方向(施策)8 就労に関する支援								
24	就労支援関連セミナー等の情報提供	男女共同参画課	厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付金およびマザーズ・ハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。	—	—	—	—	個々のケースに合わせて助言や情報提供を行い就労につながるよう取り組んだ。今後も、ケースに適した就労のための情報提供を行い自立に向けた支援を行っていく。
取組の方向(施策)9 子どもに関する支援								
25	学校、保育園、幼稚園とのケース協議	男女共同参画課	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもへの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。	協議ケース数	10軒	11件	100	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで避難準備や避難しているケースについて、追跡等の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保に取り組んだ。また避難先で速やかに学校等に通えるように迅速に関係部署と連携を図りつつ。今後も、より一層、子どもの安全・安心を図っていく。
26	児童相談所とのケース協議	男女共同参画課	被害世帯の子どもにも心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し支援します。	児童相談所との連携件数	5件	10軒	100	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを見守り相談所に通告し、連携を図り対応した。今後も児童虐待がかった場合は児童相談所と迅速に連携し、支援していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	24年度目標	24年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
取組の方向(施策)10 継続的な支援								
27	ケース相談の継続	男女共同参画課	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。	相談ケース実数中の継続相談ケース割合	95%	78%	80	配偶者暴力相談支援センター開設により、重篤で危険なケースが増加し、その結果他県、他市に避難を実施しているが、証明書発行や心情整理等は自立のためには非常に重要となるため継続して相談を実施した。今後も被害者の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。
取組の方向(施策)11 加害者教育の研究								
28 (※74)	加害者への更生支援の調査・研究	男女共同参画課	加害者に対しての再発防止更生プログラムの研究をする。	情報収集件数	5件	6件	100	加害者更生プログラムの有効なものは、確立されていないことから、まずは、加害者についての対応や行動等を内閣府や県、NPO法人からの資料収集をし、調査・研究に取り組んだ。今後も研究し、相談業務に生かしていく。
基本目標Ⅳ 推進体制の充実								
取組の方向(施策)12 DV防止基本計画の推進								
29	DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価	男女共同参画課	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。	—	—	—	—	平成23年度の実施事業についての進捗状況、評価を報告した。また、24年度、25年度について評価が難しい事業については【目標】や【目標数値】の見直しを行った。
30	事業の実施状況の公表	男女共同参画課	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。	—	—	—	—	平成23年度の事業実施状況の公表を行った。
取組の方向(施策)13 関係部署・機関等との連携								
31 (※76)	DV被害者支援ネットワーク会議の実施	男女共同参画課・子育て支援課	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭における暴力に対し、関係機関等で構成されるネットワーク会議を立ち上げ、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について周知、協議し、連携を深める。	開催回数	会議設置準備	会議設置	100	DVと児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待は密接な関わりがあるため、関係課で協議をし、ネットワーク会議を立ち上げることとし、要綱を制定した。今後も関係部署と連携を強化する。
32	民間協力団体の立ち上げ	男女共同参画課	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。	DV防止講座の実施数	1回	5回	100	「DV被害者サポーター養成講座」を4回実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解および支援者として知識等の啓発に取り組み、昨年講座修了者から発足した登録団体とDV防止講演会を共催で実施した。今後もDV関連の講座等を実施し、DV被害者のサポーターを増やし、NPO団体立ち上げに向けて協力していく。

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

基本目標 I DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV根絶の啓発

事業名	広報等による人権啓発		No.	1
			所管課	(第4次実施計画 No.71) 男女共同参画課
事業概要	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。			
年度	目標	広報紙掲載回数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	2回/年	2回/年	2回/年
実績	2回/年	2回/年	2回/年	
他の評価指標	ホームページ掲載回数、ポスターによる広報回数、市公式Webサイト掲載回数、ポスターによる広報回数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	6月と12月の1日特設相談窓口開設、人権啓発映画会(視聴！夫からの暴力あなただけじゃない)を開催するにあたり、広報紙芝居の開催(5/19/11/17)に絡み、また、市公式Webサイト、ポスターによる広報2回実施し、PRに努めた。			
今後の課題等	従来からの広報誌、市ホームページ、公共施設のポスター掲示等に加えて、さらに啓発に有効な媒体を考えていく必要がある。特に相談窓口の土曜日開設についてPRしていく必要がある。			

事業名	DV防止講座の実施		No.	2
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。			
年度	目標	DV防止講座の延参加者数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	40	100	
目標数値	—	100人	120人	140人
実績	84人	49人	124人	
他の評価指標	講座内容および理解度			
男女別人数の把握	女性49人 男性 2人			
外部評価	受講者アンケート			
取組状況	3/9、3/15の2回、5時間の実施。講座を通して、DV防止の啓発及びDV被害者への理解、支援者としての知識等の啓発に取り組むことが出来た。			
今後の課題等	講座開催日数を増やし、また、市民が興味を持って、字べる講座を募集する。さらにDV防止等を啓発する。			

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	DVD上映会の実施		No.	3
			所管課	男女共同参画課
事業概要	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。			
年度	DVD鑑賞者延人数			
項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	90	70	
目標数値	—	30人	40人	50人
実績	13人	24人	31人	
他の評価指標	DVDの上映本数、DV防止に関する理解度			
男女別人数の把握	女性16人 男性 8人			
外部評価	—			
取組状況	12/4(日)人権週間1日特設相談窓口時に人権啓発映画会開催。「稲穂！夫からの暴力あなただは悩んでいませんか」他、4本上映。着実な活動に取り組んだ。			
今後の課題等	広報誌等で啓発に努めているが、参加者が思うように集まらなく、課題となっている。			

事業名	デートDVパンフレットの活用		No.	4
			所管課	男女共同参画課
事業概要	デートDVのパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。			
年度	配布枚数			
項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	0	100	
目標数値	—	500枚	1,000枚	1,500枚
実績	50枚	0枚	2,300枚	
他の評価指標	パンフレット設置場所数 パンフレット設置場所数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	効率的にパンフレットを活用でき、来年度配付する学校等の発射をし、さらに県で実施しているデートDV防止セミナー実施校をふまえて、配付校や部数を検討した。			
今後の課題等	デートDVは低年齢化しており、被害者が成長過程及び思春期であることも起因し、支援が非常に困難であるが、広く啓発できるようなパンフレットの有効活用等をどのようにしていくか検討していく。			

取組の方向2 学校での人権教育

事業名	人権教室の実施		No.	5
			所管課	男女共同参画課
事業概要	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育てるような人権教室を実施する。			
年度	受講児童数			
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
項目	目標			
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	3,000人	3,500人	4,000人
実績	2,082人	4,550人	4,047人	
他の評価指標	実施校数、児童の理解度			
男女別人数の把握	ほぼ同数			
外部評価	—			
取組状況	小学校の小・中・高学年それぞれ、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内26校の小学校で実施。 小学校の小・中・高学年それぞれ、絵本冊子、DVD、冊子を使って、絵本冊子の年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内27校の小学校で実施。			
今後の課題等	23年度は人権教室と人権の花運動については、別々に実施した。今後同時に実施することによって引き継ぎ、本蓮を大事にすることや命の大切さを学ぶ機会とする。			

事業名	人権講演会の実施		No.	6
			所管課	男女共同参画課
事業概要	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施する。			
年度	受講生徒数			
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
項目	目標			
所管課 自己評価	—	70	90	
目標数値	—	1,600人	1,700人	1,800人
実績	1,572人	1,156人	1,534人	
他の評価指標	全国中学生人権作文コンテスト応募数、生徒の理解度			
男女別人数の把握	ほぼ同数			
外部評価	—			
取組状況	人権擁護委員が各中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。 人権擁護委員が中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。			
今後の課題等	市内中学生に一人でも多く夏休み前に「人権」を考えた作品として「人権」を考える機会として一人でも多くの中学生に作文コンテストに応募してもらおうと働きかける。			

基本目標Ⅱ 相談体制の充実
取組の方向3 DV被害者の早期発見

事業名	相談窓口の広報活動の充実		No.	7
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。			
年度	目標	平成23年度：ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数 平成24年度～：ちらし等の配布設置箇所数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度 平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	60	100	
目標数値	—	ちらし・ハンドブック・PR カードの作成	35箇所	45箇所
実績	—	ちらし・PRカードの作成	35箇所	
他の評価指標	ちらし等の配布設置箇所の数、 ちらし、ハンドブック、PRカード の利用者数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	ちらしとPRカードを作成した。 一人でも多くの女性のDV被害 者が相談できるよう、また、市民 に、支援者として理解を得られ るよう配慮して、作成した。			
今後の課題等	DV関係部署の所属長説明会、 及び庁内窓口職員への説明会 を実施し、有効活用やDV防止 の知識等を啓発していく。			

事業名	早期発見のための情報提供		No.	8
			所管課	男女共同参画課
事業概要	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に発見し、速やかに、相談窓口にて案内できるようなDV防止についての説明会を実施する。			
年度	目標	DV防止についての説明会の実施回数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度 平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	30	100	
目標数値	—	3回	6回	12回
実績	—	1回	6回	
他の評価指標	説明会参加者の理解度、説明 会参加者数			
男女別人数の把握	男14人・女21人			
外部評価	—			
取組状況	民生委員の地区別説明会に 先駆けて、会長・副会長の代表 者会議で、DV防止の啓発を策 施し、各地区での説明会の重要 性を理解してもらえよう取組ん だ。			
今後の課題等	市民により近い民生委員にDV 防止について啓発し、一人でも 多くの女性のDV被害者が相談 できるよう、地区別の説明会を 随時行っていく。			

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	外国人に対する相談窓口の周知		No.	9
			所管課	男女共同参画課
事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。			
年度	目標	平成23年度：配布枚数 平成24年度～：ちらし等の配布設置箇所数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	平成25年度 (基本計画最終年度)
目標数値	—	ちらし・PRカード作成 35箇所	35箇所	45箇所
実績	—	5ヶ国語を作成	35箇所	
他の評価指標	翻訳言語数	翻訳言語数	翻訳言語数	
男女別人数の把握	—	—	—	
外部評価	—	—	—	
取組状況	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを庁内関係課や窓口を設置している課、35箇所にて配布し啓発に取り組んだ。	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを庁内関係課や窓口を設置している課、35箇所にて配布し啓発に取り組んだ。		
今後の課題等	有効活用できるよう、適切な配布場所等を考えていく。	有効活用できるよう、適切な配布場所等を考えていく。		

事業名	DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用		No.	10
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるように、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。			
年度	目標	窓口職員の説明会参加者数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	平成25年度 (基本計画最終年度)
目標数値	—	マニュアル作成 50人	50人	100人
実績	—	マニュアル作成	95人	
他の評価指標	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数	
男女別人数の把握	【プロジェクト委員】 男9人・女8人	【説明会出席者】 男55人・女40人		
外部評価	—	—	—	
取組状況	DV防止基本計画策定プロジェクト会議において、連携マニュアル作成のため、平成23年度に5回会議を実施し、関係部署の様々な意見を反映したマニュアルを作成した。	DV被害者相談窓口連携マニュアルの活用を推進し、関係各課の窓口職員に対して速やかにDV相談窓口案内できるように説明会を実施した。5/8 所属長説明会 28名 5/29 16課 34名 5/30 17課 33名 (計 95名)		
今後の課題等	第一段階として、窓口職員が有効活用し、女性のDV被害者支援が出来るよう、窓口職員に説明会を実施していく。	窓口連携マニュアルの説明会等の実施要請が湧いた場合、随時説明会を実施していく。		

取組の方向4 相談窓口の充実

事業名	女性のためのDV専門相談員相談		No.	11 (第4次実施計画 No.72)
			所管課	男女共同参画課
事業概要	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。			
年度	相談可能体制		平成25年度 (基本計画最終年度)	
	目標	平成23年度	平成24年度	
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日を週4日とする
実績	相談員1日2名以上勤務する日は週2日	週7日	週3日	
他の評価指標	相談者の満足度、相談環境の整備、相談員の充実			
男女別人数の把握	女7人		女6人	
外部評価	—			
取組状況	DV相談に対応するため、相談員は全て、女性相談員(婦人相談員)とした。 DV相談の増加に伴い、緊急ケース、重篤ケース、処遇困難ケースも増加しているなか、庁内関係部署・関係機関との連携を迅速に行なった。			
今後の課題等	DV相談の増加に伴い、1日3名体制も考えていく。		DV相談の増加に対応できるよう、1日3名体制の相談日を増やしていく。	

事業名	女性弁護士による女性のための法律相談		No.	12 (第4次実施計画 No.73)
			所管課	男女共同参画課
事業概要	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。			
年度	相談件数		平成25年度 (基本計画最終年度)	
	目標	平成23年度	平成24年度	
所管課 自己評価	—	60	60	
目標数値	—	200件/年	200件/年	200件/年
実績	171件/年	136件/年	131件/年	
他の評価指標	相談者の満足度、市民の周知度			
男女別人数の把握	女性弁護士4名		女性弁護士4名	
外部評価	—			
取組状況	毎週水曜日の午後15時から実施、1日5人まで、相談可能な体制で取り組んでいる。 毎週水曜日の午後15時から実施、1日5人まで、相談可能な体制で取り組んでいる。			
今後の課題等	年々、減少傾向となっており、相談が可能な条件等の見直しが必要である。		年々、減少傾向となっており、相談が可能な条件等の見直しや相談窓口の啓発(P.R活動)が必要である。	

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	子ども家庭総合支援センター事業		No.	13
	子ども家庭総合支援センター事業		所管課	(第4次実施計画 No.75) 子育て支援課
事業概要	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。			
年度	目標	活動件数	平成25年度 (基本計画最終年度)	
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	4,000件/年	4,000件/年	4,000件/年
実績	4,143件/年	4,203件/年	5,421件/年	
他の評価指標	支援内容の充実			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	電話や庁内面談にて対応。DVについては延べ70人、実人数34人相談。うち2ケースが緊急一時保護所を利用。	電話や庁内面談にて対応。DVについては延べ15人相談。うち1ケースが帰来先がなくNPO法人が運営するアパートへ避難することになった。		
今後の課題等	関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行い、ケースの処置を決定する。	関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行い、ケースの処置を決定する。		

事業名	通訳者情報の収集及び研究		No.	14
	通訳者情報の収集及び研究		所管課	男女共同参画課
事業概要	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。			
年度	目標	平成23年度:通訳者情報の収集数 平成24年度~:通訳者の協力回数	平成25年度 (基本計画最終年度)	
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	50	100	
目標数値	—	10人	10回	10回
実績	—	5人	11回	
他の評価指標	通訳者の協力数 通訳者情報の収集数			
男女別人数の把握	女性3人 男性2人 女性11回			
外部評価	—			
取組状況	国際交流課の協力を得て、ボランティアによる5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語)のDV連絡カード、ちらしを作成をした。	国際交流課の協力を得て、ボランティアによる5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語)のDV連絡カード、ちらしを作成をした。	避難を必要とする外国人被害者に対し、国際交流課の協力を得て通訳ボランティアの派遣要請し、相談を行なった。	
今後の課題等	人材登録台帳を整備していく過程で、通訳ボランティア希望の項目を設け、通訳者の情報収集に取り組んでいく。	緊急時の通訳ボランティアの派遣を国際交流課の協力を得ながら取り組んでいく。		

取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	施設入所の緊急協議		No.	15
	施設入所の緊急協議		所管課	男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課
事業概要	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行い、さらさらしい施設に一時的に避難させる。			
年度	目標	平成23年度：緊急一時的に施設に入所した数 平成24年度～：関係部署との協議回数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	0	60	平成25年度 (基本計画最終年度)
目標数値	—	3人	3回	3回
実績	—	0人	2回	
他の評価指標	施設入所者の満足度			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	それぞれの課で対応している障害者、高齢者であるDV被害者のケースについて、予防・早期発見・相談を実施し連携を図った。	障害者支援課と連携をとり相談及び支援等を協議した。		
今後の課題等	DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法(24年10月1日施行)に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。	DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。		

事業名	緊急一時保護施設との連携		No.	16
	緊急一時保護施設との連携		所管課	男女共同参画課
事業概要	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者(同伴の子どもを含む)の緊急的な安全確保をする。			
年度	目標	民間一時保護施設等の情報収集数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	平成25年度 (基本計画最終年度)
目標数値	—	5箇所	10箇所	10箇所
実績	4か所	6箇所	10箇所	
他の評価指標	緊急一時保護施設入所による安全確保件数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	県の会議や日々の相談業務を通じて、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。	県の会議や日々の相談業務を通じて、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。	県の会議や日々の相談業務を通じて、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。	県の会議や日々の相談業務を通じて、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。
今後の課題等	シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。	シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。	シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。	シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。

取組の方向6 支援センター機能の充実

事業名	安全確保のための同行や旅費等の助成		No.	17
			所管課	男女共同参画課
事業概要	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。			
年度	目標			
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度 平成24年度～: 同行支援件数	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
項目				
所管課 自己評価	—	0	100	
目標数値	—	2件	5件	5件
実績	—	0件	12件	
他の評価指標	安全確保に関する満足度、同行支援件数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	今年度は、旅費等の助成はなかったものの加害者の追跡の可能性が高く、危険度の高いケース3件については、安全確保のための同行支援を行った。今年度は、重篤度が高い12ケースについて、安全確保のための同行支援を行った。また、旅費等の助成を1ケース行なった。			
今後の課題等	今後も、ケースの実態に合わせ、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の支給を行っていく。今後も、ケースの実態に合わせ、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の助成を行っていく。			

事業名	相談員の人材確保		No.	18
			所管課	男女共同参画課
事業概要	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。			
年度	目標			
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
項目				
所管課 自己評価	—	100	80	
目標数値	—	5人	7人	7人
実績	4人	8人	6人	
他の評価指標	臨床心理士資格の保有者数、女性センター等での相談員経験年数			
男女別人数の把握	全員女性			
外部評価	—			
取組状況	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、新たに1名の女性(婦人)相談員の経験者を採用し、人材確保に取組んだ。			
今後の課題等	相談員の経験だけでは、スキルが高いとは判断できないので、その人材確保を考えると、専門知識を有する人材の確保に向け、勤務条件等も検討していく。今後も人材確保に取り組んでいく。			

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

事業名	スーパーバイズ等による研修		No.	19
			所管課	男女共同参画課
事業概要	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等(スーパーバイザー)からケースに対する助言や指導を受ける。			
年度	目標	実施回数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	100	
目標数値	—	—	2回	4回
実績	—	—	2回	
他の評価指標	女性相談員のスキルアップ度、講師情報数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	来年度のスーパーバイズ実現に向け、予算計上し、講師の選定等に取組み、来年度実施可能となった。 3/8日、22日 計4時間のスーパーバイズを実施した。 男女共同参画課の職員、女性相談員及び健康支援課の職員、市川健康福祉センターの相談員が参加しスキルアップを図ることができた。			
今後の課題等	重篤、困難なケースに対応するため、少人数で行う上級の臨床心理士等からのスーパーバイズは非常に重要であるため、定期的な実施が望まれる。			

事業名	ケース検討会議		No.	20
			所管課	男女共同参画課
事業概要	如遇困難ケースに対し、その対応や支援方法を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。			
年度	目標	ケース検討会議の実施回数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	4回	6回	6回
実績	3回	8回	9回	
他の評価指標	DV被害者の満足度、女性相談員のスキルアップ度			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	配偶者暴力相談支援センター開設後、月1回実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員も対応可能なようケース検討会議を実施した。			
今後の課題等	ケース検討会議は、相談員のスキルアップのためにも重要であるため最低でも月1回の実施は必要である。			

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

基本目標Ⅲ 被害者支援の充実
取組の方向7 住居に関する支援

事業名	相談環境の充実		No.	21
			所管課	男女共同参画課
事業概要	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。			
年度	目標	相談環境改善実施回数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	平成25年度 (基本計画最終年度)
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	
他の評価指標	ハード・ソフトの両面で、均衝のハード・ソフトの両面で、均衝のとれた改善状況、加害者対応マニュアルの作成・活用			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	印刷機を購入し、相談記録の打ち出し等スリードアップできるようになり、効率化を図ることが出来た。			
今後の課題等	当相談室の環境は非常に恵まれているが、今後も相談件数の増加に対応し、継続して環境整備を行うこととする。			

事業名	市営住宅等の情報提供		No.	22
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合、入居に関する情報提供をする。			
年度	目標	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	80	平成25年度 (基本計画最終年度)
目標数値	—	3件	5件	5件
実績	—	3件	4件	
他の評価指標	入居件数(当選率)、入居後の満足度			
男女別人数の把握	女性 3人			
外部評価	—			
取組状況	被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に必要であり、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、3件であった。			
今後の課題等	今後も自立のための情報提供や助言をケースの事情に合わせて行っていく。			

取組の方向8 就労に関する支援

事業名	母子寮等の情報提供		No.	23
			所管課	男女共同参画課
事業概要	18歳未満の子どものいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合、子育て支援課と連携し、母子寮入寮についての情報、および生活保護の情報等を提供する。			
年度	入居件数			
	目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)			
所管課 自己評価	—	0	100	
目標数値	—	2件	2件	2件
実績	0件	0件	4件	
他の評価指標	入居後の満足度			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	<p>常にケースの実態にあわせ、最善の対応を検討し助言や情報提供を行っているが、その結果、母子寮への入居は無かった。</p> <p>今年度の1件を除く3件はいずれも一時的な避難であるが、滞在中は生活の保護や起居先の確保・転校等、関係機関と連携をとり、速やかに安全を確保し、安心して生活再建が可能となるような支援を短期間に行った。</p>			
今後の課題等	<p>母子寮入居が適しているケースについては、子育て支援課やサポートセンターと連携し行っていく。</p> <p>母子寮入寮が適しているケースについては、子育て支援課や婦人保護施設と連携し行っていく。</p>			

事業名	就労支援関連セミナー等の情報提供		No.	24
			所管課	男女共同参画課
事業概要	厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付金およびマザーズ・ハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。			
年度	目標		平成23年度：「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数 平成24年度～：—	
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	0	—	—
目標数値	—	3件	—	—
実績	1	0件	—	—
他の評価指標	就労に結びついた件数、助成金、奨励金の受給件数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	<p>証明書を発行し、支援するケースは少ないものの、常に自立支援のための情報提供、助言を行い、自立支援のために取り組んだ。</p> <p>証明書を発行し、支援するケースは少ないものの、常に自立支援のための情報提供、助言を行い、自立支援のために取り組んだ。</p> <p>個々のケースにあわせて助言や情報提供を行い就労に結びつこう取り組んだ。</p>			
今後の課題等	<p>相談者には、常に、ケースの状況に適した就労のための情報提供や助言を行い、自立に向けて支援を行っていく。</p> <p>相談者には、常に、ケースの状況に適した就労のための情報提供や助言を行い、自立に向けて支援を行っていく。</p>			

取組の方向9 子どもに関する支援

事業名	学校、保育園、幼稚園とのケース協議		No.	25
			所管課	男女共同参画課
事業概要	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。			
年度	協議ケース数			
項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	60	100	
目標数値	—	5件	10件	10件
実績	5件	3件	11件	
他の評価指標	子どもの満足度			
男女別人数の把握	女児3人			
外部評価	—			
取組状況	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、逃げ場や迷っているケースについて、追跡等の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保に取り組みました。また、新住居地で連やかに学校等に通えるよう、また被害者や子どもに負担がかからないよう取り組んだ。			
今後の課題等	迅速に関係部署と連携を図り、より一層、子どもの安全・安心を確保するための支援を行っていく。			

事業名	児童相談所とのケース協議		No.	26
			所管課	男女共同参画課
事業概要	被害世帯の子どもにも心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し支援します。			
年度	児童相談所との連携件数			
項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	
目標数値	—	3件	5件	10件
実績	5件	4件	10件	
他の評価指標	子どもの回復度			
男女別人数の把握	女児4人 男児2人			
外部評価	—			
取組状況	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した。			
今後の課題等	子どもがいる家庭では、父親が母親に暴力を振るうことを子どもにも児童相談所と連携し、児童虐待防止の観点から、児童相談所と連携し、迅速に連携し、支援していく。			

平成25年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料

取組の方向11 加害者教育の研究

事業名	加害者への更生支援の調査・研究		No.	28
			所管課	男女共同参画課
事業概要	加害者に対するの再発防止更生プログラムの研究をする。			
年度	情報収集件数			
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	3件	5件	10件
実績	1件	4件	6件	
他の評価指標	更生プログラムの研究体制 (内 更生プログラムの研究体制 (内 内部研究会の実施回数)、資料 ページ数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	—			
取組状況	加害者更生プログラムの有効なもの、確立されていないことから、まずは、加害者について対応や行動等内閣府や県、NPO法人からの資料収集をし、調査・研究に取り組んだ。			
今後の課題等	今後も積極的に情報収集をし、加害者更生プログラム等を研究し、相談業務に生かすこととする。			

取組の方向10 継続的な支援

事業名	ケース相談の継続		No.	27
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。			
年度	相談ケース実数の中の継続相談ケース割合			
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	90	80	
目標数値	—	90%	95%	95%
実績	—	82%	78%	
他の評価指標	被害者の満足度			
男女別人数の把握	被害者 女性86人			
外部評価	—			
取組状況	配偶者暴力相談支援センター開設に伴い、知名度も高くなり、前年と比較して他市、他県から市川市に逃げてくるケースが1割ほど増加し、他市へ逃げたケースも1割ほど増加した。			
今後の課題等	今後の本市のDVケースは危険度の高いケースや重篤なケースの増加が見込まれるため、被害者等の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。			

基本目標Ⅳ 推進体制の充実
取組の方向12 DV防止基本計画の推進

事業名	DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価		No.	29
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。			
年度	目標	—		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—	—	—
他の評価指標	審議会での意見件数、審議会での意見内容			
男女別人数の把握	—			
外部評価	男女共同参画推進審議会			
取組状況	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は事業の取りまとめはない。平成23年度の実施事業については、【目標】や【目標数値】の見直しを行った。			
今後の課題等	—			

事業名	事業の実施状況の公表		No.	30
			所管課	男女共同参画課
事業概要	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。			
年度	目標	—		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—	—	—
他の評価指標	DV根絶に関する関心度の上昇、ホームページ閲覧後の問い合わせ数			
男女別人数の把握	—			
外部評価	男女共同参画推進審議会			
取組状況	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は実施状況の公表はない。平成23年度の実施状況については、【目標】や【目標数値】の見直しを行った。			
今後の課題等	—			

取組の方向13 関係部署・機関等との連携

事業名	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施		No. 31 (第4次実施計画 No.76)	男女共同参画課・子育て支援課・地域福祉支援課・障害者支援課	
	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対し、関係機関等で構成されるネットワーク会議を立ち上げ、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について周知・協議し、連携を深める。				
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対し、関係機関等で構成されるネットワーク会議を立ち上げ、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について周知・協議し、連携を深める。				
	年度	開催回数			
項目	目標	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
	所管課 自己評価	—	0	100	
目標数値	—	1回/年	会議設置準備	2回/年	
実績	0回/年	0回/年	会議設置		
他の評価指標	内容				
男女別人数の把握	内容				
外部評価	—				
取組状況	DVと児童虐待は密接な関わりがあるため事業も同じように、既存のいちかわ子ども人材ネットワーク会議と一緒に開催できるか、否かを関係課で協議をした。		DVと児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待は密接な関わりがあるため、関係課で協議をしたため、関係課を立ち上げるネットワーク会議を立ち上げることにし、要綱を制定した。		
	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け共通認識・共通理解ができた。ネットワーク会議の発足に向け関係部署と協議していく。		関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け共通認識・共通理解ができた。ネットワーク会議の発足に向け関係部署と協議していく。		
今後の課題等					

事業名	民間協力団体の立ち上げ		No. 32	男女共同参画課	
	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。				
事業概要	DV防止講座の実施数				
	年度	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
項目	目標	—	100	100	
	所管課 自己評価	—	1回	1回	1回
目標数値	—	1回	2回	5回	
実績	1回				
他の評価指標	講座参加者数、DV被害者支援協力団体数 講座参加者数、DV被害者支援協力団体数 女性49人				
男女別人数の把握	受講者アンケート 女性122人 男性2人				
外部評価	受講者アンケート				
取組状況	「DV被害者サポーター養成講座～初級～」を実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解おんた。また、昨年この講座から立ち上った登録団体とDV防止をを行った。		「DV被害者サポーター養成講座～初級～」を実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解おんた。また、昨年この講座から立ち上った登録団体とDV防止をを行った。		
	今後、DV関連の講座等を実施し、草の根的な活動により、DV被害者のサポーター(支援者)を増やし、NPO団体を発足できるように支援していく。		今後、DV関連の講座等を実施し、草の根的な活動により、DV被害者のサポーター(支援者)を増やし、NPO団体を発足できるように支援していく。		
今後の課題等					



市川市男女共同参画基本計画

第5次実施計画

(平成26年度～平成28年度)

平成26年3月

市 川 市

目 次

第1章 第5次実施計画の策定にあたって

1 実施計画の位置づけ	1
2 実施計画の期間	1
3 基本計画の体系	1
基本計画の体系図	2

第2章 第4次実施計画の成果と課題

1 主要課題ごとの達成状況	8
2 意識調査からみた課題	10

第3章 第5次実施計画の考え方

1 重点事業選定の考え方	12
--------------	----

第4章 実施計画事業

1 実施計画事業の選定にあたって	13
2 進行管理事業	13
3 関連事業	13
4 進行管理について	14
5 評価について	14

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	15
-------------------------	----

個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	16
------------------------	----

個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	19
----------------------------	----

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	21
--------------------------	----

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	22
------------------------------------	----

個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進	25
--------------------------	----

個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進	26
-------------------------	----

個別課題6	家庭における男女平等教育の推進	28
個別課題7	地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	30
主要課題3	ワーク・ライフ・バランスの推進による働場における男女共同参画の実現	32
個別課題8	就業機会の男女平等に向けた支援	33
個別課題9	男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	35
個別課題10	男女が共に働き続けるための社会環境の整備	37
主要課題4	男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	38
個別課題11	生活の場での自立の推進	39
個別課題12	男女で担う子育ての環境づくり	41
個別課題13	障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援	43
個別課題14	高齢者への福祉の充実・自立支援	45
個別課題15	自立を支援する総合相談事業の推進	47
主要課題5	生涯を通じた健康支援	49
個別課題16	生涯を通じた健康の管理・保持増進	50
個別課題17	生涯を通じた心身の健康づくり支援	51
個別課題18	心身の健康づくり体制の充実	52
主要課題6	人権を侵害する暴力の根絶	53
個別課題19	暴力を許さない社会の基盤づくり	54
個別課題20	被害者の相談・支援および加害者への教育・研修、更正支援	55
主要課題7	男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	57
個別課題21	国際的な協調と相互協力の推進	58
個別課題22	在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	59
主要課題8	男女共同参画を推進する体制の整備	61
個別課題23	推進体制の充実	62
個別課題24	計画の進行管理の充実	64

参考資料

男女共同参画社会基本法 66

市川市男女共同参画社会基本条例 72

所属課別索引

第1章 第5次実施計画の策定にあたって

1 実施計画の位置づけ

市川市では、「市川市男女共同参画社会基本条例」（以下「基本条例」という）に基づく基本計画として、平成20（2008）年8月に「市川市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、基本条例に明記されている基本理念と基本計画の主要課題を明らかにしました。

第5次実施計画は、第3次・第4次実施計画に続き、基本計画の実現に向けた施策を、計画的に実施するために策定するものです。

2 実施計画の期間

平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間とします。

平成20 年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	~~~~~		37
市 川 市 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画												
第3次実施計画			第4次実施計画			第5次実施計画						

3 基本計画の体系

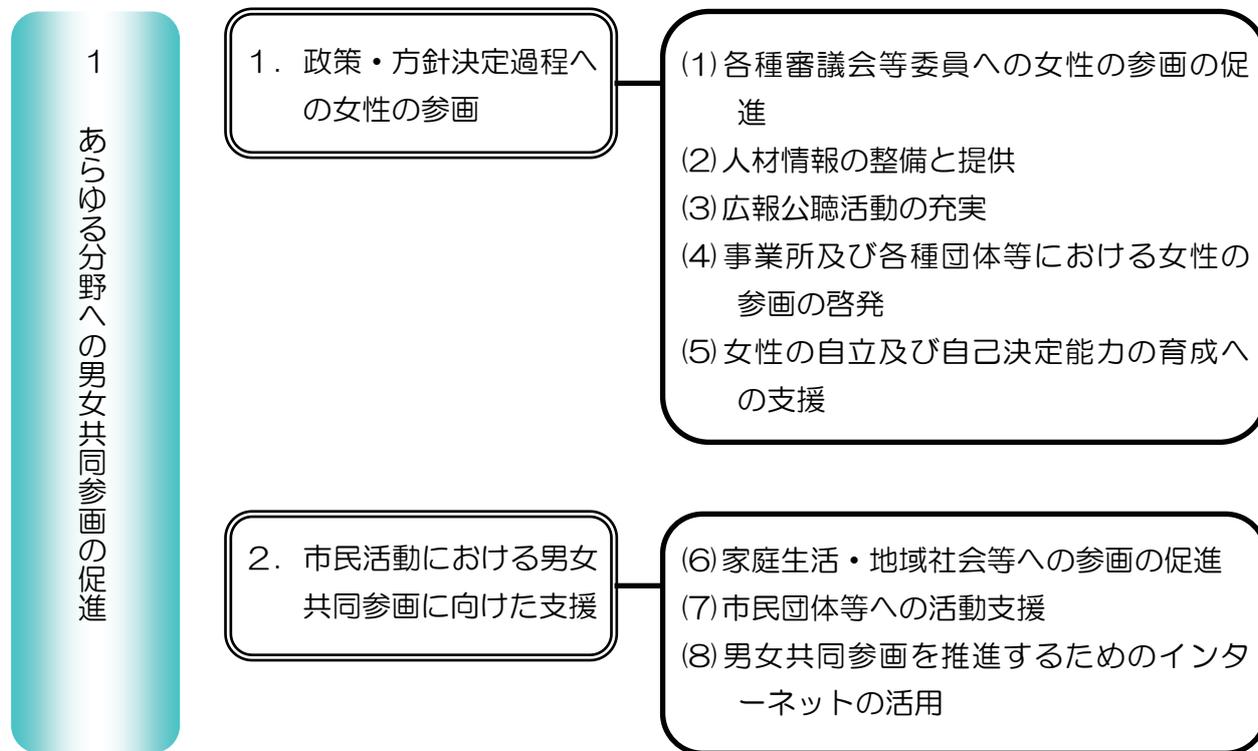
基本計画は、8の主要課題、24の個別課題、78の施策に体系化されています。

基本計画の体系図

《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施策 》



《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施策 》

2

男女共同参画の意識づくりと教育の推進

3. 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

(9)啓発事業の推進
 (10)情報の収集と提供
 (11)調査・研究の推進
 (12)法令等に関する学習機会の充実
 (13)情報識別・選択能力の向上
 (14)発行物における性にとらわれない表現の促進

4. 就学前教育における男女平等教育の推進

(15)相手を大切にする心を育む教育の推進
 (16)性別にも配慮した平等教育、保育の推進
 (17)就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

5. 学校教育における男女平等教育の推進

(18)全教育内容における男女平等の意識づくり
 (19)自立能力を育成する教育の推進
 (20)性に関する教育の充実
 (21)教育関係者に対する研修の充実
 (22)男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

6. 家庭における男女平等教育の推進

(23)家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり
 (24)家庭教育に関する相談事業の充実

7. 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

(25)情報の収集と提供
 (26)学習内容の充実
 (27)生涯学習を進めるための施設の充実

《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施策 》

3

ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

8. 就業機会の男女平等に向けた支援

(28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進
(29) あらゆる分野における働き方への支援
(30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実
(31) 就業相談等の充実

9. 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

(32) 働く場における男女共同参画の推進
(33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実
(34) 働く場における男女の労働条件の向上
(35) 働く場における労働環境の整備
(36) 労働相談の充実

10. 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援
(38) 多様な働き方への支援

《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施策 》

4

男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

11. 生活の場での自立の推進

- (39) 男女共同参画による家庭の確立
- (40) 専業主婦への家族の協力
- (41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供
- (42) 自立を支える福祉の充実
- (43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

12. 男女で担う子育ての環境づくり

- (44) 保育施設の整備、保育内容の充実
- (45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

13. 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

- (47) 各種相談事業の拡充と情報提供
- (48) 自立のための支援制度の促進

14. 高齢者への福祉の充実・自立支援

- (49) 社会参画の促進と生活支援
- (50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり
- (51) 介護にかかわる人の育成と確保
- (52) 施設の基盤整備と内容の充実
- (53) 介護予防への取組の強化

15. 自立を支援する総合相談事業の推進

- (54) 相談事業の充実
- (55) 相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施 策 》

5
生涯を通じた健康支援

16. 生涯を通じた健康の管理・保持増進

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供
(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

17. 生涯を通じた心身の健康づくり支援

(58) 健康教育の充実と相談支援
(59) 妊娠・出産期における健康支援
(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援
(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

18. 心身の健康づくり体制の充実

(62) 健康増進施設の充実
(63) 医療関係機関との連携強化

6
人権を侵害する暴力の根絶

19. 暴力を許さない社会の基盤づくり

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進
(65) 性の商品化の根絶
(66) 暴力に関する調査・研究

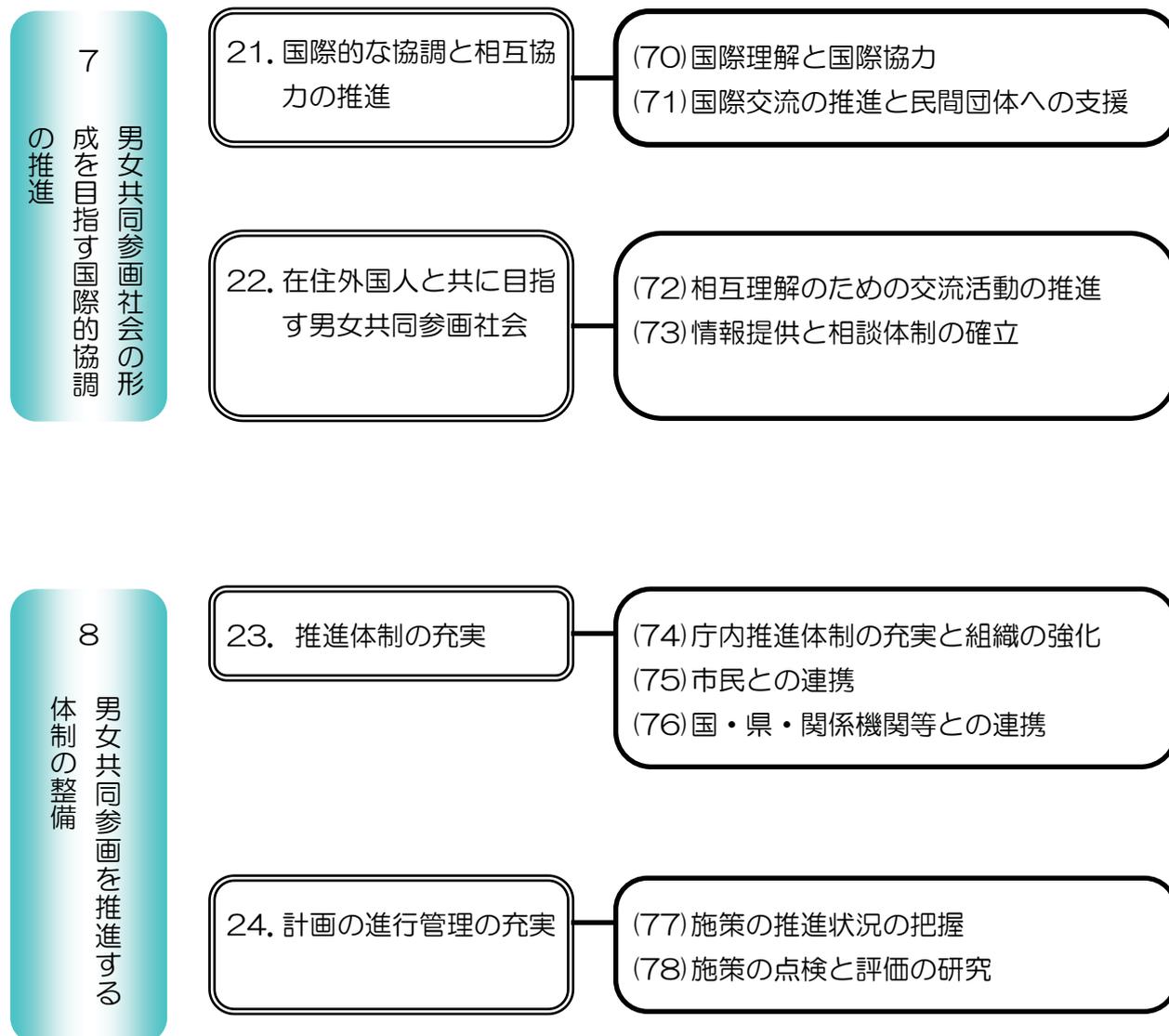
20. 被害者の相談・支援および加害者への教育・研修、更生の支援

(67) 相談体制の充実
(68) 自立支援と更生支援
(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施策 》



第2章 第4次実施計画の成果と課題

1 主要課題ごとの達成状況

平成23～25年度を計画期間とした第4次実施計画について、評価・検証等が終了している23年度、24年度の2年間についての主要課題ごとの進捗状況は以下のとおりです。

主要課題	事業数	23年度達成度		24年度達成度		重点すべき取組
		順位	%	順位	%	
1	18	4	86.0	6	87.0	◎
2	33	2	88.8	3	88.1	
3	29	5	78.8	7	85.0	◎
4	50	6	76.2	5	87.1	
5	24	3	87.7	2	89.2	
6	16	1	100.0	1	100.0	◎
7	10	7	73.3	8	76.7	
8	15	8	64.0	4	88.0	
合計	195	平均	81.7	平均	87.3	

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

成果 審議会等附属機関への女性委員の登用推進を図るため、新たに「市川市女性人材登録台帳設置要領」を整備した。女性委員の割合も年々増加している。

課題 市女性職員の管理職昇任選考試験の受験率は、平成23年度は前年よりも増加したものの、平成24年度は前年を大きく下回ったことから、職員自らが意欲と自身を持って働き続けるための意識を高める研修等の取組を行っていくことが必要である。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

成果 就学前教育、学校教育における男女平等教育の推進では、計画的に事業を行うことができた。また、課題解決に向け進んでいると思う主要課題をeモニターアンケートにおいて尋ねたところ、主要課題2の割合が一番多い結果となった。

課題 eモニターアンケートにおいて、社会全体として「男女の地位は平等である」と考える人の割合が低いことから、まずは地域において男女共同参画を着実に推進するため、男女共同参画センター登録団体等と計画的に共催事業を行うなど、関係団体と連携を強化し、男女共同参画センターを有効活用していく必要がある。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

成果 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現の取組として、関係部署と共催での、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催並びにワーク・ライフ・バランスセミナーの資料を事業所に配付するなど啓発に努めた。

課題 ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度がまだ低いことから、市職員はもとより、事業所を中心に広く市民に周知していくことが必要である。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

成果 子育て家庭、障害者家庭やひとり親家庭、高齢者への自立支援など、様々な環境に合った事業を展開した。

課題 e モニターアンケートでは、特に力を入れてほしいと思うこととして主要課題4を挙げた割合が2番目に高かったことから、主要課題解決のためのより実践的な事業を関係部署や関係団体等と連携し、行っていくことが必要である。

主要課題5 生涯を通じた健康支援

成果 生涯を通じた健康支援に関する事業を様々展開しており、仲間づくりや健康づくりを推進する「いきいき健康教室」の会場数が増加傾向であることや、健康増進センターの新規有料団体が増えていることから、定期的に健康づくりを行う意識の醸成が図られている。

課題 主要課題全体では、目標数値に対する達成度は高くなっているものの、達成度の低い事業があることから、健康分野の計画にて主体的に進行管理を行い、着実に推進していく必要がある。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

成果 この分野のほとんどの事業が平成23年8月策定の「市川市DV防止基本計画」に移行し、より効果のある施策を展開している。

課題 「市川市DV防止基本計画」で進捗管理をしている。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

成果 異文化交流事業では、計画年中、目標を大きく上回る参加者があり、多くの入に交流の機会を提供することができた。

課題 e モニターアンケートでは、本主要課題が、課題解決に向け進んでいると思う主要課題であると回答した割合が一番低くなっていることから、まずは、地域の在住外国人とともに男女共同参画推進に向けた事業展開が必要である。

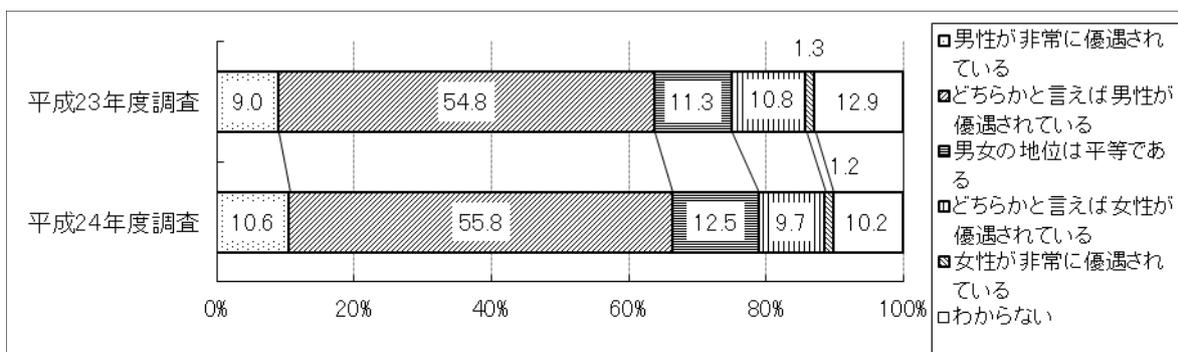
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

成果 男女共同参画センター登録団体等との意見交換会を行い、計画的に共催事業等を行う準備を進めることができた。

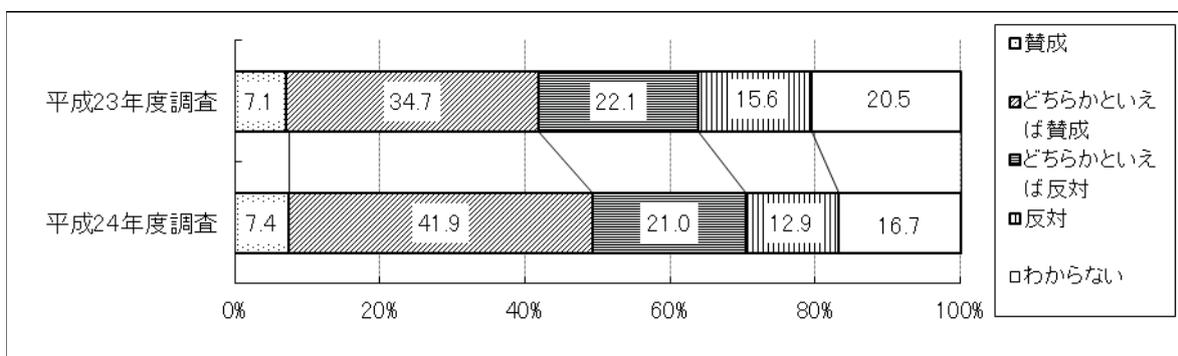
課題 関係部署や関係機関等との連携を強化し、効果的に男女共同参画を推進する必要がある。

2 意識調査からみた課題

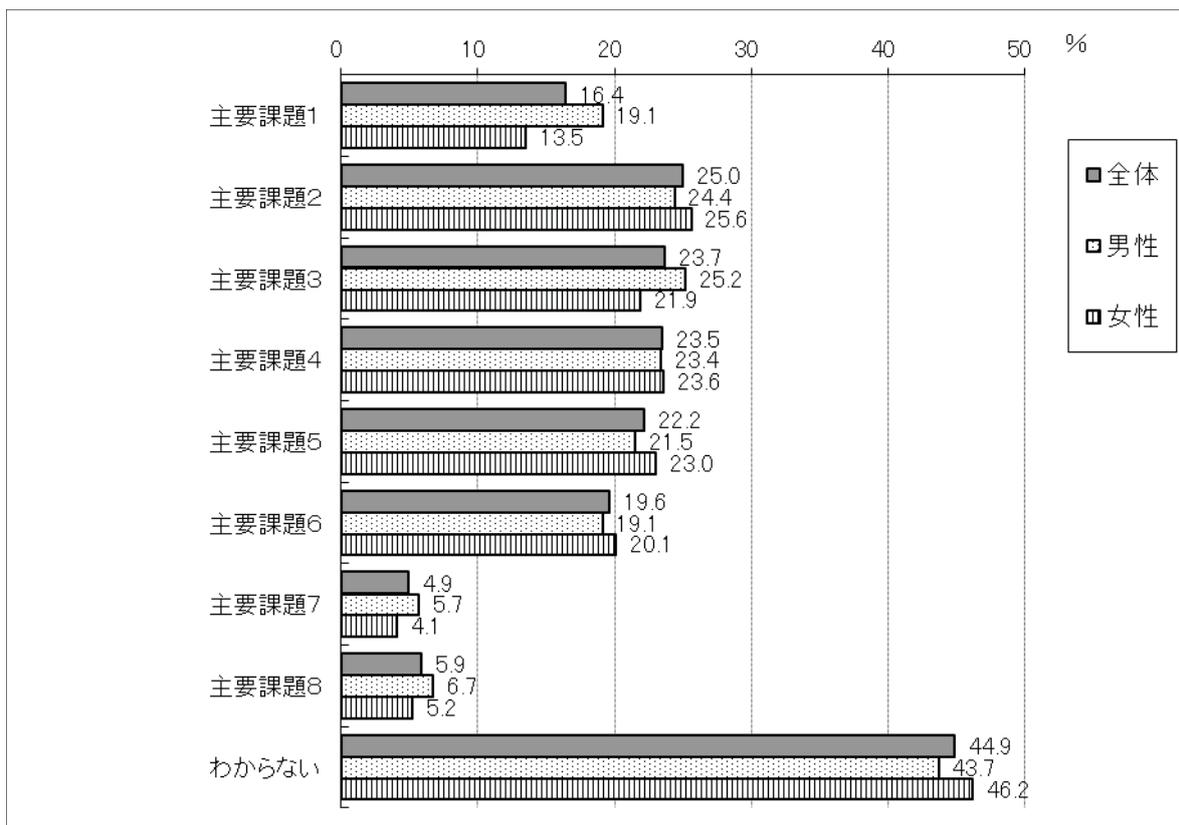
平成23年度、24年度に実施した e-モニター制度での男女共同参画に関する意識調査結果では、男女の地位の平等感について、男性が優遇されていると感じている割合は依然として高く、「男性が非常に優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」とする回答の合計が6割を超えています。



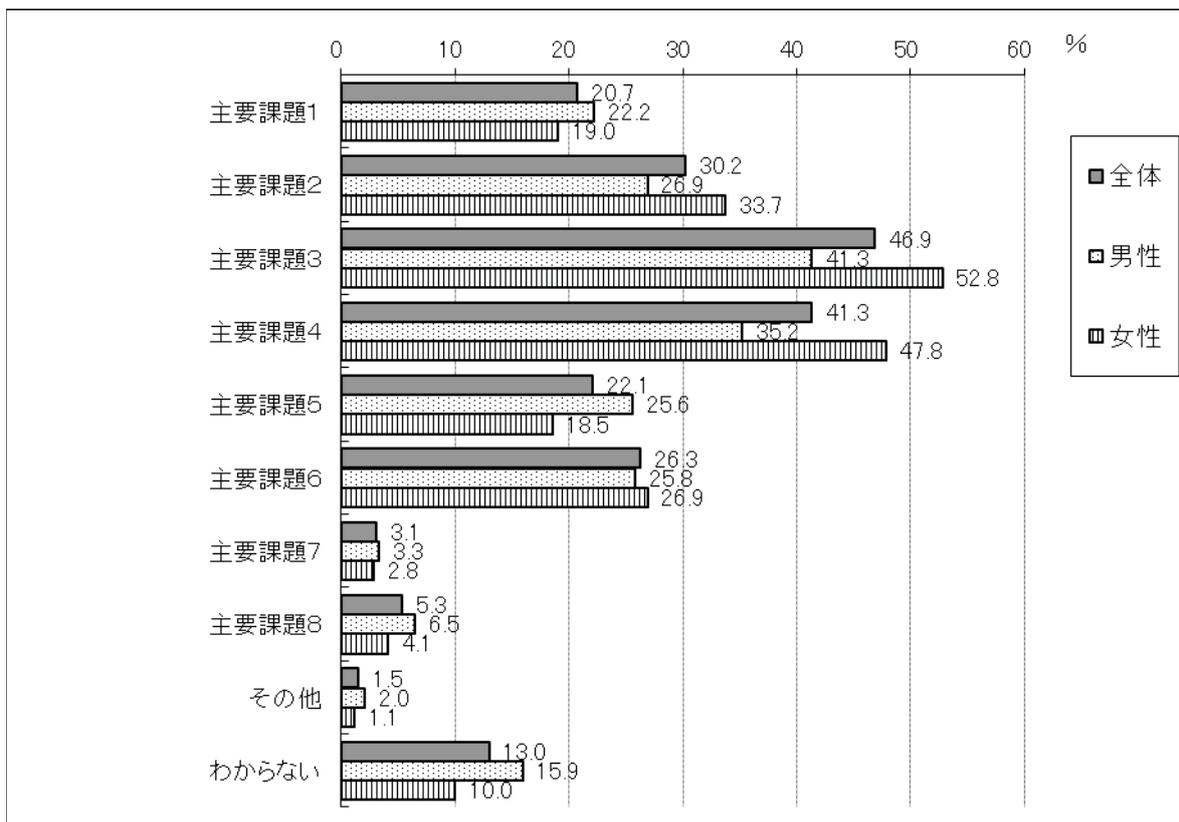
また、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考えている割合についても、「賛成」「どちらかと言えば賛成」が増加傾向にあり、「反対」「どちらかといえば反対」とする回答を上回る結果がでています。



8の主要課題の中で、課題解決に向け進んでいると思う主要課題は下記の順となっています。



今後、男女共同参画推進の施策の中で、特に力を入れてほしい施策は下記の順となっています。



第3章 第5次実施計画の考え方

第5次実施計画は以下のような考え方に立って策定しています。

- ① 実効性のある実施計画とするため、できる限り適切な数値目標や期間を明確に設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
- ② 本計画と関連する行政計画の施策と相互の連携を強めることにより、効果的に計画を推進していきます。
- ③ 市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しました。

1 重点事業選定の考え方

市民から見た男女共同参画に対する意識・ニーズの動向から、職場における男女共同参画の実現が特に望まれています。事業者への模範となるよう、まずは、市役所が率先して市職員へ男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を行い、性別に関わらず、全ての職員が意欲と能力を十分に発揮できる働きやすい職場づくりに取り組みます。

国は、第3次の男女共同参画基本計画を策定するにあたり、喫緊の課題として、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要であることなどをあげています。

また、千葉県では、第3次の千葉県男女共同参画計画（事業計画は平成23年度～27年度）を策定するにあたり、重点的取組として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、および、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進などをあげています。

そして、本市では、平成25年2月の施政方針で、女性管理職の積極的登用が目指されています。

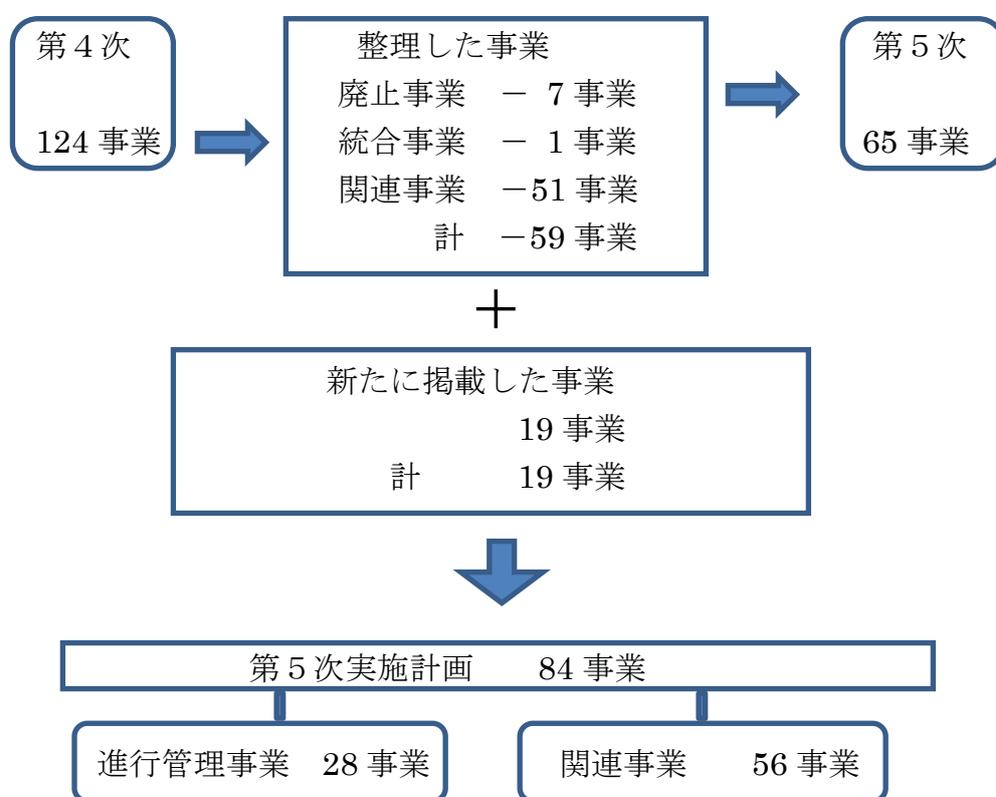
これらを踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、スマートで高品質な市民サービスを提供できるよう、市役所での女性の人材育成と管理職への登用を重点的に進めます。

第4章 実施計画事業

1 実施計画事業の選定にあたって

第5次の事業の選定にあたっては、第4次実施計画の成果と課題を踏まえ、事業を整理するとともに、強化していくべき主要課題には対応する新規事業を加えて計画事業に位置づけました。

また、計画の実効性を高めるため、この計画で進行管理していく事業と関連計画等に進行管理を委ねる事業に分けています。



2 進行管理事業

本計画において進行管理をしていく事業です。この事業は、原則として目標及び目標値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標を設定していません。

3 関連事業

本計画と関連する行政計画（関連計画）に位置づけられている事業のうち、本計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。この事業のうち、進捗管理が可能なものは、関連計画において主体的に進捗管理していきます。

4 進行管理について

本計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて、本計画のローリングを行います。

5 評価について

本計画の評価は目標数値と実績からの評価とし、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

主要課題

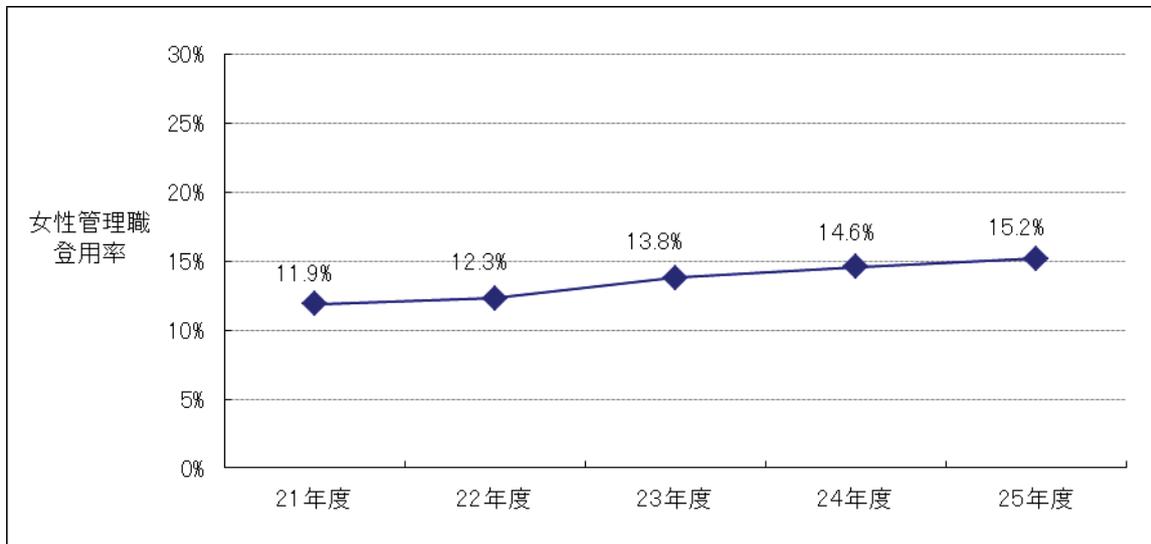
1

あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標	平成 24 年度 現状値	目標値		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
各種審議会等の 女性委員割合	28.2% (平成25年 4月1日現在)	32%	34%	36%
市職員の女性管 理職割合	15.2% (平成25年 4月1日現在)	16%	18%	20%

【市川市職員の女性管理職登用状況（市川市）】

女性職員の管理職登用率は年々増加していますが、まだ低い状況にあります。



政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定の過程に男女がともに参画することが極めて重要です。しかし、男女の差を測るジェンダー・ギャップ指数は平成24年では135カ国中101位で、世界と比較するとまだ低い状況にあるのが現状です。特に、政治や経済の分野では指導的地位にいる女性が少ないことが要因となっています。

国では、積極的改善措置（ポジティブアクション）を推進して、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%とする目標を設定しました。本市においても積極的に取り組んでいきます。

■ 基本計画における施策

- (1) 各種審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 人材情報の整備と提供
- (3) 広報広聴活動の充実
- (4) 事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- (5) 女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事業名	1. 市川市女性人材登録台帳の活用			
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など、活用を図ります。			
所管課	男女共同参画課			
目標	女性人材登録台帳への登録者数			
目標数値	現状(平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	50人	60人	70人	80人

事業名	2. 審議会等への女性委員の参画推進 重点			
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請します。			
所管課	男女共同参画課			
目標	審議会等の女性委員割合			
目標数値	現状(平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	28.2%	32%	34%	36%

事業名	3. 市女性職員の管理職登用促進 重点 新規			
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、スマートで高品質な行政サービスを提供できるよう、市女性職員の管理職登用を積極的に進めます。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市女性職員の管理職割合			
目標数値	現状(平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	15.2%	16%	18%	20%

事業名	4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 新規			
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
目標数値	現状(平成25年)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	3回	3回	3回	3回

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                        | 事業概要                              | 関連計画 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|------|
| 女性管理職登用に向けた<br>参画機会の環境整備<br>【義務教育課】 | 学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。 |      |

個別課題

2

市民活動における男女共同参画に向けた支援

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。そのため、市民活動に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが出番と居場所のある地域活動が行えるよう、支援していきます。

■ 基本計画における施策

(6) 家庭生活・地域社会等への参画の促進

(7) 市民団体等への活動支援

(8) 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

進 行 管 理 事 業

|      |                                                                                                                         |        |        |        |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 5. 男女共同参画センター使用団体の活動促進                                                                                                  |        |        |        |
| 事業概要 | 男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを利用団体へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため、新規使用団体を増やすための広報を積極的に行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                                                 |        |        |        |
| 目標   | 男女共同参画センター利用率                                                                                                           |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                                                              | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 50.8%                                                                                                                   | 51%    | 52%    | 53%    |

|      |                                                                     |        |        |        |
|------|---------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 6. 市民等への男女共同参画情報の発信                                                 |        |        |        |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                             |        |        |        |
| 目標   | —                                                                   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                          | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                                   | —      | —      | —      |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------|---|------|
| 自治会活動活性化事業
【地域振興課】 | 市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材の活性化を図るため、役員と女性会長との意見交換会を開催します。 | |
| 婦人消防クラブ活動事業
【警防課市民防災担当室】 | 一般家庭からの火災を防止すること、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、火災予防の知識や災害時の適正な対応及び応急救護方法を習得させ、地域の女性防災リーダーとして活躍できるよう支援する。 | |
| 小学校区防災拠点協議会の設置推進
【地域防災課】 | 大地震発生時に、小学校区内の被害状況の把握や災害対策本部と連絡等様々な活動を担う市職員（防災拠点要員）への協力が得られるよう、防災拠点協議会の設置を推進しています。防災拠点協議会は女性も含めた地域の自治会・民生委員・PTA等で結成され、男女双方の意見を出し合いながら平時から減災に向けた活動を行います。 | |

主要課題

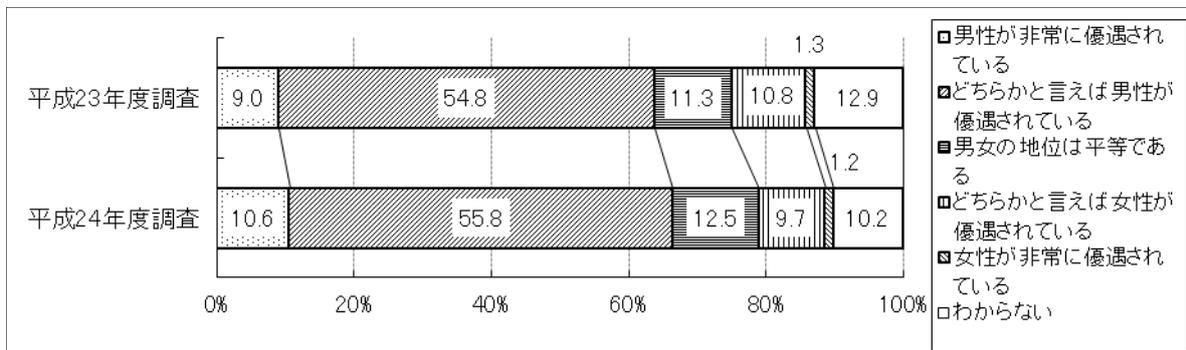
2

男女共同参画の意識づくりと教育の推進

| 成果指標 | 平成24年度
現状値 | 目標値 | | |
|--------------------------------|-----------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合 | 12.5%
(eモニターアンケート) | 14% | 17% | 20% |

【男女の地位の平等感（市川市）】

「社会全体において、男女の地位は平等である」と回答した割合は増加していますが、半数以上は、「どちらかと言えば男性が優遇されている」と回答しています。



eモニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

個別課題

3

男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう配慮されるよう、広報、啓発に努めます。

■ 基本計画における施策

- (9) 啓発事業の推進
- (10) 情報の収集と提供
- (11) 調査・研究の推進
- (12) 法令等に関する学習機会の充実
- (13) 情報識別・選択能力の向上
- (14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 7. 男女共同参画センターにおける講演会の実施 | | | |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、男女共同参画を推進するための講演会を主催したり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター主催・共催講演会の参加者数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 266人 | 350人 | 350人 | 350人 |

| | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 8. 男女共同参画センターロビーの充実・活用 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画センターのロビーを利用団体相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関する講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | — | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | — | — | — |

| | | | | |
|------|---------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 9. 「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発 | | | |
| 事業概要 | 人権に関する情報の広報・啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 「ヒューマンフェスタいちかわ」への来場者数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 350人 | 350人 | 350人 | 350人 |

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 10. 市職員へ男女共同参画に関する情報の発信 新規 | | | |
| 事業概要 | 職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 市職員への男女共同参画情報の発信回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | 4回 | 4回 | 4回 |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                           | 事業概要                                        | 関連計画 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------|------|
| 青少年有害図書<br>の自粛要請<br>【青少年育成課<br>少年センター】 | 性の商品化、暴力表現等を有する図書の取扱<br>自粛要請及び立ち入り調査を実施します。 |      |

個別課題

4

## 就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、義務教育の基礎を培う大切な時期です。また、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人ひとりの個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

### ■ 基本計画における施策

(15) 相手を大切に作る心を育む教育の推進

(16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進

(17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|----------------------------|--|-------------|
| 保育園の第三者機関評価
事業
【保育課】 | 保育園の運営及び保育内容に関して第三者評価機関による審査・評価を行い、よりよい保育の提供ができていないか検証し、その改善に取り組み、保育の質の向上を図り保護者からの信頼性を高め「子育ての安心」につなげていきます。 | 市川市保育計画 |
| 幼稚園評議員制度の充実
【教育政策課】 | 地域に愛される開かれた園づくりを推進し、家庭や地域と連携しながら特色ある幼稚園作りの展開を図ります。 | 市川市教育振興基本計画 |

学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

このため、男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人ひとりの個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進します。

■ 基本計画における施策

- (18) 全教育内容における男女平等の意識づくり
- (19) 自立能力を育成する教育の推進
- (20) 性に関する教育の充実
- (21) 教育関係者に対する研修の充実
- (22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 11. 人権教室の実施 | | | |
| 事業概要 | 児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、市川人権擁護委員が市内小学校を対象とした人権教室を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 人権教室の実施校数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 30校 | 33校 | 34校 | 35校 |

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 12. 人権講演会の実施 | | | |
| 事業概要 | 生徒が暴力は絶対に許さないという意識を持てるよう、市川人権擁護委員が市内中学校を対象とした人権講演会を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 人権講演会の実施校数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 2校 | 2校 | 2校 | 2校 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---|---|-------------|
| 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育
【指導課】 | 子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。 | 市川市教育振興基本計画 |
| エイズ教育に関する教育講演会
【保健体育課】 | 思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催します。 | 市川市教育振興基本計画 |

個別課題

6

家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人ひとりが協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

■ 基本計画における施策

(23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

(24) 家庭教育に関する相談事業の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 13. 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施 | | | |
| 事業概要 | 家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、男女共同参画センターにおいて、父子で参加する主催事業や共催事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター主催・共催の父子向け講座の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 14. 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | 1回 | 1回 | 1回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|--------------------|---|------|
| 教育相談事業
【教育センター】 | 子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みの解消を図り幼児・児童・生徒の健全育成を図ります。 | |

個別課題

7

地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

男女が積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していけるよう、学習機会を充実させ、社会参画を促進させます。

■ 基本計画における施策

(25) 情報の収集と提供

(26) 学習内容の充実

(27) 生涯学習を進めるための施設の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 15. 男女共同参画に関する講座等の実施 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、登録団体等との共催により実施します。また、男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画に関する講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 |

| | | | | |
|------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名 | 16. 情報資料室の充実 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター資料閲覧室の利用者数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 702人 | 800人 | 800人 | 800人 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------|---|------|
| 保育付講座の実施
【社会教育課】 | 子育て中の男女が生涯学習活動に参加しやすいように公民館主催講座において保育(託児)付講座を実施します。 | |
| 公民館での各種講座の実施
【社会教育課】 | 男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図ります。 | |

主要課題

3

ワーク・ライフ・バランスの推進による 職場における男女共同参画の実現

| 成果指標 | 平成24年度
現状値 | 目標値 | | |
|-------------------------------|---------------|--------|--------|--------|
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 | — | 60% | 70% | 80% |

個別課題

8

就業機会の男女平等に向けた支援

男女がそれぞれの個性と能力を活かしながら助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、取り組んでいきます。

■ 基本計画における施策

- (28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進
- (29) あらゆる分野における働き方への支援
- (30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実
- (31) 就業相談等の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 17. 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施 | | | |
| 事業概要 | 個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、男女共同参画センターにおいて、就労支援に関する主催事業や共催事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター主催・共催の就労支援関連講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------|--|------|
| 若年者等就労支援事業
【雇用労政課】 | 若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポート
いちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午
後に就労にかかる個別相談、適職診断を実施
します。 | |
| 家族経営協定締結の推進
【農政課】 | 家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締
結に向け働きかけを行います。 | |

個別課題

9

男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において、女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女のワーク・ライフ・バランスの推進、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメントの防止にも努めていきます。

■ 基本計画における施策

- (32) 働く場における男女共同参画の推進
- (33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実
- (34) 働く場における男女の労働条件の向上
- (35) 働く場における労働環境の整備
- (36) 労働相談の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 18. 事業者への男女共同参画啓発 重点 | | | |
| 事業概要 | 事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 事業者への男女共同参画啓発活動の回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 19. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 重点 新規 | | | |
| 事業概要 | 市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 市男性職員の育児休暇と介護休暇の取得者数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 1人 | 5人 | 10人 | 15人 |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                                          | 事業概要                                                              | 関連計画                           |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 労働相談事業<br>【雇用労政課】                                     | 賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じます。             |                                |
| 一般事業主行動計画策定<br>支援事業<br>【子育て支援課】                       | 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画について、市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画                 |
| 職員みんなで支え合い計画(市川市役所次世代育成支援行動計画)の推進<br>【職員課(特定事業主推進部門)】 | 全ての職員が、仕事と生活の時間のバランスを取れるようにするため、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。             | 職員みんなで支え合い計画(市川市役所次世代育成支援行動計画) |

個別課題

10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女がともに、職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送るための環境整備に努めます。

■ 基本計画における施策

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援

(38) 多様な働き方への支援

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------------|--|----------------|
| 保育園整備計画事業
【保育計画推進課】 | 仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備します。 | 市川市保育計画 |
| 放課後保育クラブ運営事業
【青少年育成課】 | 放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。 | 市川市教育振興基本計画 |
| ファミリー・サポート・センター事業
【子育て支援課】 | 地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」を運営し、援助活動の紹介や調整、会員確保など、仕事と子育ての両立を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| いちかわ子育て応援企業の認定
【子育て支援課】 | 市川市に事業所のある企業において、「一般事業主行動計画」を策定しているほか、子どもの企業見学や託児室・授乳コーナーの設置など子どもや子育て家庭にやさしい企業を「いちかわ子育て応援企業」に認定し、企業による自主的な子育て支援を応援します。 | |

主要課題

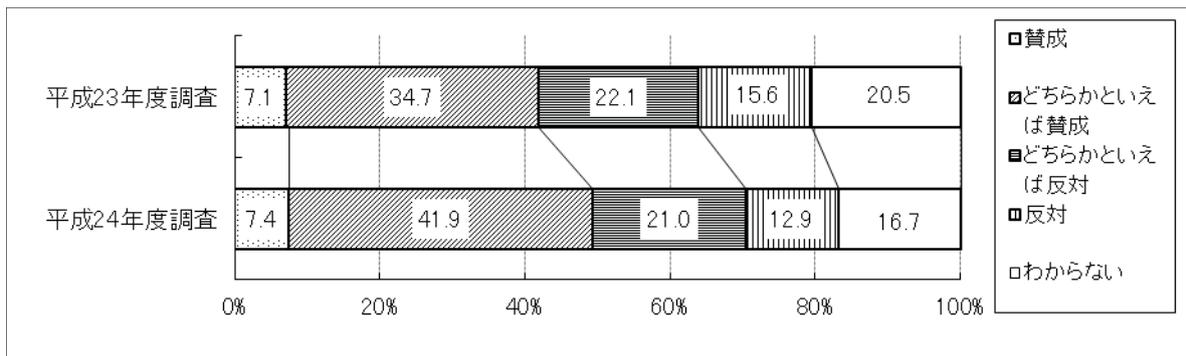
4

男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|-----------------------------|-----------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合 | 49.3% | 45% | 40% | 35% |

【固定的性別役割分担意識（市川市）】

夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合は増加傾向にあります。



e モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれなくて、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会をつくり、安心して暮らすことができるよう、福祉の視点からの街づくりを行い、生活の場での自立の推進に努めます。

■ 基本計画における施策

(39) 男女共同参画による家庭の確立

(40) 専業主婦への家族の協力

(41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供

(42) 自立を支える福祉の充実

(43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 20. 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施 | | | |
| 事業概要 | 家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室など、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------|--|------|
| 両親学級
【保健センター健康支援課】 | 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助します。 | |
| 防犯対策事業
【防犯課】 | 誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施します。 | |

個別課題

12 男女で担う子育ての環境づくり

核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないように、情報提供や支援体制の充実を図ります。

■ 基本計画における施策

- (44) 保育施設の整備、保育内容の充実
- (45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                                                                           | 関連計画           |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 家庭保育事業<br>【保育課】           | 認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進します。                                                         | 市川市保育計画        |
| 病後児保育事業<br>【保育課】          | 子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進します。（病後児保育施設の拡充）                                                                     | 市川市保育計画        |
| 家庭児童相談事業<br>【子育て支援課】      | 児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行う。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 養育支援訪問事業<br>【子育て支援課】      | 児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保します。              | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 親子つどいの広場事業<br>【子育て支援課】    | 子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設定して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。                  | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 地域子育て支援センター事業<br>【子育て支援課】 | 保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。     | 市川市次世代育成支援行動計画 |

個別課題

13

**障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援**

障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせるよう、支援を行います。

**■ 基本計画における施策**

(47) 各種相談事業の拡充と情報提供

(48) 自立のための支援制度の促進

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------------|--|--|
| 雇用促進奨励金
【雇用労政課】 | 市内居住の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。 | |
| 障害者職場実習奨励金
【雇用労政課】 | 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。 | |
| 障害者相談支援事業
【障害者支援課】 | 障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行います。（三障害を包括した基幹的な拠点とともに、市直営の相談支援拠点（3か所）による体制整備を推進し、相談支援サービスを提供します） | いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画（第2次実施計画）・第3期市川市障害福祉計画】 |
| ひとり親相談事業
【子育て支援課】 | ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 母子自立支援プログラム作成事業
【子育て支援課】 | 児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置
【市営住宅課】 | 経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行います。 | |
| 障害者雇用事業
【人事課、教育政策課】 | 障害者の就労を支援するため、障害者が一定期間、市の職員として勤務することができる「チャレンジドオフィスいちかわ」を実施します。 | |

個別課題

14 高齢者への福祉の充実・自立支援

高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念にとらわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう、家族や地域住民、行政、関係団体が共同して連携を図りながら、地域福祉活動の充実・発展のための取り組みを行います。

■ 基本計画における施策

- (49) 社会参画の促進と生活支援
- (50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり
- (51) 介護にかかわる人の育成と確保
- (52) 施設の基盤整備と内容の充実
- (53) 介護予防への取組の強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                   | 事業概要                                                                                                                                                                                                   | 関連計画                |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 地域ケアシステム推進事業<br>【地域福祉支援課】      | 地域ケアシステムが多くの住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるよう支援を行う。また、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大していけるよう支援を行う。なお、平成24年度末の現状では、各種会議等やサロンの開催頻度に地区ごとのバラつきがあることから、全体の底上げを意識して支援を行います。 | 市川市地域福祉計画           |
| 家族介護支援事業<br>【地域福祉支援課】          | 要介護被保険者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。また、認知症サポーターの養成講座を開催します。                                                                                                         | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| いきいき健康教室<br>(一次予防)<br>【高齢者支援課】 | 年間を通じて、介護予防を目的とした高齢者の健康づくりの体操を行うとともに、地域の仲間づくりも応援します。                                                                                                                                                   | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 二次予防事業対象者把握事業<br>【地域福祉支援課】     | 介護保険1号被保険者(要支援・要介護の認定を受けている者は除く)全員に、基本チェックリストを送付・回収することで、二次予防事業対象者(虚弱高齢者)の把握を行います。なお、同封する案内文により、介護予防の重要性や相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。                                                                    | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

**自立を支援する総合相談事業の推進**

最近の社会情勢は、少子高齢化の進展、経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展など複雑化しています。この複雑化した社会の中で、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。そこで、仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図っていきます。

**■ 基本計画における施策**

(54) 相談事業の充実

(55) 相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|         |                                                                                         |          |          |          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名     | 21. 女性のための相談                                                                            |          |          |          |
| 事業概要    | 女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけることができるよう、関係機関や庁内の関連部署と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。 |          |          |          |
| 所管課     | 男女共同参画課                                                                                 |          |          |          |
| 目 標     | —                                                                                       |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                          | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|         | 2, 150件<br>(件数は把握)                                                                      | —        | —        | —        |

|         |                                                                          |          |          |          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名     | 22. 女性弁護士による女性のための無料法律相談                                                 |          |          |          |
| 事業概要    | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。 |          |          |          |
| 所管課     | 男女共同参画課                                                                  |          |          |          |
| 目 標     | 法律相談件数                                                                   |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                           | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|         | 131件                                                                     | 150件     | 160件     | 170件     |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                        | 関連計画      |
|---------------------------|---------------------------------------------|-----------|
| 民事相談事業<br>【総合市民相談課】       | 市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。         |           |
| 地域包括支援センター事業<br>【地域福祉支援課】 | 高齢者が安心してその人らしい生活を継続することができるように、総合相談支援を行います。 | 市川市地域福祉計画 |

主要課題

5

# 生涯を通じた健康支援

| 成果指標            | 平成 23 年度<br>現状値        | 目標値      |          |          |
|-----------------|------------------------|----------|----------|----------|
|                 |                        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 自分の健康に関心がある人の割合 | 83%<br>(eモニターアンケートによる) | 86%      | 88%      | 90%      |

個別課題

16 生涯を通じた健康の管理・保持増進

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性については更年期やメタボリックシンドロームなど、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行い、健康の保持増進ができるように相談体制を整備し、支援します。

■ 基本計画における施策

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------|---|--------------|
| 健康相談
【保健センター健康支援課】 | ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。 | |
| 訪問指導
【保健センター健康支援課】 | 心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図ります。 | |
| 健康教育事業
【保健センター健康支援課】 | 生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をします。 | 第2次市川市食育推進計画 |

個別課題

17 生涯を通じた心身の健康づくり支援

男女が心身の健康について適切に自己管理できるよう、健康診査の受診や健康について正確な知識・情報を得るための健康教育や学習機会の拡大に努めます。

■ 基本計画における施策

(58) 健康教育の充実と相談支援

(59) 妊娠・出産期における健康支援

(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援

(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                                           | 関連計画         |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 推進員活動事業<br>【保健センター健康支援課】  | 地域住民の疾病予防と健康保持増進を図り、健康で明るい地域を作ることを目的として、保健推進員、食生活改善推進員が活動を推進します。               | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 乳幼児・学童などの子どもと保護者及び妊婦を対象に、知識の普及・啓発等を行い、健やかな成長ができるよう支援します。                       | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子訪問事業<br>【保健センター健康支援課】   | 新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図ります。      |              |
| 健康診査事業<br>【保健センター疾病予防課】   | がんの早期発見のため各種がん検診を実施。肝炎検診や千葉県後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に対し特定健康診査に準ずる健康診査を実施します。 | 市川市健康増進計画    |

個別課題

18 心身の健康づくり体制の充実

男女とも、運動を主体とした健康保持が行えるよう、活動場所の提供や情報提供を行います。

■ 基本計画における施策

(62) 健康増進施設の充実

(63) 医療関係機関との連携強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|------------------------------|--|-------------------|
| 生涯スポーツイベントの
充実
【スポーツ課】 | 現在行われている「体育の日記念行事みんな
でスポーツ」「スポーツレクリエーション祭」
「ウォーキングいちかわ」といったイベント
のPRの促進や内容を充実させていくこと
で、参加者の増加を図ります。 | 市川市スポーツ振
興基本計画 |

主要課題

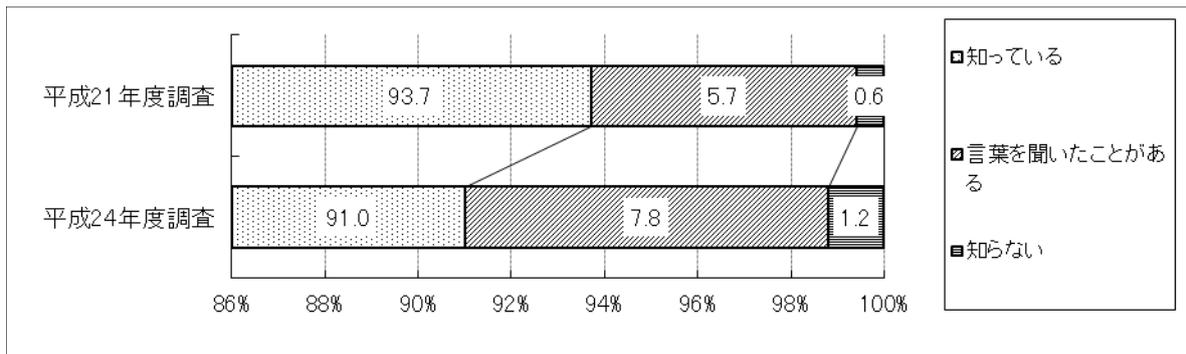
6

人権を侵害する暴力の根絶

| 成果指標 | 平成24年度
現状値 | 目標値 | | |
|------------------------------|---------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| DVを知っている人の割合
(eモニターアンケート) | 91%
(eモニターアンケート) | 94% | 97% | 100% |

【DVの認知度（市川市）】

DVを「知っている」「言葉を聞いたことがある」と回答した割合は、減少しています。



eモニター制度による「DVに関するアンケート」結果

個別課題

19 暴力を許さない社会の基盤づくり

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の啓発活動を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

(65) 性の商品化の根絶

(66) 暴力に関する調査・研究

~~~~~ 進 行 管 理 事 業 ~~~~~

|      |                                                        |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 23. 市民等への人権啓発情報の発信                                     |        |        |        |
| 事業概要 | 人権擁護委員の日（6月1日）、人権週間（12月4日～10日）等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                |        |        |        |
| 目標   | —                                                      |        |        |        |
| 目標数値 | 現状（平成24年度）                                             | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                      | —      | —      | —      |

個別課題

20

被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になってきます。相談窓口では被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、全ての相談員が被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供と関係機関と連携し、適切な支援を行います。

■ 基本計画における施策

(67) 相談体制の充実

(68) 自立支援と更生支援

(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

進 行 管 理 事 業

|      |                                                                                         |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 24. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催                                                              |        |        |        |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課、地域福祉支援課、介護保険課、障害者支援課、子育て支援課                                                     |        |        |        |
| 目標   | 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数                                                                |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                              | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                                                       | 2回/年   | 2回/年   | 2回/年   |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------|---|----------------|
| 子ども家庭総合支援センター事業
【子育て支援課】 | 子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |

主要課題

7

男女共同参画社会の形成を 目指す国際的協調の推進

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|---|-----------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 市川市は外国人
が安心して暮ら
せるまちだと考
える人の割合 | — | 80% | 90% | 100% |

個別課題

21 国際的な協調と相互協力の推進

日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上にかかる活動等国際社会における様々な取組と連動して進められてきました。今後の男女共同参画社会の形成に関しても、国際的な連携・協力のもとに推進していきます。

■ 基本計画における施策

(70) 国際理解と国際協力

(71) 国際交流の推進と民間団体への支援

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                          | 事業概要                                                                         | 関連計画        |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 異文化交流事業<br>【国際交流課】                    | 姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供する。 |             |
| 小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）<br>【指導課】 | 小学校へ英語の力を有する外国語活動指導員の派遣をし、外国語活動の推進を図ります。                                     | 市川市教育振興基本計画 |
| 中学生海外派遣事業（派遣・受入事業）<br>【指導課】           | 市立中学校の生徒をドイツのパートナーシティ・ローゼンハイム市へ派遣するとともに、ドイツからも生徒を受け入れ、国際感覚豊かな青少年を育成する。       | 市川市教育振興基本計画 |

個別課題

22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

国籍・文化・慣習・宗教などの違いを超えて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備を図ります。

■ 基本計画における施策

(72) 相互理解のための交流活動の推進

(73) 情報提供と相談体制の確立

進 行 管 理 事 業

|      |                                                                                                     |          |          |          |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 25. 相互理解のための啓発・交流事業 <span style="float: right;">新規</span>                                           |          |          |          |
| 事業概要 | 在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                             |          |          |          |
| 目標   | 在住外国人との交流活動実施回数                                                                                     |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                                      | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 1 回                                                                                                 | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------|---|------|
| 外国人相談窓口
【国際交流課】 | 外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。 | |
| 外国人向けの各種情報提供の充実
【国際交流課】 | 言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実にを図る。 | |
| 通訳・翻訳ボランティアによる活動
【国際交流課】 | 在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実にを図る。 | |

主要課題

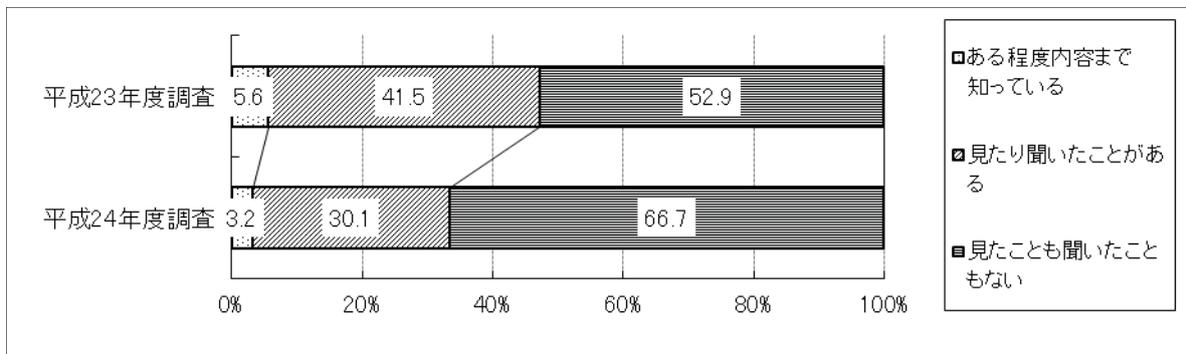
8

男女共同参画を推進する体制の整備

| 成果指標 | 平成24年度
現状値 | 目標値 | | |
|---------------------------|-----------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合 | 33.3%
(eモニターアンケート) | 38% | 44% | 50% |

【基本計画の認知度（市川市）】

市川市男女共同参画基本計画を「ある程度内容まで知っている」「見たり聞いたことがある」と回答した割合は、減少しています。



eモニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

個別課題

23

推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、市川市男女共同参画基本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、推進体制の整備・充実を図ることが必要です。そのため、実施計画を作成し、庁内における推進体制を整備し、計画を具体化していくために、関係部署や関係団体との連携を図り、積極的に推進していきます。

■ 基本計画における施策

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化

(75) 市民との連携

(76) 国・県・関係機関等との連携

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 26. 男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施 | | | |
| 事業概要 | 地域での男女共同参画を推進するため、男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている登録団体等と共同事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター登録団体等との共催事業の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 2回 | 5回 | 5回 | 5回 |

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 27. 男女共同参画に関する情報収集 | | | |
| 事業概要 | 千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行い、地域における男女共同参画の推進に努めます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | — | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | — | — | — |

個別課題

24 計画の進行管理の充実

第5次実施計画の具体的な事業についての推進状況を把握して評価し、効果的に計画を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(77) 施策の推進状況の把握

(78) 施策の点検と評価の研究

~~~~~ 進 行 管 理 事 業 ~~~~~

|      |                                                                            |          |          |          |
|------|----------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 28. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施                                                    |          |          |          |
| 事業概要 | 男女共同参画に関する市民意識の変化を定期的に把握することにより、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施します。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                    |          |          |          |
| 目標   | 社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合                                             |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                             | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 12.5%<br>(eモニターアンケート)                                                      | 14%      | 17%      | 20%      |



# 第2次市川市DV防止実施計画

(平成26年度～平成28年度)

平成26年3月  
市 川 市

# 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 DV防止実施計画の策定にあたって       |    |
| 1 計画策定の趣旨                  | 1  |
| 2 計画の位置づけ                  | 2  |
| 3 計画の期間                    | 3  |
| 4 計画の基本理念                  | 3  |
| 5 計画の基本目標                  | 3  |
| 6 計画の体系図                   | 4  |
| 第2章 DVの現状                  |    |
| 1 全国のDVの状況                 | 6  |
| 2 本市のDV相談状況                | 8  |
| 3 配偶者暴力相談支援センター            | 9  |
| 4 被害者支援フロー図                | 10 |
| 第3章 市川市DV防止基本計画の成果と課題      |    |
| 1 基本目標ごとの達成状況              | 12 |
| 2 意識調査からみた課題               | 13 |
| （1）DVの認知度                  | 13 |
| （2）DV被害の状況                 | 14 |
| （3）相談先の状況                  | 15 |
| 第4章 第2次市川市DV防止実施計画の考え方     |    |
| 1 重点事業選定の考え方               | 16 |
| 第5章 第2次市川市DV防止実施計画における計画事業 |    |
| 1 計画事業の選定にあたって             | 17 |
| 2 進行管理事業                   | 17 |
| 3 進行管理について                 | 17 |
| 4 評価について                   | 17 |
| ○ 基本目標達成に向けた取組             |    |
| 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり         | 18 |
| 取組の方向（施策）1 DV防止の啓発         | 19 |
| 取組の方向（施策）2 DV予防教育の推進       | 21 |
| 取組の方向（施策）3 DV被害者の発見        | 22 |
| 基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実      | 24 |
| 取組の方向（施策）4 相談業務の充実         | 25 |
| 取組の方向（施策）5 被害者の安全確保        | 28 |

|                            |               |    |
|----------------------------|---------------|----|
| 取組の方向（施策） 6                | 職務関係者の資質向上    | 30 |
| 基本目標 III                   | 実効性のある自立支援の充実 | 31 |
| 取組の方向（施策） 7                | 被害者の生活再建支援    | 32 |
| 取組の方向（施策） 8                | 就労に関する支援      | 34 |
| 基本目標 IV                    | DV根絶の推進体制     | 36 |
| 取組の方向（施策） 9                | 関係機関・関係部署との連携 | 37 |
| 市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議     |               | 39 |
| 市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等の連携図 |               | 40 |

（参 考 資 料）

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律           | 41 |
| ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 | 54 |



# 第 1 章 DV防止実施計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。※1）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、DV 被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を傷つけると同時に、男女共同参画社会実現への妨げとなっています。

こうした中、国は、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」を制定しました。その後、平成 19 年 7 月の改正で、DV に関する基本計画の策定と市町村の施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが市町村の努力義務となりました。

このような状況において、本市では、平成 20 年 8 月に改定した「市川市男女共同参画基本計画」のなかで対応していた DV 対策について、DV の防止と被害者の保護・自立支援をより一層きめ細かく、総合的かつ計画的に進めるため、平成 23 年 8 月に「市川市 DV 防止基本計画」を策定し、つづいて平成 23 年 10 月には、配偶者暴力相談支援センターの機能を有したところです。

それらの取り組みにより、本市の DV 対策は着実に進んでいます。しかしながら、社会的な制度設計が進む一方で、メディアなどで DV 被害が取り上げられ、その被害が顕在化するようになっており、DV 被害の相談件数は減少するどころかむしろ増加傾向にあります。

そこで、本市では、これからもより一層の DV 被害の防止に努め、DV 被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、平成 25 年度を最終年とする「市川市 DV 防止基本計画」を見直し、新たに「第 2 次市川市 DV 防止実施計画」をここに策定するものです。

### ※1 DV の定義

本計画において「DV」とは、配偶者（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は元配偶者（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）による身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力をいいます。

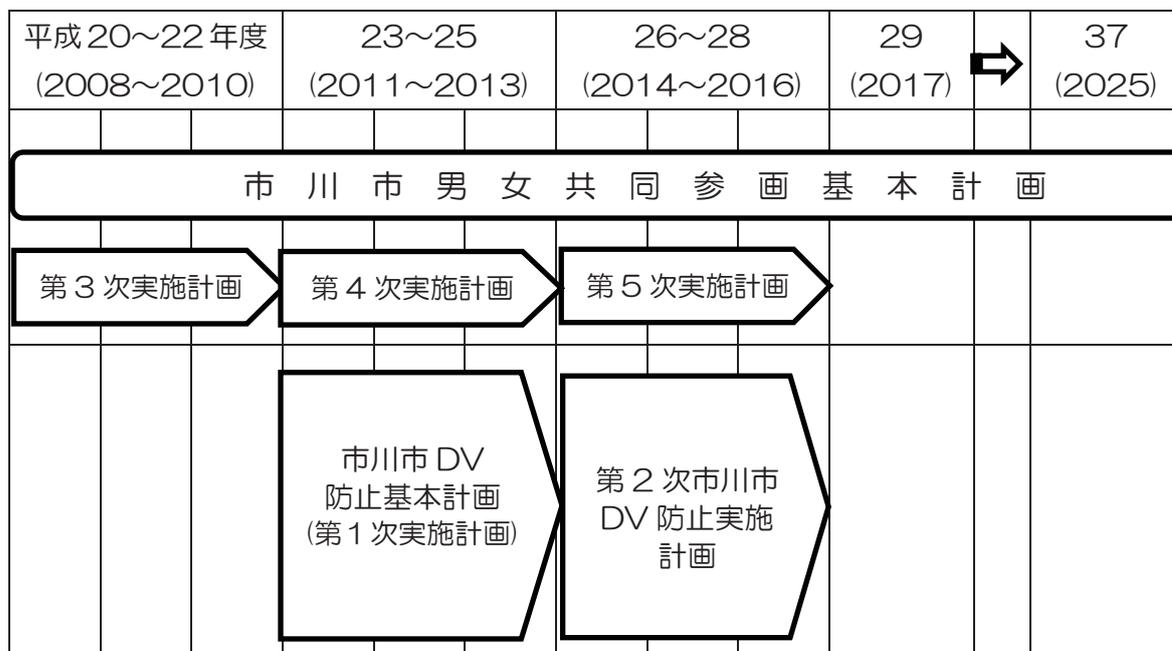
また、配偶者以外の恋人などの親密な間柄にあるパートナーからの暴力も含めるものとします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、市川市男女共同参画基本計画の第5次実施計画の一部でもあることから、計画期間を合わせるため、平成26年度から平成28年度までの3年間とします。

なお、本計画は、取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本的方針の見直しなどにより新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



### 4 計画の基本理念

この計画の基本理念を「DVの根絶」とします。

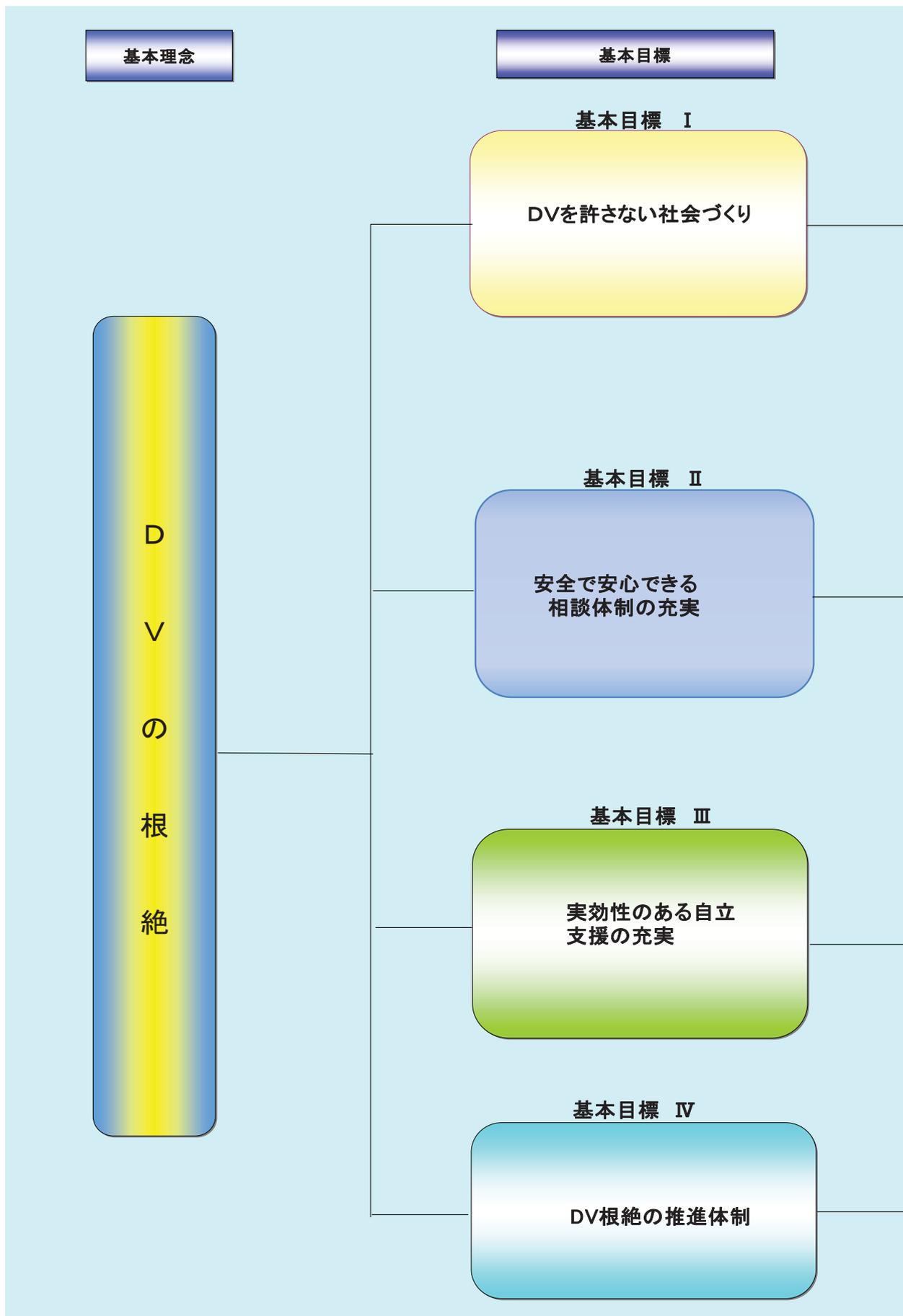
この計画は、市川市男女共同参画社会基本条例の4つの基本理念を実現するための市川市男女共同参画基本計画において、主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」に関してDVに特化したものとして計画しています。

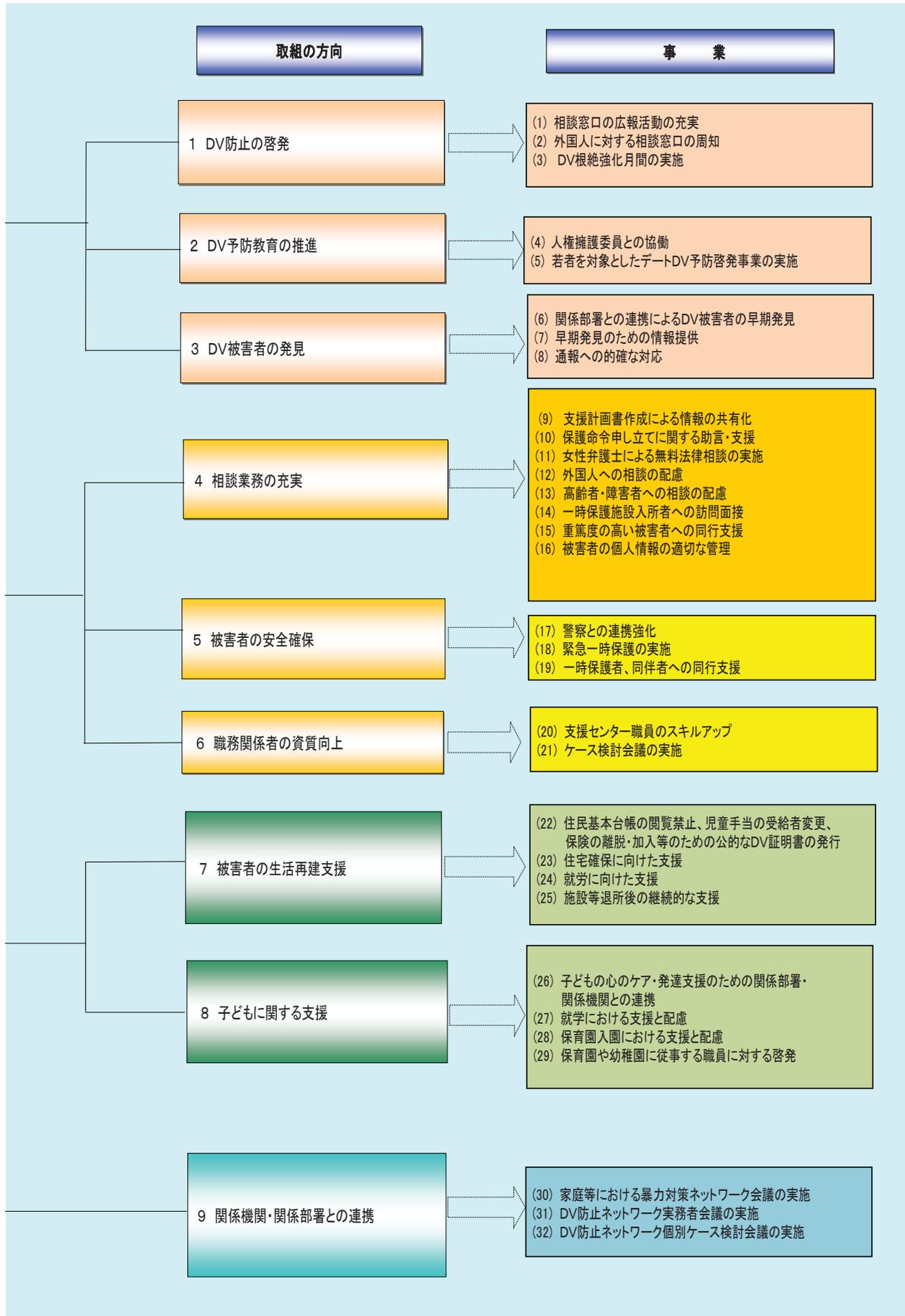
### 5 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、4つの基本目標と目標達成に向けた取組の方向を定め、事業を展開していきます。

- 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
- 基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制

## 6 計画の体系図





## 第2章 DVの現状

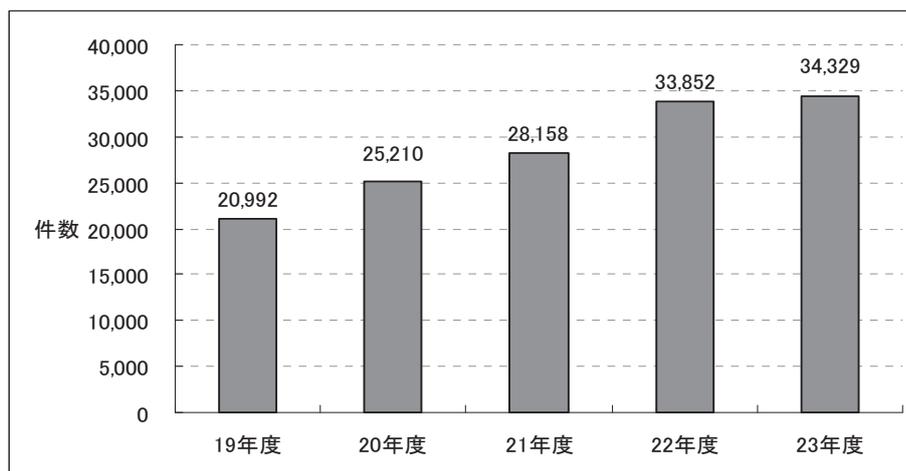
### 1 全国のDV状況

#### ○ 警察における配偶者間の暴力相談は増加、被害者の多くは女性

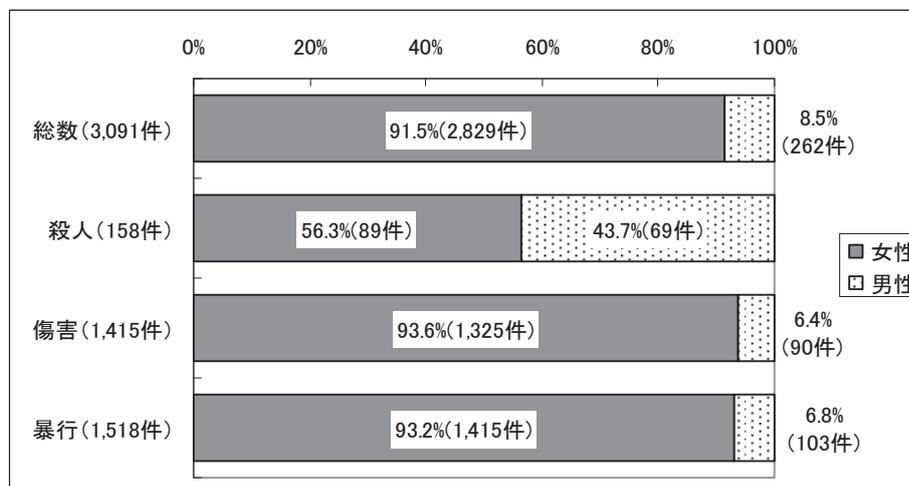
「警察における暴力相談等の対応件数」は、平成19年が20,992件、平成23年は34,329件であり、4年間で約1.6倍となっています。

また、平成23年中に検挙した配偶者間（内縁を含む）の暴行、傷害、殺人等の総数は3,091件で、そのうち91.5%にあたる2,829件は女性が被害者となっていますが、殺人については、43.7%の被害者が男性という結果となっています。

#### ● 警察における暴力相談等の対応件数 (警察庁調べ)



#### ● 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）平成23年 (警察庁調べ)

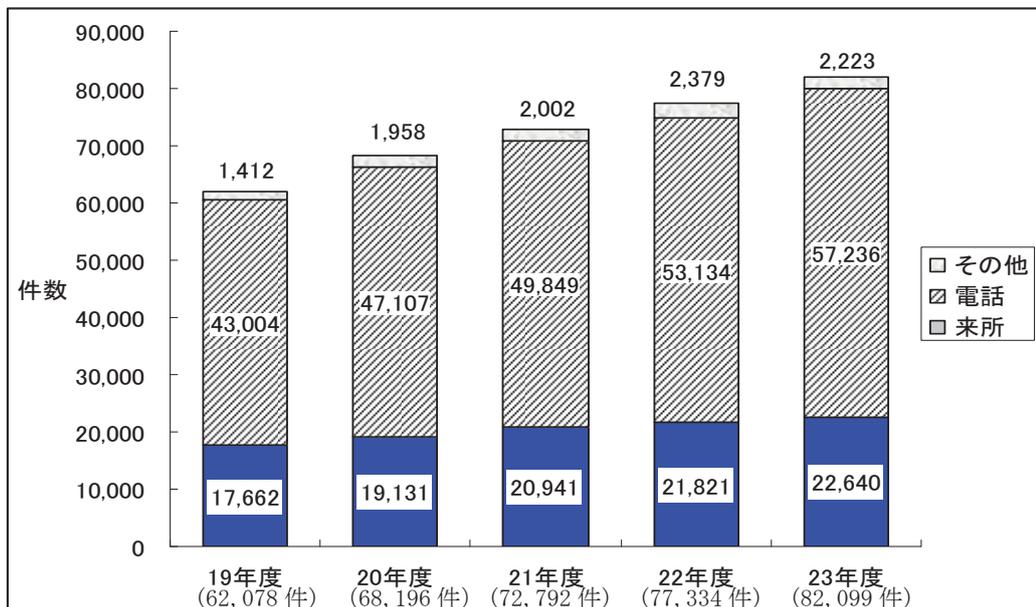


○ 配偶者暴力相談支援センターの相談も増加、99%が女性

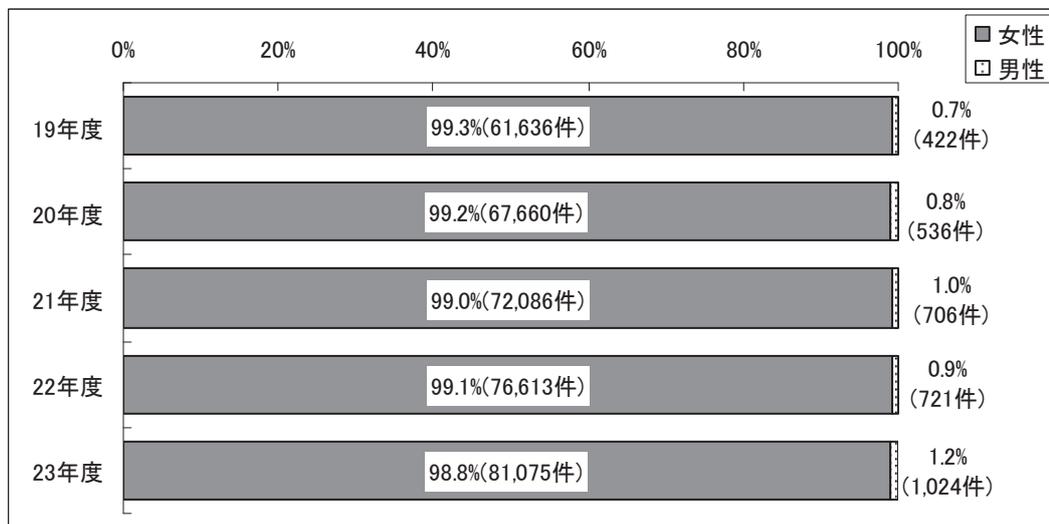
平成24年7月現在、配偶者暴力相談支援センターは、全国に210カ所設置されています。DV相談件数は平成19年度では62,078件、平成23年度は82,099件となっており、4年間で約1.3倍に増加しています。

平成23年度の相談形態は、電話相談が69.7%、来所相談が27.6%となっており、相談者は平成19年度より毎年約99%が女性となっています。

● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移 (内閣府調べ)



● 配偶者暴力相談支援センター相談の男女別内訳 (内閣府調べ)



## 2 本市のDV相談状況

### ○ 相談件数は増加傾向

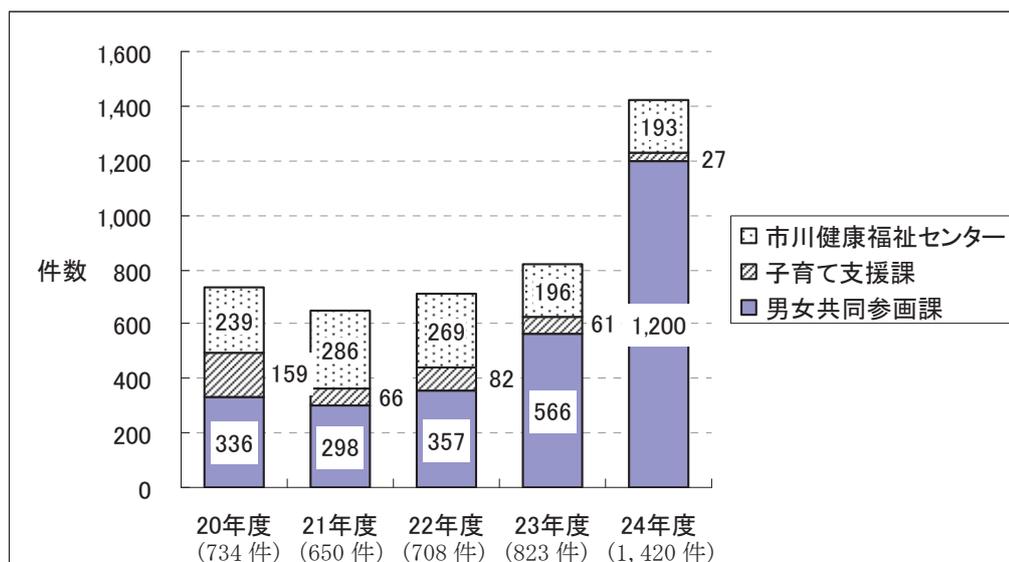
本市のDVに関する相談は、警察での緊急的な相談を別とすると、市川健康福祉センター（市川保健所）と市役所に相談窓口があります。

平成24年度の相談件数は1,420件であり、その内訳は市川健康福祉センター（市川保健所）が193件で14%、市が1,227件で86%となっています。また、平成20年度と平成24年度の相談件数を比較してみると、約1.93倍に倍増しています。

次に、平成24年度の相談形態については、来所相談が418件で29.4%、電話相談は996件で70.1%、これは全国の配偶者暴力相談支援センターの相談形態別の割合とほぼ同様となっています。

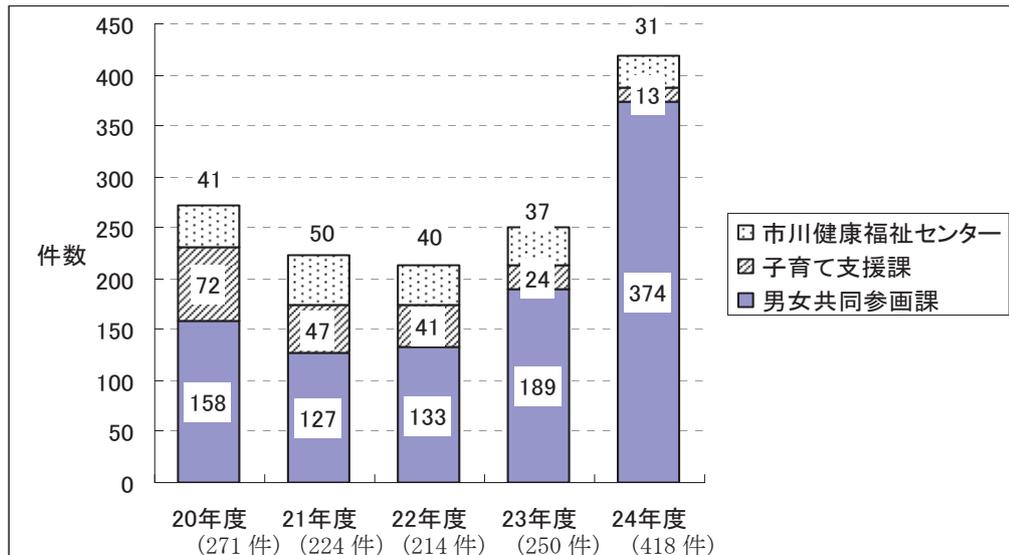
### ● 市川市のDV相談件数

（男女共同参画課調べ）



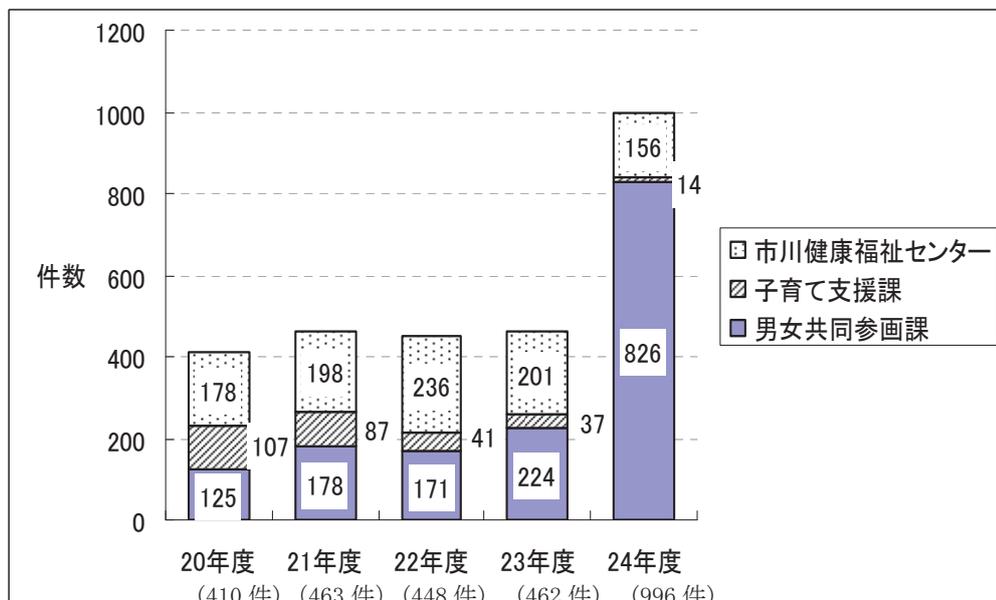
● 来所による相談

(男女共同参画課調べ)



● 電話による相談

(男女共同参画課調べ)



3 配偶者暴力相談支援センター

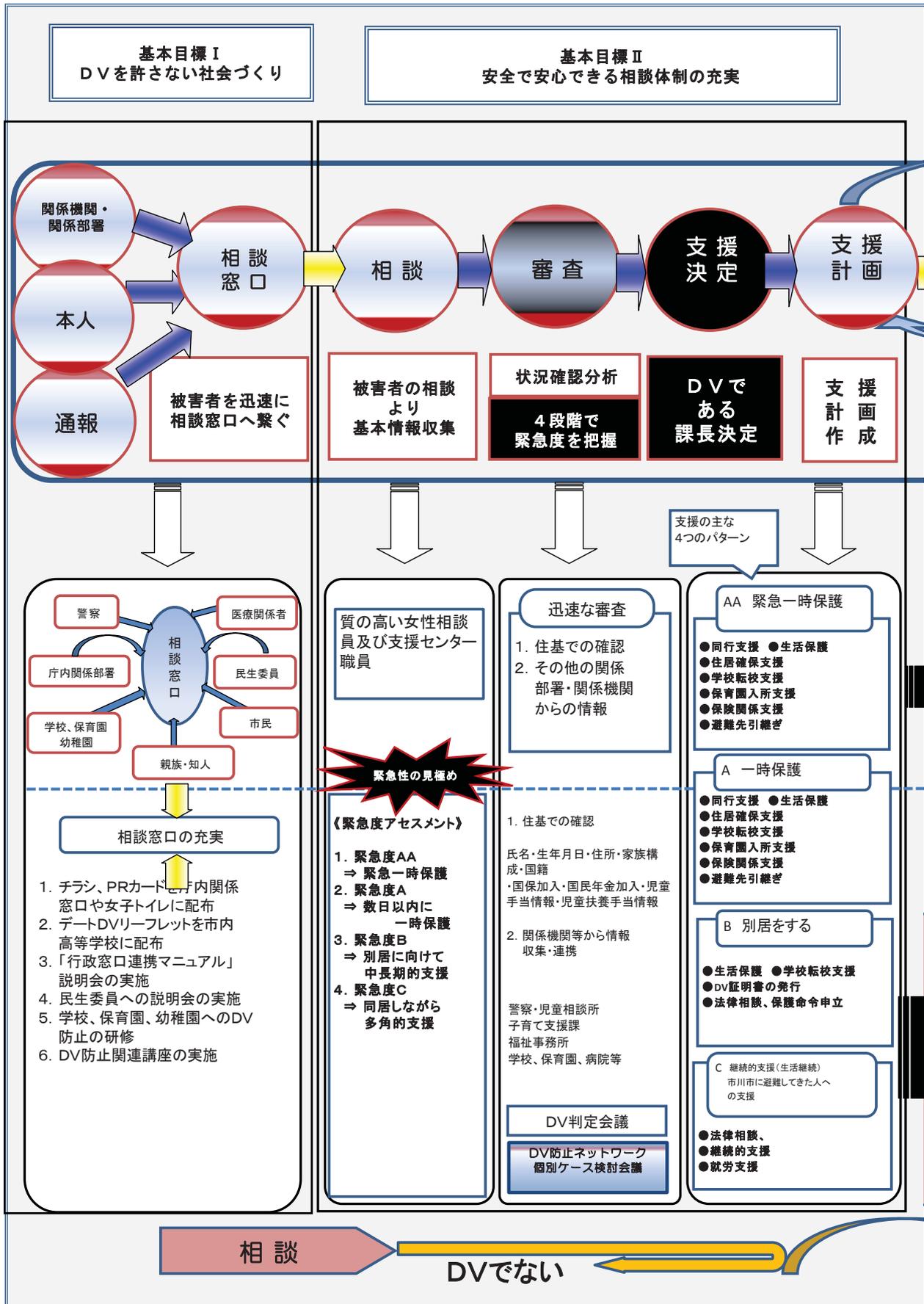
本市は、平成 23 年 10 月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。本市の配偶者暴力相談支援センターは、DV 防止法で定められている機能のうち、

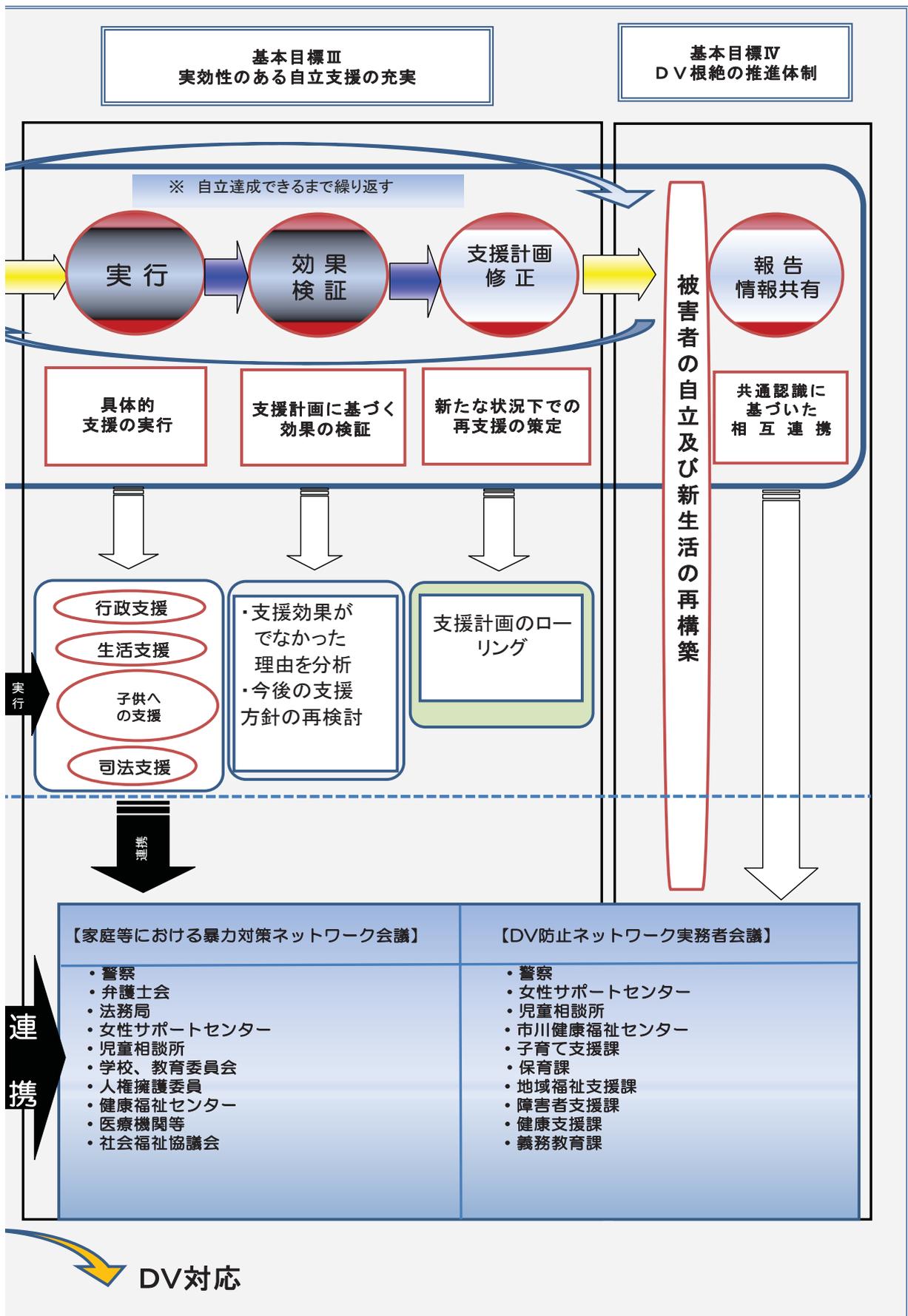
- ①相談又は相談機関の紹介
- ②被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ③被害者及び自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ④保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

の 5 つの機能を有しています。

女性相談員が DV 被害者からの相談をはじめ、緊急避難支援や緊急一時保護、保護命令申し立てにおける支援等、継続的にきめ細かく支援しています。

#### 4 被害者支援フロー図





# 第3章 市川市 DV 防止基本計画の成果と課題

## 1 基本目標ごとの達成状況

平成 23 年 8 月に策定した「市川市 DV 防止基本計画」は、平成 23～25 年度を計画期間としています。当該計画について、評価・検証等が終了している平成 23 年度、平成 24 年度の 2 年間についての基本目標ごとの進捗状況は以下のとおりです。

| 基本目標               | 事業数 | 平成 23 年度<br>達成度 |      | 平成 24 年度<br>達成度 |       |
|--------------------|-----|-----------------|------|-----------------|-------|
|                    |     | 順位              | %    | 順位              | %     |
| I DV を許さない社会づくり    | 6   | 2               | 66.7 | 3               | 93.3  |
| II 相談体制の充実         | 15  | 1               | 71.4 | 3               | 93.3  |
| III 被害者支援の充実と加害者教育 | 7   | 2               | 66.7 | 2               | 94.3  |
| IV 推進体制の充実         | 4   | 4               | 50.0 | 1               | 100.0 |
| 合計                 | 32  |                 |      |                 |       |

### 基本目標 I

成果：DV 根絶を目的とする啓発活動として、DV 防止講座の実施やデートDV パンフレットの配布や広報による啓発を行った。

課題：DV 防止に関し、正しい知識を身につけることができるよう、市民団体等と協力し、講座を実施するなどの啓発を行っていく。

### 基本目標 II

成果：相談窓口に関するチラシやハンドブックを作成し、周知した。また、外国人に対しても、相談窓口の PR カードを 5 ヶ国語で作成し、関係部署の窓口に設置し啓発を図った。

課題：相談件数は増加しているものの、配偶者暴力相談支援センターの認知度はまだ低いこと、また、女性弁護士による法律相談の利用が少ないことからさらなる啓発に努めていく。

### 基本目標 III

成果：相談件数の増加に伴い、緊急性の高いケースや重篤なケースも多くなったことから、学校、保育園、幼稚園や児童相談所との協議など、他の機関と連携しながら、被害者支援を行った。

課題：DV 被害者の生活再建に向けて、切れ目のない相談を継続し、自立に必要な支援を進めることが必要。

### 基本目標 IV

成果：平成 25 年度に DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の 4 つのネットワーク会議を一本化した「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置した。

課題：今後は「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」における、関係機関の情報の共有化と連携を強化し、より密接な協力体制を整えていく。

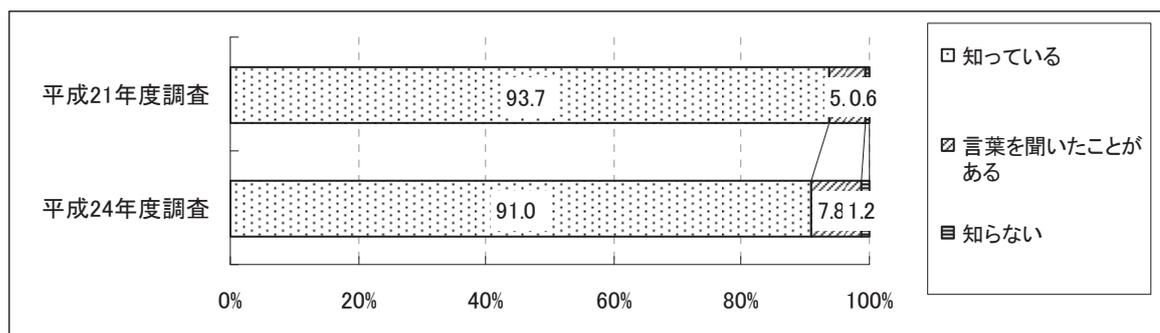
## 2 意識調査（e－モニター）からみた課題

### (1) DVの認知度

平成24年度に実施したe－モニター※2制度でのDVに関する意識調査結果では、「DV」を知っていると回答は90%を超え、多くの方が「DV」という言葉を聞いたことがあります。

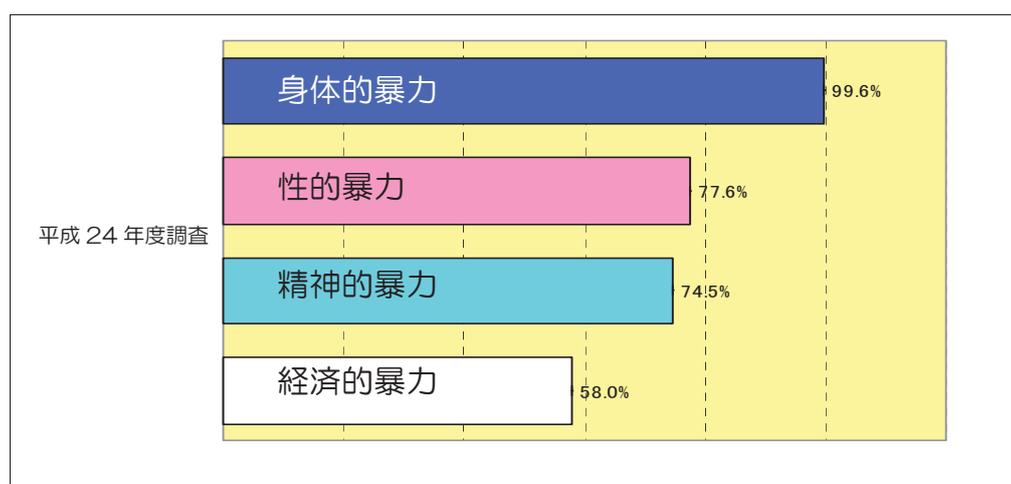
DVを「知っている」「言葉を聞いたことがある」と回答した割合は、減少しています。

(e－モニター 平成24年度)



### ● DVの種類と認知度

しかしながら、そのDVの内容についての質問では、「DVを知っている」方のうち、殴る蹴るなどの「身体的暴力」については、99.6%の方がDVと理解していますが、その他の暴力については、「性的暴力」は77.6%、「精神的暴力」は74.5%、「経済的暴力」にいたっては58%にとどまっており、DVの内容によっては、まだまだDVと捉えられていないという結果でした。



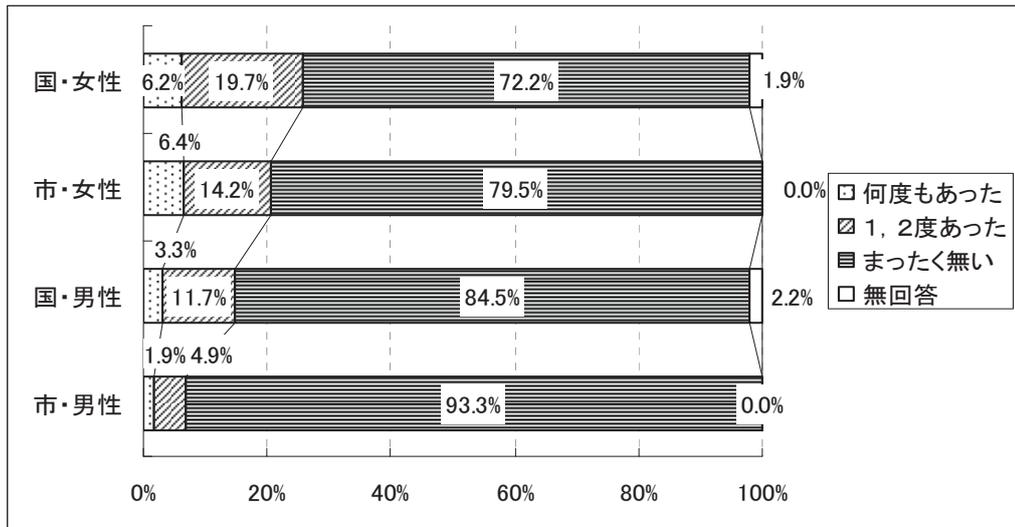
eモニター制度による「DVに関するアンケート」結果

## (2) DV被害の状況

### ● 殴る、蹴るなどの身体的暴力

本市のDV被害で身体的暴力の状況について、平成23年度の内閣府が実施した調査結果と比較してみると、身体的暴力について被害を受けた女性は、本市が20.6%、全国は25.9%であり、被害を受けた男性は、本市が6.8%、全国は15.0%という状況であり、男女とも全国の平均より本市は少なくなっています。

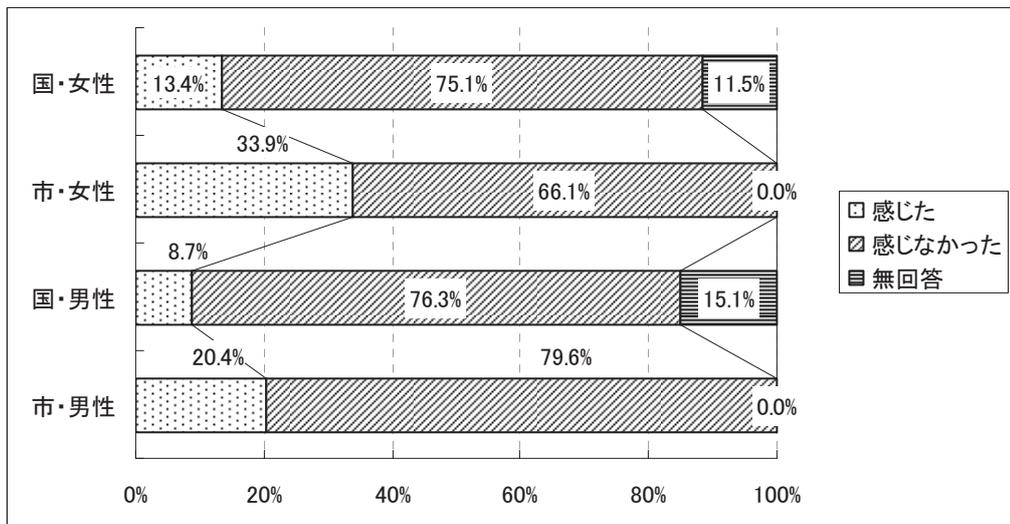
(内閣府調査 平成23年度・e-モニター 平成24年度)



### ● 命の危険を感じた経験

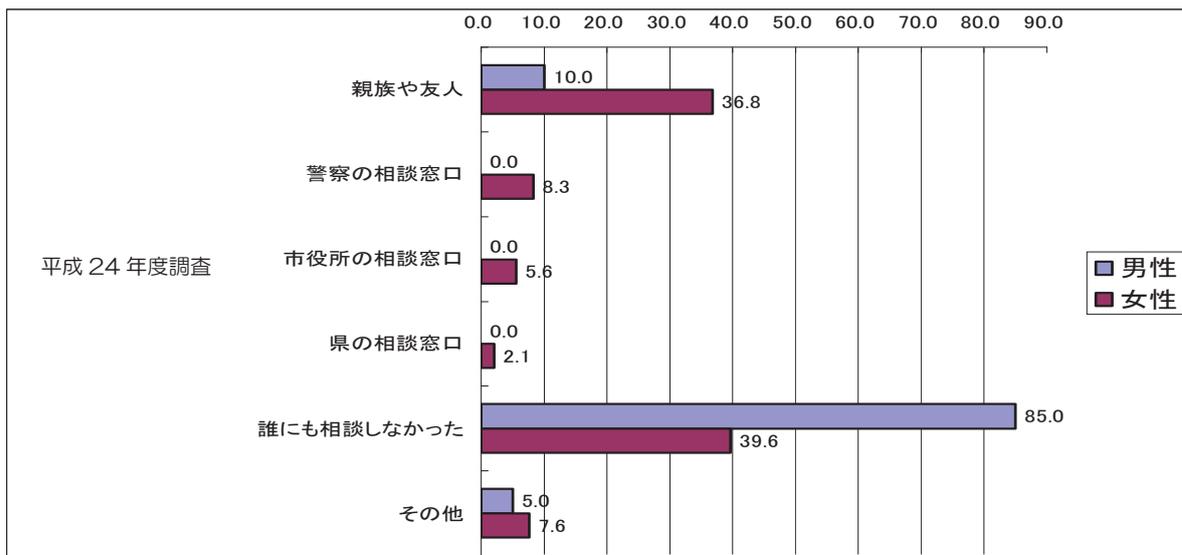
さらに、市川市のDV被害を受けた方のうち「命の危険を感じた」女性が33.9%であり、全国の「命の危険を感じた」女性13.4%に比べ著しく多くなっています。

(内閣府調査 平成23年度・e-モニター 平成24年度)



### (3) 相談先の状況

また、DV 被害を受けた場合の相談先としては「親族や友人」が男性 10.0%・女性 36.8%、「警察」が男性 0%・女性 8.3%と低く、「誰にも相談しない」が男性 85.0%・女性 39.6%とほとんどの方が誰にも相談していないことがわかりました。加えて「配偶者暴力相談支援センター」を知らない方が 73.5%、「DV 専門相談あるいは女性弁護士による法律相談」を知らない方が 85.7%あるように、DV について、どこに相談していいのかわからない方がとても多いという結果がでました。



e モニター制度による「DV に関するアンケート」結果

#### ※2 市川市 e モニター制度（愛称：e モニ）

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。

**注** 内閣府調査、e モニターとも調査の数値については、四捨五入の関係で、100%にならない場合があります。

## 第4章 第2次市川市DV防止実施計画の考え方

第2次市川市DV防止実施計画は以下のような考え方に立って策定しています。

- ① 実効性のある計画とするため、できる限り適切な数値目標や期間を設定するとともに、その達成状況について進行管理をおこないます。目標設定が適さない事業については、実績値の報告をおこないます。
- ② 市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しました。

### 1 重点事業選定の考え方

本市のDVに関する相談件数は急激に増加をしており、それに伴い緊急性の高いケースや重篤なケースも増えていることから、相談体制のさらなる充実と一層きめ細やかな幅の広い被害者の保護や自立に向けた支援が必要です。このことから、個々のケースに合わせたきめ細やかな支援計画を作成し、支援体制の強化に取り組みます。

一方、DVの理解度や相談窓口の認知度がまだ低いことから、一層のDV理解への啓発と相談窓口の周知など、広報活動に取り組みます。

また、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対応するために、この4つの暴力対策のネットワーク会議を一本化した「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置しました。このことにより、各関係機関との連携、協力、情報交換を強化し、被害者の支援に関する環境の整備を図り、暴力対策の取り組みの実効性を一層高めるものです。

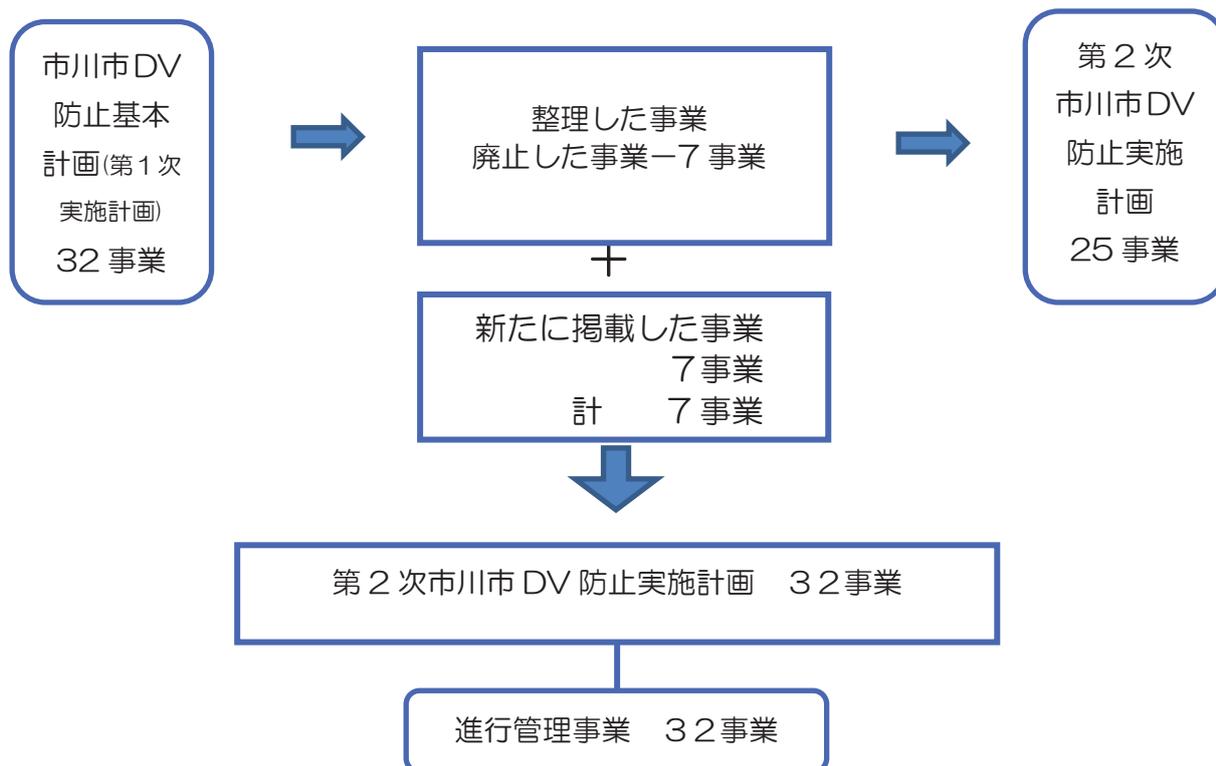
これらの事業を重点として、DV防止及び被害者支援に取り組みます。

# 第5章 第2次市川市DV防止実施計画における計画事業

## 1 計画事業の選定にあたって

「第2次市川市DV防止実施計画」の事業の選定にあたっては、「市川市DV防止基本計画」（第1次実施計画）の成果と課題を踏まえ、事業を整理するとともに、新たな事業を加え、実効性のある計画事業としました。

また、計画事業には、それぞれ事業ごとに目標数値を設定し、進行管理をしていきます。



## 2 進行管理事業

本計画において進行管理をしていく事業です。この事業は、原則として目標及び目標値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標を設定していません。

## 3 進行管理について

本計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて、本計画のローリングを行います。

## 4 評価について

本計画の評価は目標数値と実績からの評価とし、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

## ○基本目標達成に向けた取組み

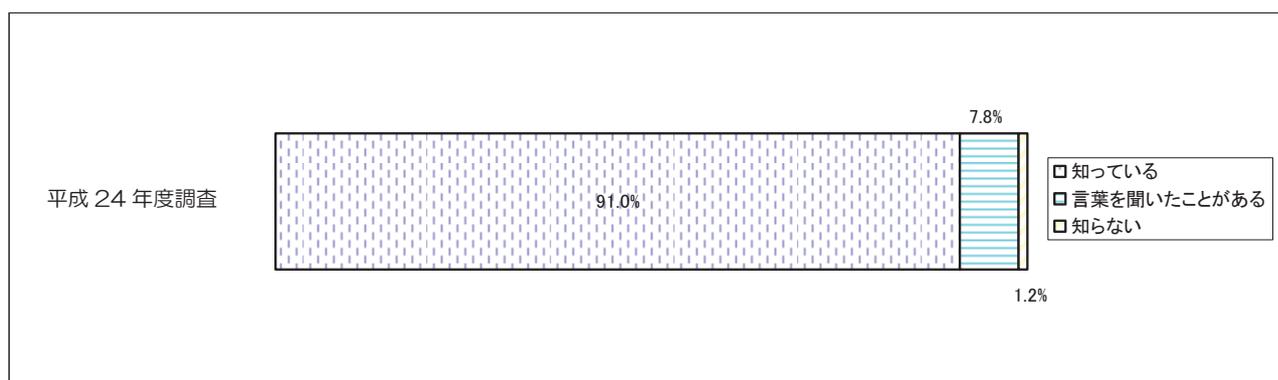
### 基本目標 I DVを許さない社会づくり

DVのない社会を実現するためには、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、そして暴力は絶対に許されるものではないことを、よく理解し正しい知識を持つことが重要であり、DVを未然に防止することが第一歩です。そこで、本計画では、DVを許さない社会づくりを目指すため、「DV防止の啓発」、「DV予防教育の推進」、「DV被害者の発見」の3つを取組の方向として定め、事業を展開していきます。

| 成果指標          | 平成24年度<br>現状値       | 目標値    |        |        |
|---------------|---------------------|--------|--------|--------|
|               |                     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| DVを認識している人の割合 | 91%<br>(eモニターアンケート) | 95%    | 97%    | 100%   |

#### 【DVの認識（市川市）】

あなたは、「DV」をご存知ですか。



eモニター制度による「DVに関するアンケート」結果

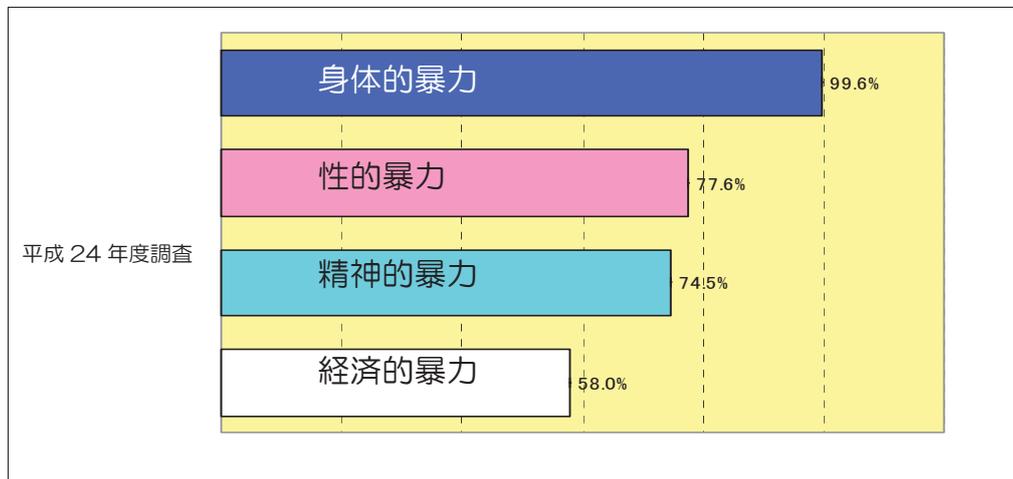
## 取組の方向 1 DV防止の啓発

「DV」と聞いて、何をイメージしますか？

メディアなどで報道されているような、殴る蹴るの「暴行」や包丁で刺すといった「傷害」などの「身体的暴力」を想像する方が多いと思います。しかし、DVはそれら「身体的暴力」だけではありません。「性的暴力」や「精神的暴力」、「経済的暴力」など、さまざまな「暴力」を含んでいるのです。

ほかに、自身が受けている行為がDVであるにもかかわらず、DVと認識できないでいるDV被害者もいます。

そこで、DVを許さない社会づくりの目標達成に向けた一つとして、DVについての正しい知識と理解を得るための情報提供と啓発活動を実施していきます。



eモニター制度による「DVに関するアンケート」結果

|      |                                                       |        |        |        |
|------|-------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 1. 相談窓口の広報活動の充実 <span style="float: right;">重点</span> |        |        |        |
| 事業概要 | DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市の公式のWebサイトでの周知を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                               |        |        |        |
| 目標   | 配布箇所数                                                 |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                            | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 45箇所                                                  | 45箇所   | 45箇所   | 45箇所   |

|      |                                                                  |        |        |        |
|------|------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 2. 外国人に対する相談窓口の周知                                                |        |        |        |
| 事業概要 | 英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市の窓口等に配布し外国人のDV被害者に周知します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                          |        |        |        |
| 目標   | 配布箇所数                                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 35箇所                                                             | 35箇所   | 35箇所   | 35箇所   |

|      |                                                                           |        |        |        |
|------|---------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 3. DV根絶強化月間の実施 <span style="float: right;">新規</span>                      |        |        |        |
| 事業概要 | DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの登録団体へDVに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                   |        |        |        |
| 目標   | DV防止についてのアンケートの回答数                                                        |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 一件                                                                        | 50件    | 100件   | 150件   |

## 取組の方向 2 DV予防教育の推進

DVを許さない社会づくりを目指すにあたり、将来を見据え、「人権を尊重し暴力は絶対に許さない」という意識を、子どものうちから根づかせることはとても重要なことです。

また、恋人間の暴力（デートDV）については、中学生・高校生・大学生といった若者が遭遇するケースが多いことから、生徒への予防教育も大変重要です。

そこで、人権擁護委員と連携した子どもたちへの教育事業などを実施していきます。

|      |                                                 |        |        |        |
|------|-------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 4. 人権擁護委員との協働                                   |        |        |        |
| 事業概要 | 人権擁護委員との協働による小学生を対象とした人権教室や中学生を対象とした人権講演会を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                         |        |        |        |
| 目標   | 実施校数                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状（平成24年度）                                      | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 32校                                             | 35校    | 36校    | 37校    |

|      |                                                           |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 5. 若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施                                 |        |        |        |
| 事業概要 | 若者を対象とした予防啓発リーフレットを学校などの関係機関を通して配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                   |        |        |        |
| 目標   | デートDV防止についての知識の啓発                                         |        |        |        |
| 目標数値 | 現状（平成24年度）                                                | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 3校                                                        | 4校     | 4校     | 4校     |

### 取組の方向 3 DV被害者の発見

DVは、外部から発見しづらい家庭内で起こり潜在化しやすく、その行為がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

重大な被害になる前に、被害を発見する可能性が高い、市役所の窓口や学校、保育園、幼稚園など各機関に対して啓発していきます。

それらの対策の効果として、DVの早期発見と適切な相談窓口への誘導が可能になると考えています。

|      |                                                                    |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 6. 関係部署との連携によるDV被害者の早期発見                                           |        |        |        |
| 事業概要 | 市役所の様々な行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口案内ができるよう、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                            |        |        |        |
| 目標   | DV相談窓口連携マニュアル説明会の実施                                                |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                         | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 4回                                                                 | 1回     | 1回     | 1回     |

|      |                                                    |          |        |        |
|------|----------------------------------------------------|----------|--------|--------|
| 事業名  | 7. 早期発見のための情報提供                                    |          |        |        |
| 事業概要 | 学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口案内ができるよう啓発します。 |          |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                            |          |        |        |
| 目標   | 研修会の実施                                             |          |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                         | 平成26年度   | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                  | リーフレット作成 | 1回     | 1回     |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                |          |          |          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名   | 8. 通報への的確な対応 <span style="float: right;">新規</span>                                                                                                                                                                                             |          |          |          |
| 事業概要  | <p>通報は、一般からと医療関係者からに分けられ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。</p> |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                                                                                                                                                                                        |          |          |          |
| 報告    | 医療関係や市民から通報件数                                                                                                                                                                                                                                  |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                                                                                                                                                                                 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|       | 14件                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |          |

## 基本目標 Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実

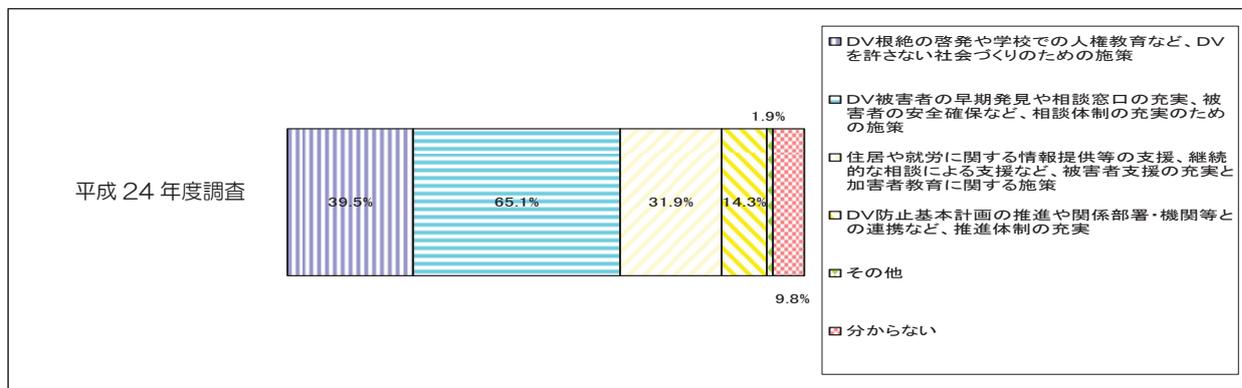
e-モニターアンケートの結果では、この分野に今後力を入れてほしいという市民の意見が多いことがわかりました。

安全で安心できる相談体制を確立するため、「相談業務の充実」、「被害者の安全確保の充実」、「職務関係者の資質向上」の3つを取組の方向として事業を展開していきます。

| 成果指標                    | 平成 24 年度<br>現状値        | 目標値      |          |          |
|-------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
|                         |                        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合 | 26.5%<br>(e-モニターアンケート) | 40%      | 60%      | 100%     |

### 【DV防止の重点施策（市川市）】

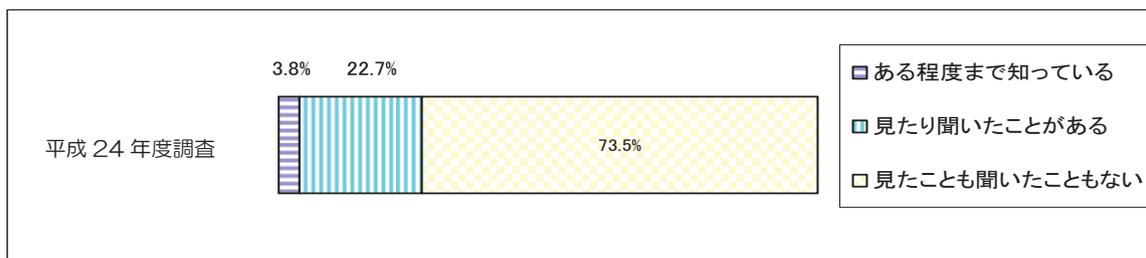
市川市のDV防止の施策の中で、今後あなたが特に力を入れてほしいと思われることを次の中から選んでください。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

### 【配偶者暴力相談支援センターの周知（市川市）】

市川市では配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV防止に向け相談機能を強化しています。「配偶者暴力相談支援センター」をご存知ですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

## 取組の方向 4 相談業務の充実

安全で安心できる相談体制のひとつとして、本市では、平成23年10月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。本市配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者からの相談を受け、情報提供を行い、手続きに必要な証明書を発行し、自立までのきめ細かな切れ目のない支援を行います。

|       |                                                                            |        |        |        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 9. 支援計画書作成による情報の共有化 <span style="float: right;"><b>重点</b> <b>新規</b></span> |        |        |        |
| 事業概要  | 個々のケースの（安全確保を踏まえ）きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。             |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                    |        |        |        |
| 報告    | 支援計画書作成数                                                                   |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成24年度）                                                                 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | —                                                                          |        |        |        |

|       |                                                                                           |        |        |        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 10. 保護命令申し立てに関する助言・支援                                                                     |        |        |        |
| 事業概要  | 裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し安全確保に努めます。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                                   |        |        |        |
| 報告    | 裁判所への書面の提出件数                                                                              |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状（平成24年度）                                                                                | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 1件                                                                                        |        |        |        |

|      |                                                |        |        |        |
|------|------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 11. 女性弁護士による無料法律相談の実施                          |        |        |        |
| 事業概要 | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                        |        |        |        |
| 目標   | 相談件数                                           |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 131件                                           | 150件   | 160件   | 170件   |

|       |                                                                |        |        |        |
|-------|----------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 12. 外国人への相談の配慮                                                 |        |        |        |
| 事業概要  | 言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                        |        |        |        |
| 報告    | 外国人の相談件数                                                       |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                                     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 101件                                                           |        |        |        |

|       |                                                       |        |        |        |
|-------|-------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 13. 高齢者・障害者への相談の配慮                                    |        |        |        |
| 事業概要  | 高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係課と連携し迅速な対応を図ります。 |        |        |        |
| 所管課   | 地域福祉支援課、障害者支援課                                        |        |        |        |
| 報告    | 65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数                                   |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                            | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | —                                                     |        |        |        |

|      |                                                                                               |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 14. 一時保護施設入所者への訪問面接                                                                           |        |        |        |
| 事業概要 | 市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合及び他の一時保護施設入所者に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行う。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                       |        |        |        |
| 目標   | 一時保護者への訪問面接を実施する割数                                                                            |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                                    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 100%                                                                                          | 100%   | 100%   | 100%   |

|       |                                                                             |        |        |        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 15. 重篤度の高い被害者への同行支援                                                         |        |        |        |
| 事業概要  | DVの影響で、精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員または女性相談員が関係部署へ同行支援します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                     |        |        |        |
| 報告    | 同行支援を行ったケース数                                                                |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                                                  | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 12件                                                                         |        |        |        |

|       |                                          |        |        |        |
|-------|------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 16. 被害者の個人情報の適切な管理                       |        |        | 新規     |
| 事業概要  | 「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                  |        |        |        |
| 報告    | —                                        |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                               | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | —                                        | —      | —      | —      |

## 取組の方向 5 被害者の安全確保

DV被害者の安全を確保することは、最優先事項です。

本市配偶者暴力相談支援センターには、「被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護」の機能があります。この機能に基づき、DV被害者の生命、身体に重大な危害を受け、恐れが高いと判断される場合には、緊急一時保護施設への入所等、警察をはじめ関係機関と連携しながら安全確保を第一にDV被害者を保護します。

|       |                                                                        |        |        |        |
|-------|------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 17. 警察との連携強化                                                           |        |        |        |
| 事業概要  | 配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                |        |        |        |
| 報告    | 警察と連携したケース数                                                            |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                                             | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 17件                                                                    |        |        |        |

|       |                                                                |        |        |        |
|-------|----------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 18. 緊急一時保護の実施                                                  |        |        |        |
| 事業概要  | 緊急性が高いケースにおいては、県婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                        |        |        |        |
| 報告    | 婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数                                        |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                                     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 14件                                                            |        |        |        |

|       |                                                                                                 |        |        |        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 19. 一時保護者、同伴者への同行支援                                                                             |        |        |        |
| 事業概要  | シェルターに入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課、地域福祉支援課 障害者支援課                                                                          |        |        |        |
| 報告    | 同行支援を行ったケース数                                                                                    |        |        |        |
| 実績報告値 | 現 状(平成24年度)                                                                                     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 12件                                                                                             |        |        |        |

## 取組の方向 6 職務関係者の資質向上

DV 被害者への支援を適切に行うためには、職務関係者の資質向上が欠かせません。

DV 被害者が早期に問題解決できるよう、職務関係者には、問題解決のツールとしての社会資源の情報を、DV 被害者へ提供することが求められています。

そこで、女性相談員をはじめとする職務関係者が、研修等を通じて情報を吸収し、多くの知識を身につけ、DV 被害者にとって最適なメニューを提供できるよう努めます。

|      |                                                                                                                          |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 20. 支援センター職員のスキルアップ                                                                                                      |        |        |        |
| 事業概要 | DV被害者や同僚の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法的制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV相談担当課の職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                                                  |        |        |        |
| 目標   | 研修参加回数                                                                                                                   |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                                                               | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 5回                                                                                                                       | 3回     | 3回     | 3回     |

|      |                                                        |        |        |        |
|------|--------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 21. ケース検討会議の実施                                         |        |        |        |
| 事業概要 | 処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                |        |        |        |
| 目標   | ケース検討会議実施数                                             |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                             | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 9回                                                     | 12回    | 12回    | 12回    |

## 基本目標 Ⅲ 実効性のある自立支援の充実

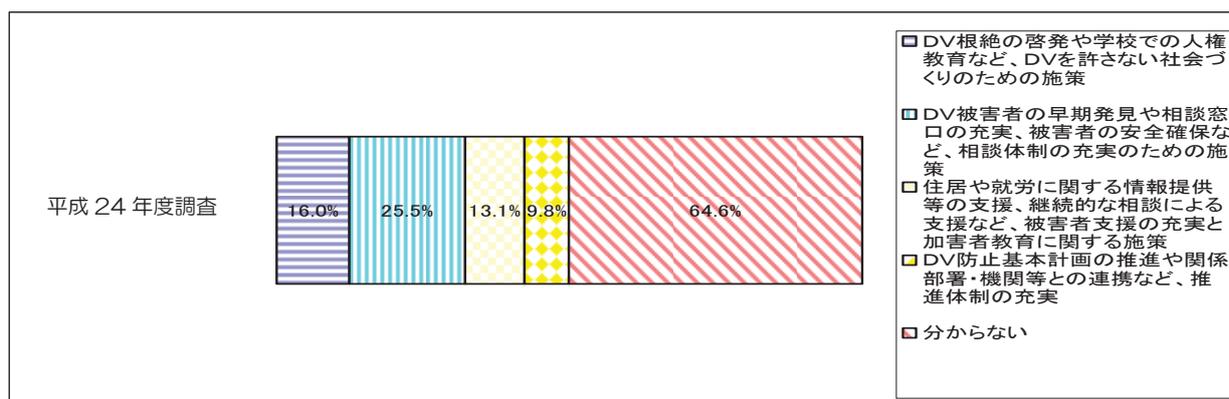
DV被害者は、加害者と離れ安定した生活を送ることができる支援をするのが、この分野です。実効性のある自立支援の充実を図るため、「被害者の生活再建支援」と「子どもに関する支援」の2つを取組の方向として事業を展開していきます。

DV被害者が、加害者から離れることに成功しても、新しい生活を始めるためには、乗り越えなければならない壁が多数あります。着の身着のまま避難する場合は、経済的な問題（生活費）や住居の問題、子どもがいる場合は転校や転園の問題などがあり、被害者の自立に必要な支援を行い生活再建を進めます。

| 成果指標                    | 平成 24 年度<br>現状値            | 目標値      |          |          |
|-------------------------|----------------------------|----------|----------|----------|
|                         |                            | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 施策が進んでいると思<br>っている市民の割合 | 13.1%<br>(e モニター<br>アンケート) | 15%      | 20%      | 25%      |

【目標達成に向け進んでいると思う施策（市川市）】

「市川市DV防止基本計画」には4つの基本目標があります。目標達成に向け進んでいると思う施策を次の中から選んでください。



eモニター制度による「DVに関するアンケート」結果

## 取組の方向 7 被害者の生活再建支援

DV 被害者にとって、安全が確保された後に大事なことが、安定した生活を送ることです。

被害者が生活再建を早期に果たせるように、福祉制度を活用した支援をはじめ、住宅の確保に向けた支援や就労に向けた支援等、それぞれの状況に合った切れ目のないきめ細かな支援を行っていきます。

|       |                                                          |          |          |          |
|-------|----------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名   | 22. 住民基本台帳の閲覧禁止、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行      |          |          |          |
| 事業概要  | 住民基本台帳の閲覧禁止、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。 |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                  |          |          |          |
| 報告    | DV証明書の発行数                                                |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状 (平成 24 年度)                                           | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|       | 103枚                                                     |          |          |          |

|       |                                                    |          |          |          |
|-------|----------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名   | 23. 住宅確保に向けた支援                                     |          |          |          |
| 事業概要  | 住宅確保について情報提供や助言を行い、県営住宅・市営住宅等入居を優先させるための証明書の発行します。 |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課                                            |          |          |          |
| 報告    | 賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数                   |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状 (平成 24 年度)                                     | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|       | 7件                                                 |          |          |          |

|      |                                          |          |          |          |
|------|------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 24. 就労に向けた支援                             |          |          |          |
| 事業概要 | 再就職に必要なスキルや情報を修得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                  |          |          |          |
| 目標   | 講座等の開催数                                  |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度)                           | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | —                                        | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

|       |                                                                      |          |          |          |
|-------|----------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名   | 25. 施設等退所後の継続的支援                                                     |          |          |          |
| 事業概要  | 施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、被害者とその子どもの様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。 |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                              |          |          |          |
| 報告    | 施設等退所者及び同伴の家族の継続支援件数                                                 |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                       | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|       | 14/16 件                                                              | —        | —        | —        |

## 取組の方向 8 子どもに関する支援

DVは家庭内で起こることが多く、その環境で育つ子どもの多くは、深刻な影響を受けています。子どもは両親の暴力を目の当たりにし、心に大きな傷を負います。これは児童虐待の防止等の法律でも、児童虐待に当たると明記されています。

子どもは暴力の環境にいることで、様々な影響がでることもあり、子どもへの心のケアが非常に重要となることから、児童相談所や学校・保育園等と連携した支援が必要です。また、避難先においても学校等で心身ともに落ち着ける環境づくりのための支援を関係機関と連携し行います。

|       |                                                              |        |        |        |
|-------|--------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 26. 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携                           |        |        |        |
| 事業概要  | 被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                      |        |        |        |
| 報告    | 児童相談所や関係部署との連携数                                              |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                                   | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 12件                                                          | 件      | 件      | 件      |

|       |                                                                              |        |        |        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 27. 就学における支援と配慮                                                              |        |        |        |
| 事業概要  | 教育委員会や学校と連携し、被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言します。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                      |        |        |        |
| 報告    | 義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数                                                  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                                                   | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 10件                                                                          |        |        |        |

|       |                                                                                               |        |        |        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名   | 28. 保育園入園における支援と配慮                                                                            |        |        |        |
| 事業概要  | 被害者が安心して就労できるよう、子どもの市内の保育園の優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。 |        |        |        |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                                       |        |        |        |
| 報告    | 保育園と連携したケース数                                                                                  |        |        |        |
| 実績報告値 | 現状(平成24年度)                                                                                    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|       | 5件                                                                                            | 件      | 件      | 件      |

|      |                                                                                         |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 29. 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> |        |        |        |
| 事業概要 | 就学前教育等従事職員を対象に、世代間連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係課と連携し研修を実施します。                     |        |        |        |
| 所管課  | 総務部 男女共同参画課                                                                             |        |        |        |
| 目標   | 研修会実施回数                                                                                 |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                              | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                                                       | 1回     | 1回     | 1回     |

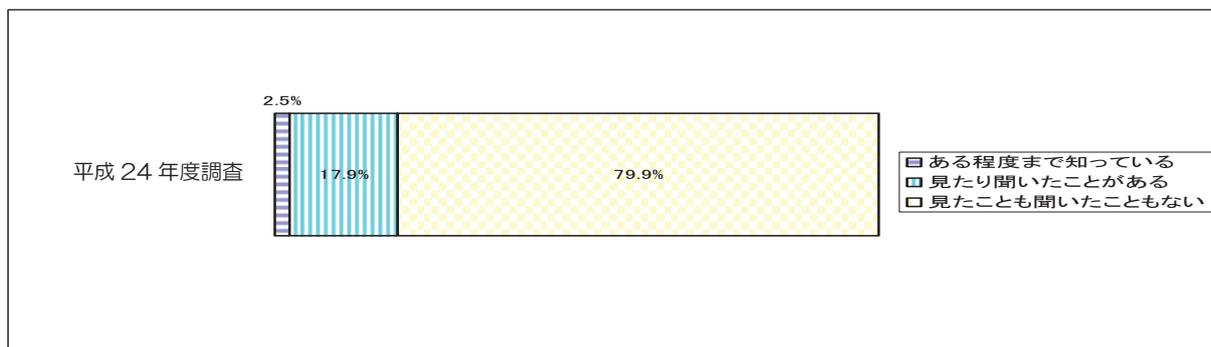
## 基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制

DV被害には、住民票の閲覧制限や裁判所の保護命令、その他生活するうえでの経済的な支援や子どもに関する支援など、必要な支援が多方面にわたります。そのため、DVに関して共通認識を持って、切れ目のない細かな支援のために、緊密な連携と協力体制を確立しなければなりません。

| 成果指標                  | 平成24年度<br>現状値         | 目標値    |        |        |
|-----------------------|-----------------------|--------|--------|--------|
|                       |                       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 市川市DV防止基本計画を知っている人の割合 | 20.4%<br>(eモニターアンケート) | 30%    | 40%    | 50%    |

### 【市川市DV防止基本計画の周知度（市川市）】

市川市では、「市川市DV防止基本計画」を策定し、DV防止や被害者の保護と自立支援をより一層きめ細かく推進することで、「DVの根絶」を目指しています。「市川市DV防止基本計画」をご存知ですか。



eモニター制度による「DVに関するアンケート」結果

## 取組の方向 9 関係機関・関係部署との連携

本市では、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対応する環境を整備するため、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を平成25年度に設置しました。当該ネットワーク会議において、警察や千葉県女性サポートセンター等の行政機関や各関係機関の代表者が集まり、情報を共有し、それぞれの役割を明確化することで、あらゆる暴力の根絶を目指していきます。

|      |                                                                                              |        |        |        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 30. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施 <b>重点</b> <b>新規</b>                                               |        |        |        |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課、介護保健課、子育て支援課                                                          |        |        |        |
| 目標   | 開催回数                                                                                         |        |        |        |
| 目標数値 | 現 状(平成24年度)                                                                                  | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                                                            | 2回     | 2回     | 2回     |

|      |                                                                                   |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 31. DV防止ネットワーク実務者会議の実施 <b>新規</b>                                                  |        |        |        |
| 事業概要 | DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                           |        |        |        |
| 目標   | 開催回数                                                                              |        |        |        |
| 目標数値 | 現 状(平成24年度)                                                                       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                                                 | 2回     | 2回     | 2回     |

|       |                                                         |          |          |          |
|-------|---------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名   | 32. DV防止ネットワーク個別ケース検討会議の実施                              |          |          |          |
| 事業概要  | DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。 |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                 |          |          |          |
| 報告    | ケース検討会議実施回数                                             |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状(平成 24 年度)                                           | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|       | 1 回                                                     |          |          |          |

# 市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議

